

令和3年3月定例会

# 南伊豆町議会会議録

令和3年 2月25日 開会

令和3年 3月16日 閉会

南伊豆町議会

令和三年三月定例会

南伊豆町議会会議録

令和三年三月定例会

南伊豆町議会会議録

# 令和3年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

## 第1号（2月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○施政方針、予算編成方針並びに行政報告	4
○一般質問	16
漆田修君	16
加畑毅君	34
谷正君	47
宮田和彦君	62
○散会宣告	70
○署名議員	71

## 第2号（2月26日）

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	73

○職務のため出席した者の職氏名	7 4
○開議宣告	7 5
○議事日程説明	7 5
○会議録署名議員の指名	7 5
○一般質問	7 5
長 田 美喜彦 君	7 5
黒 田 利貴男 君	8 7
横 嶋 隆 二 君	9 5
○諮第 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 6 号及び議第 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2

○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○散会宣告	155
○署名議員	157

### 第 3 号 (3月2日)

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	159
○出席議員	159
○欠席議員	160
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	160
○職務のため出席した者の職氏名	160
○開議宣告	161
○議事日程説明	161
○会議録署名議員の指名	161
○議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託	161
○議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	165
○議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	167
○議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託	171
○議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	172
○議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託	173
○議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託	174
○議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	175
○議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	176
○議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	178
○議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託	179
○議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託	181
○議第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	182
○議第40号の上程、説明、質疑、委員会付託	184
○散会宣告	186
○署名議員	187

第 4 号 (3月16日)

○議事日程	189
○本日の会議に付した事件	189
○出席議員	190
○欠席議員	190
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	190
○職務のため出席した者の職氏名	190
○開議宣告	191
○議事日程説明	191
○会議録署名議員の指名	191
○議第27号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	191
○議第28号～議第30号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	199
○議第31号～議第34号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	201
○議第35号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	204
○議第36号～議第39号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	205
○議第40号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	207
○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
○閉会中の継続調査申出書	215
○閉議及び閉会宣告	216
○署名議員	217

令和3年3月定例町議会

(第1日 2月25日)

## 令和3年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年2月25日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 施政方針、予算編成方針並びに行政報告  
日程第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君

町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教委事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長 佐藤禎明 係 長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年3月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎開議宣告

○議長（清水清一君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの、もとい3月16日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの20日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（清水清一君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和2年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

---

### ◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（清水清一君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

本日ここに、令和3年南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算をはじめ諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに予算の概要を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。はじめに。

2019年11月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各地に拡散され、人類を脅かす感染症パンデミックを引き起こし、世界中を過去に経験したことのない事態に陥れました。

我が国においても未曾有の国難に直面しており、国民生活や経済活動に甚大な影響を与え

たほか、圏域内の農林漁業や観光業、商工業などにおいても、極めて深刻な状況が続いております。

また、昨年末には、収束の見えない感染症の急拡大を受けてG o T oトラベルが停止され、本年1月には、首都圏における爆発的感染拡大から、東京都をはじめとする11都府県に緊急事態宣言が再発出されるなど、回復基調にあった社会経済活動に暗い影を落としました。

直近の感染症対策においては、最新のテクノロジーにより開発されたワクチンの予防接種に国民の期待が高まる中、本町においても早期接種に向けた体制整備を加速させ、感染対策に万全を期すことで「安心と希望」を創出し、地域の活力と安全・安心な生活を取り戻し、希望の未来を切り開いていくことに全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年12月の閣議を経て発表された「令和3年度の経済財政運営の基本的態度」によれば、今後の経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を最優先の課題とし、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道に戻していくとされており、併せてデジタル社会の実現や新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資強化、2050年を目指したカーボンニュートラルによる経済と環境の循環等に取り組むことや、活力ある地方をつくるべく、中小企業の生産性向上や観光、農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化し、都会から地方への新たな人の流れをつくるとしております。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組むなど切れ目のない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方が安心できる社会保障制度の構築や、テレワーク等の働き方改革を推進するとともに、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組むとしており、重要課題である自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化などに取り組み、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき経済と財政の一体改革を推進し、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出、歳入面からの改革を推進すると結んでおります。

また、我が国全体が人口減少、少子高齢化の道を長期にわたり歩まざるを得ない中で、過疎地域の人口減少は加速しており、経済指標や公共施設の整備水準の格差がまだまだ残ってい

るほか、人口構造の変化を背景として、公共交通手段の確保や医療、福祉分野をはじめとした担い手の確保、集落の維持、活性化といった課題や社会生活基盤の劣化、消費活動や生産活動の縮小による地域経済の停滞による税収減など、財政悪化も懸念されております。

これらに加え、コロナ禍の中で地方自治を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、新たなまちづくりの指針となる第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、町民ファーストの町政実現に向けて、誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の支えとなる施策の推進に努めるとともに、政策の選択と集中による重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながらその歩みを確かなものとするため、主要施策の概要並びに今後の方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

令和3年度に向けては、ポストコロナを見据え第6次南伊豆町総合計画における主要施策の推進を図るとともに、今後ますます行政資源が限られていく中で、絶えず中長期的な財政状況を把握し、健全経営に最大限の配慮を図りながら事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

とりわけ本町では、少子高齢化による人口減少、ライフスタイルの多様化などから住民ニーズも複雑・高度化しており、これらの行政課題に対応するため、絶えず情報収集に努めるとともに、自治体を取り巻く環境を的確に捉え、全ての町民が住みやすく、次世代、未来の子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町の運営に取り組んでまいります。

また、本町の財政状況においては依存財源比率が極めて高く、国等の動向に左右されることから、不測の事態に柔軟に対応できるよう、ふるさと寄附等の財源確保や財政調整基金等の充実を図り、健全な町政運営に努めてまいります。

このため、第6次南伊豆町総合計画で基本構想・目標に掲げる施策のほか、新たに策定する南伊豆町過疎地域自立促進計画などの着実な履行をもって町民の皆様にご賛同いただけるまちづくりを目指し、引き続き職員一同「ワンチーム」として進めてまいります。

現下において新型コロナウイルス感染症対策は最優先事項であり、関連する国の経済、雇用対策の動向に注視しながら、引き続き「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を基軸とした町政運営に邁進してまいります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援。

子供は「町の宝」であり、子育て支援の取組みには終着点はありません。

このため、令和3年度においても子育て支援・教育環境の整備を推進するとともに、高校生通学バス補助制度、こども医療費助成制度、出産祝い金制度など各種支援策のさらなる充実を図るほか、新たにインフルエンザ予防接種助成事業の拡大、保育料の完全無償化などにも取り組むことで、少子化の流れを食い止めることやその影響を緩和するための施策を積極的に展開してまいります。

また、令和2年度から着手した南伊豆町認定こども園一園化整備事業については、令和3年度中に園内保育室の適正配置に向けた園舎改修を経て、令和4年度開園を確かなものとしてまいります。

加えて、本年4月開設予定の南伊豆町地域子育て支援センターにおいては、総合的な子育て支援の拠点施設とするほか、子育て世代を中心とした就労支援やリカレント教育を提供する場としての機能を併設し、子育てスタイルやワークスタイルの実現に寄与する新たな子育て支援の仕組みづくりにも取り組んでまいります。

令和2年度に予定した外国青年招致事業JETプログラムによる外国語指導助手（ALT）を活用した外国語教育については、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受け、ALTの来日が延期となりました。

このため、令和2年度内での活動は依然として不透明ではありますが、感染症終息後を見据えた魅力ある効果的な事業として外国語の習得ができ得る環境の創出を目指し、受入れ態勢を再整備してまいります。

また、国が推進するGIGAスクール構想では、全国の国公、私立の小・中学生に1人1台のパソコンやタブレットといったデジタル端末を配備、高速通信の環境整備も必要とされていることから、本町においても令和2年度中には体制整備が完了いたします。

これからの時代に生きる児童生徒にとってICTの活用は必須スキルとされ、これまでの教育実践と最先端のICTとのベストミックスを図ることで、教師、児童生徒の力が最大限引き出され、「学びの深化」や「学びの転換」といった効果に加え、1人1台のパソコンが令和の学びの「スタンダード」となることで、Society5.0時代にふさわしい学校教育に繋がるものと確信しております。

さて、全国各地で少子化の進行が加速度を増す中、児童生徒数の減少や学校規模の縮小に起因する学校統廃合、通学区域の変更あるいは小中一貫校の創設など地域特性を生かした各種対策が講じられており、賀茂圏域においても中学校の再編の動きは顕著であります。

これら学校再編の流れは、本町においても避けては通れない重要な課題であり、適切な対

応が求められていることから、昨年12月開催の南伊豆町学校教育環境整備委員会において中学校統合に係る審議がスタートいたしました。

本年7月には答申が示されることから、本議会にもお諮りしながら、より良い教育環境の構築を念頭に慎重に検討してまいります。

観光・地域産業の振興。

世界から注目を浴びた東京オリンピック・パラリンピック2020の開催延期から既に1年が経過し、各国ではワクチン接種など感染症の終息に向けた取組が加速する中、依然としてその開催の有無は不透明な状況にあります。

開催決定となれば伊豆市で自転車競技が開催され、伊豆地域に国内外からの観光客が来訪することが期待されておりますので、ゴールデンウィークや海水浴シーズン、秋の伊勢海老まつりなどに向けた効果的な情報発信を展開してまいります。

また、伊豆半島最南端の町、南伊豆のシンボルでもある石廊崎灯台開設150周年を記念して、石廊崎オーシャンパークをメイン会場とした各種イベントの展開とともに、本灯台の長きにわたる歴史とその功績を盛大にお祝いし、名勝石廊崎を愛する多くの人々にご来訪いただけるよう万全を期してまいります。

本町では、平成30年2月に南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会を設立し、エネルギーの地産地消、南上地区を中心とした産業振興と地域活性化、有害鳥獣対策に効果的な荒廃森林整備と未利用材の活用などをもって木質バイオマス・ガス化発電計画の事業化を推進しております。

令和2年8月には、発電事業者から提出された岩殿地区での150キロワット級の発電施設整備計画に係る木材供給体制や森林整備促進効果などが検証され、同計画地の農地転用許可を経て重要計画が承認されたことから、令和4年12月には発電プラントが正式に稼働する予定であります。

今後の事業展開に向けては、町内広域に分布する広葉樹を活用した新たな発電プラントの設置場所選定と早期稼働の可能性も検証されますので、町内全域を対象とした実効性の高い発電計画の下、さらなる産業振興と地域活性化に向けた協力体制の強化に取り組んでまいります。

福祉・防災の充実。

本町の高齢化率は46%を超え、近年では買物や外出の際の「足」の確保でお困りの高齢者が増加するなど大きな社会問題とされております。

このため、令和元年度から高齢者の生活を維持するため必要な移動・外出支援については、住民の助け合いや社会福祉法人との連携による新たなサービスの創出に向けた「南伊豆町移動・外出支援モデル事業」を実施し、その実用化に向けた検証を重ねてまいりました。

令和3年度からは、南伊豆町社会福祉協議会を運営母体とした個人ボランティアや社会福祉法人梓友会にもご参加いただき、公共交通空白解消事業で運行する「なのはな号」も活用しながら移動・外出支援事業を本格展開してまいります。

また、加速する人口減少や少子高齢化による超高齢化社会を迎えるに当たり、介護・福祉事業には質及び量のさらなる充実が求められておりますので、さらなる健康長寿社会の実現に向けたきめ細かい各種福祉サービスの提供に努めるとともに、地域包括支援センターによる介護予防や高齢者の総合的な相談窓口の充実を図るほか、健康・福祉・子育て支援事業などの積極的な事業展開をもって、人生100年時代に即した体制強化に努めてまいります。

さて、近年における災害は大規模化・多様化しており、目まぐるしく変化する局面において迅速かつ確かな情報伝達は不可欠とされており、適正かつ安定的な災害情報の提供は地域防災の要であります。

このため、令和2年度から令和4年度までの3か年計画をもって同報無線のデジタル化を進めており、令和3年度から町内89か所の子局改修工事が本格化することから、パンザマスト周辺にお住いの皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今般のコロナ禍における避難所開設に特化した室内間仕切りテントや簡易ベッドの配備、マスクや消毒液など衛生用品の確保に努めてきたところでありますが、令和3年度においても想定される大規模災害に備えた避難所用資機材、非常用食料や飲料水等の備蓄品の拡充に加え、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の下、地震、津波に特化した避難路、避難地整備などにも誠意に取り組んでまいります。

その他、河川氾濫の要因とされる土砂等堆積物の一刻も早い浚渫、国道道の適正な管理においては、特に観光地である本町にとって景観や安全機能確保が強く求められておりますので、所管する静岡県に粘り強く要請してまいります。

また、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通に向けては、国土交通省や地元選出の国会議員への要望活動を積極的に展開し、道路整備の必要性とその緊急性を強く訴えてまいりますので、本議会からの力強いご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上、令和3年度の町政運営に対する基本的な考えと概要を申し述べましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況にあつては、極めて厳しい1年となることが想定

されます。

このため、なお一層の行財政改革に取り組み、町民の積極的な行政参加と協働を基軸とした住民自治こそが地域再生、地位創造の原動力であることを念頭に、我がまち南伊豆のさらなる発展を目指してまいりますので、町民並びに本議会のご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

先般、内閣府から発表された月例経済報告によれば、我が国の経済は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに注意し、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」との基調判断を行っております。

政府による政策の基本的態度においては、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意を持って新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて国民の命と暮らしを守り抜き、その上で「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとしております。

また、昨年12月21日には一般会計の総額を106兆6,097億円とする令和3年度予算案が閣議決定され、新型コロナウイルス感染拡大による国税等の減収が反映される中、地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方の一般財源総額については令和2年度を上回る水準が確保されております。

新型コロナウイルス感染症は、生命の危機のみならず、人々に大きな不安や価値観の変化をもたらし、町民生活や経済活動に甚大な影響を与えており、いまだ終息の行方が見えないこの感染症の影響は、広範かつ長期にわたることが予測されることから、今後の財政運営をより厳しいものにする可能性があります。

また、これら感染症の長期化により、町民が行政に求めることは極めて多様化、複雑化しており、町政運営においても「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」社会における新たな日常に適応する必要があります。

このため、町民が何を望むのか常に創造力を働かせ、行政として何をすべきか、何が必要

なのかを見極め、タイミングを逃さずスピード感を持って施策の実行に努めなければなりません。

とりわけ本町においては、主要産業である観光業の低迷は深刻であり、人口減少と相まって町税等の伸びは期待できず、約7割を依存財源に頼らざるを得ない現状からも財政状況は依然として厳しい状況にありますので、国や県の動向に十分留意しながら、将来を見据えた中長期的な財政ビジョンが求められております。

以上のことから、第6次南伊豆町総合計画における主要課題を踏まえ、基本構想、基本計画に掲げる各種目標、政策を着実に推進ものであり、地域を経営するという発想の下、「地域力」の強化に努めるほか、政策の選択と集中をもって重点化を図り、限られた財源の中で地域資源を最大限に活用し、施策、事業の進捗状況を的確に捉えた中で今後の施策展開に反映させることが極めて重要となります。

さらに、住民満足度を重視した効率的、効果的な行政運営が強く求められていることに鑑み、常に歳出削減、費用対効果、平準化等を念頭に政策選択の最適化に努めるものであります。

令和3年度当初予算は、年度当初に町長選挙を控えていることから、経常的経費及び継続的的事业に対応する経費を中心とした骨格予算での編成といたしましたが、具体的な施策、事業等においては総合計画を基本として多様化、複雑化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境などを的確に把握し、適切な予算配分に努めたところであります。

結びに、円滑な町政運営に資するための財源確保に向けては、町税等の適正なる賦課徴収に加え、国・県支出金や町債のほか、主要財源である地方交付税及びふるさと寄附金等を堅実に見込み、一般会計に係る予算総額を前年度比0.5%減の49億3,600万円としたほか、一般会計、12特別会計及び水道事業会計の総額では、前年度比1.7%減の86億6,011万4,000円といたしました。

これら各事業の詳細につきましては、令和3年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計別予算総額及び一般会計歳入予算に係る前年度との比較は次表のとおりであります。

以上をもちまして、令和3年度施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続きまして、令和3年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、新型コロナウイルス感染症の

蔓延によりお亡くなりになられた方々にご冥福と、入院を余儀なくされている方々の1日も早いご回復を祈念申し上げます。

また、今なお緊迫した医療現場において日夜奮闘いただいております医療関係者の皆様に、心から敬意と感謝の意を表します。

それでは、令和2年12月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

#### 1、石廊崎オーシャンパークについて。

令和2年度着工の管理棟新築工事については、本年1月中には構築物の完成検査が終了し、備品等の調達が完了後に供用開始となる予定で、既存の休憩棟内に確保できなかった事務室や乗務員・添乗員控室、会議室、倉庫なども整備されました。

また、令和3年度は当該施設に係る指定管理期間の最終年を迎えることとなりますが、何よりも町民に愛され、親しみと利便性が実感できる施設運営が求められていることから、町民の駐車料金無料化に加えて営業時間等の見直しなども急務と考えられます。

終息の見えないコロナ禍にあつて、集客向上への取組は相反するところではありますが、石廊崎オーシャンパークに求められる使命とその役割を再認識し、町内経済に向けた2次的、3次的波及効果のさらなる拡大に取り組んでまいります。

加えて、令和3年度は石廊崎灯台150周年を迎えることから、下田海上保安部との共催の下、盛大にお祝いをしたいと考えておりますので、より多くの町民の皆様のご参画に期待するところであります。

#### 2、令和3年南伊豆町成人式について。

新たな年の始まりにふさわしい催事として華やかに執り行われる成人式ではありますが、本年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な制約を設けながらの式典となりました。

本式の開催に向けては、全国の自治体でも中止、延期、感染防止対策を講じての開催とその対応は分かれていましたが、新成人にとっては一生に一度のことであり、未来を担う新成人を祝福したいという強い思いの中で、徹底した予防対策と新成人の自覚ある行動を信頼し、挙行する運びとなりました。

1月10日の式典には、凛々しいスーツ姿や艶やかな晴れ着姿の64名の出席があり、議長、副議長、懐かしい恩師の先生方を来賓にお迎えし、厳かな中にも笑顔が絶えないすばらしい成人式となりました。

本来であれば、来賓、保護者の皆様には多数のご参列の下、ともに新成人の門出を祝福したいところでありましたが、何よりも安全・安心な環境を堅持するためにご遠慮いただきま

した。関係者の皆様には、この場を借りて深くおわびを申し上げます。

### 3、民間事業者との連携協定締結について。

令和2年12月23日、下田総合庁舎において賀茂地区1市5町と東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社による「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」を締結いたしました。

この協定は、令和元年に襲来した台風15号、19号による甚大な被害を教訓として、全国の電力会社と自治体による連携協定の締結をもって停電時の早期復旧を図るため、連絡体制の確立、情報連携、相互協力などを定めるもので、これら各種災害に関する広域的な電力復旧の取組を推進し、さらなる連携強化をもって地域防災力の強化を図るものであります。

その後、同庁舎内の別会場において、明治安田生命保険相互会社と1市5町による「健康増進及び健康寿命延伸等に関する連携協定」が締結されました。

本協定では、相互連携協定の下、健康増進と健康寿命延伸等に関する必要な取組を実施することにより、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的としたもので、健康増進、がん対策、感染症対策などで連携強化を図るものであります。

また、翌24日には、リモート会議を経て株式会社キッチハイクと本町による「町の関係人口の創出とふるさと食体験の相互推進に関する協定」を締結いたしました。

現下の新型コロナウイルス感染症の下、同社が企画運営するオンラインイベントの仕組みを活用した「オンライン食コミュニティイベント」を精力的に展開し、食と体験をテーマに南伊豆町の魅力を全国に情報発信してまいりましたが、今後も本町の魅力的な資源である食をメインとした体験の提供をもって、さらなる関係人口の創出に取り組んでまいります。

加えて、令和3年2月3日には、日本郵便株式会社と「包括連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、町民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的に、観光資源のPRに関する事、地域経済の活性化に関する事、安全・安心な暮らしの実現に関する事、未来を担う子供の育成に関する事、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みの推進に関する事、その他地域の活性化等に関する事など、6項目に係る連携、協力の推進を定めたものであります。

同社とは、これまでに道路損傷パトロール、高齢者の見守り、不法投棄についても協定を締結してまいりましたが、今般の協定をもってほぼ全ての行政分野での連携がなされたものと解します。

今後も、よりよい住民サービスの提供や安全・安心なまちづくり、観光振興、福祉、教育分野における課題解決に向けた連携強化に取り組んでまいります。

#### 4、南伊豆町地域子育て支援センター整備について。

2月末現在の工事進捗率は94%となっており、3月中での竣工検査を経て、4月9日には竣工式を予定しておりますので、議員各位のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

本施設の概要については、木造2階建て、延べ床面積430.62平方メートル、1階部分は地域子育て支援センターとして年間5,000人の利用者を予定しており、2階部分は多目的室として、同センター利用者及び認定こども園の各種屋内行事に活用するほか、子育て支援団体への開放に加え、子育て世帯の就労支援をバックアップする実践的な取組の場の提供など、さらなる子育て支援体制の充実に努めてまいります。

このため、本定例会にて南伊豆町児童福祉施設使用料徴収条例及び南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事に係る請負契約変更額承認議案を上程いたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5、商工・観光振興について。

##### 1、プレミアム付商品券の再発行。

本年2月末を期限とした「みなみいず応援プレミアム付商品券」の販売実績では、予定した1万5,000冊に対して1万4,758冊、3,016世帯からのご購入があり、所期の経済効果は達成されたものと実感しております。

このような中、昨年末からの感染症拡大を受けて再発出された緊急事態宣言やG o T o T ラベルの全国一斉停止などから、観光業を中心とした町域経済に多大な影響を及ぼしております。

現下における感染症拡大防止の取組は、所定の効果は見られるものの、町域内における迅速かつ実効性の高い経済対策などが求められているものと解します。

このため、緊急的措置としてプレミアム付商品券1億5,000万円分の再発行（第2弾）をもって地域経済の早期回復を目指すもので、具体的には対象者を令和3年3月1日現在の住民基本台帳登録世帯主とし、販売時期を3月中旬から2か月程度を予定するほか、商品券使用期間は4月1日から4か月を確保し、使用可能店舗は前回ご登録いただいた事業者も含め再募集することで、さらなる事業効果の拡大を目指してまいります。

本事業に係る詳細が確定した段階で遅滞なく広報に努めてまいりますので、より多くの町民の皆様にお買い求めいただき、町内事業者へ温かいご支援を賜りますよう切にお願い申し

上げます。

## 2、ふるさと寄附の状況。

令和2年12月末現在の寄附件数は4,267件で、寄附総額は1億5,004万1,000円となり、前年比3.8%の減となりました。

本年度においては、都内ケーブルテレビでのCM放映や専用ホームページの開設に加え、新規返礼品の創出、新規事業者の獲得などにも取り組んでまいりましたが、コロナ禍における移動自粛等を受けて、人気の「ふるさと寄附感謝券」の申込者が大幅に減少する結果となりました。

感染症拡大で先の見えない極めて厳しい状況下にあります。今後も寄附拡大に効果的な魅力ある返礼品創出に努め、ソーシャルメディアや各種イベント、誘客キャンペーンを介した実践的なPR事業を推進してまいります。

## 3、観光施設等入込状況。

令和2年1月から12月までの町内観光施設等の入込状況は別表のとおりであります。

分野別では、主要観光施設で16万8,487人、前年比18.4%の減少となり、宿泊施設では11万5,129人、温泉施設では6万4,895人と全てにおいて前年を下回りました。

これらの要因は明らかに感染症拡大によるもので、緊急事態宣言の影響は極めて大きく、GoToトラベル事業や町主催の伊勢海老まつりクーポン事業等により一時的には減少幅は縮小されたものの、最終的には大幅な減少となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

ここで、10時30分までを休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第5、これより一般質問を行います。

---

◇ 漆 田 修 君

○議長（清水清一君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

漆田議員、ちょっとごめん。

なお、質問者のマスクの脱着は個人の判断といたします。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） それでは、質問に先立ち、新型コロナウイルス禍でのワクチン接種も始まり、緊急事態宣言対象地域も首都圏を除き解除の方向に向かっております。

改めてコロナ禍で亡くなられた方々にお悔やみと感染された方々のお見舞いを申し上げ、フィナンシャルワーカーの方々に敬意を表し、一刻も早いコロナ終息を願うものであります。

さて、今般の一般質問は、通告のとおりさくら祭り関係の観光振興についてと、義務標準法改正に伴う教育問題、これは教育長にお願いしたいと思いますが、そして広域ごみ処理施設問題、そして最後に公共施設管理問題と簡易水道の公営企業化について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、最初の質問ですが、河津町は早々にさくら祭りの中止をいたしました。本町においては、さくら祭りのイベントであるとか催し事はそのほとんどが中止ということになっておりますが、この質問要旨第1番目のことについてはこの場では割愛させていただき、2つ目のモニュメントであるとか観光マップの関係をちょっと質問させていただきます。

国道136号線を南伊豆方面に下りますと、青市、日野、バイパス分岐点、前原橋、蛇石など、気がつくだけで複数箇所にモニュメントや観光マップ等が設置されております。中には修理を要するものもあり、見た目があまりよろしくない。これらに対して観光担当部局はどのように考え、対処しようとするのか、お答えを最初にいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内には歓迎塔などのモニュメントが複数点在して設置しておりますが、これらの施設については設置から既に30年以上が経過したものなどもあり、その対応が求められていると認識をしております。

また、その劣化状況とは別の課題として、平成28年度策定の「伊豆半島景観形成行動計画」にもそぐわない色彩のものも見受けられます。

今後に向けては、これら計画との整合性を検証し、適正なる修繕あるいはその役割を終えた物件の撤去なども含めて順次対応してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、教育関係、制度的な問題もありますけれども、についてお伺いします。

昨年は極めて大きな問題が次から次へと発生し、教育関係者は振り回された1年であったと言えます。学習指導要領の一部変更問題やコロナ禍での休校問題に伴う学業の振替問題、そしてタブレット利用でのG I G A教育など、教育長をはじめ現場の先生方のご尽力により乗り切れたと思慮され、改めて感謝申し上げたいと思います。

ご承知のように昨年暮れ、文科省は突然義務標準法の改正を発表いたしました。教育長はご存知ですが、教職員の定数の関係を定めたものが義務標準法であります。それが改正されたということでもあります。ここで幾多の改正の変遷がございましたが、1学級40名から35名に減少することになったのであります。ここで、改正に関する次の2点とさきの補正予算関係のI T機器について一括質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

①、本町の小中学校の学級数やクラス人数など、具体的にその数値をお答えください。

2つ目、少人数学級、これ複式学級の特例上限人数と改正法にスライド化された今後の方向性や特例加配は今後いかなるのか、教育長、個人的な見解で結構ですが、お答えを賜りたいと思います。

そして、3番目が、さきの臨時議会でG I G A教育教材の変更案件が上程されました。全小中学校の生徒児童にタブレットを配付するというそういう事業であります。昨年の休校時点と、これ安倍内閣のときの休校時点と今回の現在では環境が異なると思いますが、その

G I G A教育教材の観点からお答えを。

以上の3点、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

1点目の義務標準法の改正に伴う教育環境問題の課題についてということですが、町内小中学校で同学年において2クラス存在するのは、40人在籍の南伊豆中学校の現1年生のみでございます。その他は全て単学級となっております。

具体的に数値をとということですので、本年1月4日現在の各校各学年の人数を申し上げますと、南中小学校は1年生15人、2年生24人、3年生24人、4年生27人、5年生22人、6年生21人、合計133人。同校には特別支援学級2クラス（情緒、知的）も開設しております。南上小学校は1年生11人、2年生5人、3年生11人、4年生9人、5年生8人、6年生9人、合計53人。南伊豆東小学校は1年生20人、2年生14人、3年生27人、4年生18人、5年生13人、6年生21人、合計113人。町内小学生計299人となります。

続いて、中学校です。南伊豆東中学校は1年生23人、2年生26人、3年生25人、合計74人。南伊豆中学校は1年生40人、前述いたしましたとおりこちらが2クラスとなります。2年生33人、3年生30人、合計103人。同校にも特別支援学級2クラス（情緒、知的）を開設しております。町内中学生の計は177人となります。

続けたほうがよろしいでしょうか。

〔「続けてください」と言う人あり〕

○教育長（佐野 薫君） 2つ目の質問についてですが、先ほど答弁いたしましたとおり、当町の小中学校の児童生徒数は、南伊豆中の1年生を除き全て35人以下の単学級であります。静岡県においては、平成21年度から公立小中学校全学年において35人学級を実施しており、数年前には25人という下限も撤廃され、少人数学級が実現されております。国においては、今後さらに30人学級まで推し進めていくようですが、元来ほとんど30人以下学級となっている当町には恩恵は少ないように思われます。むしろ、今後は学校再編成等により授業が一番効果的に行われると感じている25人程度の学級を作ることが、当町における課題となると考えております。

続いて、3つ目の質問ですけれども、さきの臨時議会において承認いただいた契約変更は、「小中学校用パソコン487台を購入する備品購入契約」の納入期限の延長をお願いしたもので、パソコン購入と同様に地方創生臨時交付金を財源に実施する「小中学校情報ネットワー

ク構築工事」で、新たに設置するWi-Fiルーターと周辺機器の仕様に合わせてパソコンを設定する必要が生じることから、パソコンの設定も契約事項に含まれている当該契約の納入期限を「小中学校情報ネットワーク構築工事」の完了に合わせていただいております。

校内でのICTを活用した授業の推進、休校時の子供たちへの対応ツールとしての活用等、基本的な対応は休校時と変わっておりませんが、教員のICT活用のスキルアップ、各児童生徒宅の通信環境の格差等の課題があり、その辺りの課題を解決した上での本格的な活用にはもう少し時間がかかるものと思料しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 細かい数字ありがとうございました。

これ教育委員会から事前にいただいた数値なんですけど、これは今現在で例えばゼロ歳児から5歳児までの各地区別の、当然例えば南上地区のゾーンで生まれた子供については当然南上小学校行くだろうというような、地区別の分布の表は実はあるんですね。これは賀茂郡下全体ですが。それから鑑みますと、南上小の例えば複式学級の存続が今後どうなるか。

それから、16人、教育長が専門家ですから、16人、15人の関係の制限、人数制限、そういったものも念頭に置きながら、教育行政というのは進展させねばならないと思っておりますが、その辺の関係は南上地区については今現在、うなずくだけで結構ですが問題ないということですね。

はい、うなずいております。大丈夫だと思います。

それで、実は町長は先ほど施政方針の中で、中学の学校統合の問題を挙げました。そして、その学校統合というのは、一番根本は子供たち、中学生は児童とは言いませんが、生徒と言いますが、子供たちが個に応じた教育を受けること、それが大原則なんです。その中で例えば、中学を統合させた場合の学校教育費、今まで共通の教育費というのはございます。教育予算の中にあると思うのですが。そういったものと、個別の学校費の予算体系、そしてそれに係る教育の交付税、交付金というのがあります。これ、基準財政需要額として算定されますが、それとの絡みで、実はことを進めなければならないと私は思うのです。ですから、例えば、私、今回質問しようとしております公共資産の個別基本計画、それとの絡みでやむを得ず統合しようということを図っている自治体が結構多いのです。当然下田もそうです。2校が4校になりましたが、その空いている校舎をどれぐらいに利用するのかというような

問題も大きな行政課題としてあるのですが、その辺を絡めながら、実はこういった教育行政というのは進めなければ、僕はならないと思っております。ぜひともその辺は、町長の基本的な考えはどうなんでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、中学校統合についても検討が始まっているというところですが、委員の皆さんに学校統合審議委員会の皆さんに諮問をしているというところですが、当然、統合することによって廃校になる校舎が出る、この廃校の校舎の利活用もセットで考えているというのが当初の教育委員さんたちとお話した中では、そこまでセットで考えようということと進めております。当然ですが、統合することによって、施設だけではなくて通学の経路もそうですし、様々な問題がありますので、その辺のところは慎重に話し合いをしているところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 教育関係の再質問になりますが、今回の35人学級で、これは全国日教組のまとめであります。小学校における35人学級の実施に関連して、744人の改善となると。そして、例の加配の振替分の例の2,000人の問題がありますね。それと合わせて定数の合理化減が1,615人、実際は3,615人なのですが、その2,000人は加味しないで、本来の例えば本法の今回の改正になりましたね、義務標準法は。それを考えながらいきますと、実際は大したことないかと、私は自身の考えはそうなんです。3,600から2,000引く、2,000というのはもともとから数字に入っていないのですから。そういうことですね。

ですから、さっき言いましたTT加配であるとか、県の特例加配、もしくは少人数学級の16人の15人の問題とか、そういったものは県教委のほうに各自治体の教育委員会から逆に働きかけて、その県独特の静岡県モデルでずっと来ましたが、それを新たに30人にしていただくような働きかけをしていただきたいと思いますが、教育長どうでしょうか。その辺は難しいですか。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） 議員、おっしゃるとおり、そういった働きかけというのは、今、で

きるようになっておりますので、今後についてもそういう働きかけをしていきます。ただ、今当面やっているのは、先ほど特例加配という話がありましたけれども、加配の方法でいろんな面で希望ができますので、そういった形で加配の実現、加配というのは1人余分にもらえると考えてくださればいいのですけれども、例えば先ほど南上小学校の例がありましたけれども、南上小学校は来年度複式学級が1つできます。そのときに、複式加配を1名いただくと、こういうことが要望していかないとなかなかもらえないものと、要望しなくても県がつけてくれるものがございますけれども、要望できるものは鋭意要望していきたいと思えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） きめ細かな指導体制の計画的なその整備ということの根本は、教育情勢の根本はそうだと思うんです。ですから、その辺はどうぞ念頭に置きながら、本町におけるような小さな町であっても、大きな600人、700人もいるような小学校と同様に、基本はそこだと思うのです。ぜひともお願いしたいと思えます。

次の3番目の質問に移ります。

次に、広域ごみ処理の施設問題について質問をいたします。

環境問題がクローズアップされて久しいです。中でもごみ問題は、最も市民生活に密接した環境問題と言えます。ごみと一口に言っても、処理、処分だけではなく、分別やリサイクル、それから、ごみ袋の有料化、処理施設の在り方など、問題は多岐にわたり、いずれも自治体として不可避の問題であります。

2018年4月、閣議決定された第5次環境基本計画の環境施策である、これは県の広域連携でも同じことを言っていますが、地域の循環共生圏は、地域の活力を最大限に発揮し、環境で地方を元気にしていくとともに、今ごみ問題は、持続可能な社会を実現するための環境対策の主要なテーマとなっています。この事業は、FM（ファシリティマネジメント）との関連もありますが、それとの観点では今回質問しません。1月12日の全員協説明会、そして賀茂広域連携の自治体戦略2040研の資料、そして先週行いました18日の全員協の説明資料に基づいて議論を進めたいと思えます。

通告で示す4点につき、最初に一括質問しますので、後で個別でまとめてお答えください。

第1問目は、本町以外の下田市、松崎町、西伊豆町の事業説明会の進捗はいかがなっている

るのか。これは、1月時点、私はそう思ったということです。

2番目が、提案された工法の選択根拠、すなわち施設の種類、処理方式、炉形式、炉数、使用の開始年度、そういったものが選択根拠と言われますが、それと費用の関係やメリット、デメリットは、焼却後のRPF、残渣問題がちょっとネックになったと私は認識したのですが、厳密な意味でのシミュレーションをされたのか、そして詳細予定スケジュールは今後どうなるのかをお示してください。これが2点目です。

3点目が、本町で進めている木質バイオマス利用の発電燃焼材にコンポスト残渣材の複合利用は可能であるかどうか。不活性ガス生成について科学的になじまないのかどうか、それをお教えてください。

4点目。PPP（公民連携）手法の検討は、担当者会議の場で俎上に上がったのかどうか。ご承知のように、これはムート調整のときですが、提案した公民連携手法であって、公共施設の民間主導による利活用で特に収益性に係わる部分については、行政より民間のほうが圧倒的にノウハウを有しており、事業スキームを構築する場面から、民間検討や公共サービスの向上につながるという点で必要と思慮するが、当局はどのような見解を持っているのかどうか。

この4点についてまとめてご答弁をください。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、各市町の町議会への事業説明の進捗状況についてお答えいたします。

南伊豆地域広域ごみ処理事業担当者会議のその後の経過であります。2月3日に下田市役所市長室において、事務局である下田市から市町長に対し、同担当者会議で検討された事業計画案の報告を受けました。この報告を基に、本町においては2月18日の議会全員協議会においてご説明をさせていただきましたが、ごみ処理方式の選定理由、建設費と運営費の算定額、各市町の負担割合、参加不参加の提出期限などについて、各市町の議会全員協議会などにおいて説明がなされたものと認識しております。

次に、施工工法の選択根拠や今後の詳細スケジュールについてお答えをいたします。

2月3日の4市町の首長会議においては、前下田市長からのご提案であったトンネルコンポスト方式に関する調査報告を受け、燃焼方式とすることと決定合意いたしました。トンネル方式の不採用にかかる経費などは、さきの全員協議会においても担当課長会議による検討

内容などの経過説明があったと思いますが、これらの調査結果等については、後ほど担当課長から説明をさせます。

スケジュールについては、令和2年度末まで、各市町の参加、不参加の決定を踏まえて、令和3年度からは、広域ごみ処理事業基本構想と循環型社会形成推進地域計画の策定に入ります。その後、焼却施設及びリサイクル施設を建設することに必要な事務手続を踏み、焼却施設建屋については、令和6年度から下田市の既存焼却施設を稼働させながら、隣接して新焼却施設の竣工に入り、令和9年度中の稼働開始を予定しております。併設するリサイクル施設については、新焼却施設稼働後に、既存焼却施設を解体した跡地に新たに建設することから、令和11年度中の稼働開始を予定しております。

次に、トンネルコンポスト方式で生成される固形燃料の木質バイオマス発電施設での燃料利用についてお答えをいたします。

南伊豆町再生可能エネルギー農山村活性化協議会で検討されております発電施設においては、木質バイオマス発電併給プラントで、燃料は木質乾燥チップとなりますので、このため、トンネルコンポストで生成される固形燃料はプラスチックやビニール系が主なものとなり、このプラントの燃料としては利用できないことを確認しております。

P P Pの検討についてお答えをいたします。

南伊豆地域における広域ごみ処理実現可能性検討用資料で算出された事業費は、公設民営型のD B O方式であり、事業者へのアンケートを依頼し、回答のあった事業者の平均額をもって算出したものと報告を受けておりますので、これら詳細については担当課長より説明をさせます。

以上です。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、トンネルコンポスト方式で生成される固形燃料の活用調査の経緯についてお答えいたします。

令和元年9月に、富士市内の製紙会社2社に問い合わせた結果、「産廃業者が作っているR P F燃料が飽和状態になりつつあるが、可能性はゼロではない。しかしながら、製紙会社は燃料の品質を重要視しているため、安定した品質と供給体制が必須で、それが可能となっても7、8年先の話では、どこの会社も約束はできない」との回答でありました。

令和元年10月から12月にかけて、下田市内の森林関係法人によるバイオマス発電計画において、固形燃料の活用を打診いたしましたが、「当該事業の実施が困難となったため、利用

はできない」との回答でありました。

また、令和元年12月には、三豊のトンネルコンポスト運営会社エコマスターに、関連会社にある大王製紙で活用できないか確認いたしました。中国への廃プラ等が輸出できなくなったため、産廃施設におけるRPF燃料が余りつつある状態で、大王製紙側は受けない方針とのこと。全国のほかの自治体からも固形燃料の利用先について問い合わせが多く、エコマスターとしても、燃料の販路をほかに開拓したいと考えているが、いまだ見つからない状況」との回答でございました。

このため、1市3町内の各施設で燃料として消費できないか協議いたしました。ボイラー設備と改良工事が必須となること、また、改良工事を実施したとしても、これらの固形燃料を受け入れる施設が僅かであること、十分な消費先として見込むことは極めて難しいとの判断に至りました。

これらの調査、検討結果を踏まえた中で、固形燃料の消費に確証が得られないとの判断から、この旨首長会議にお諮りをいたしました。

次に、PPPの検討であります。町長の答弁にもありましたとおり、検討資料の事業費は公設公営のDBO方式で算出しております。

平成30年の当初までは、本町が事務局となり下田市と松崎町の焼却施設を本町とともに建設することを検討してまいりましたが、南伊豆地域一般廃棄物広域処理推進協議会における平成30年6月27日の下田市の不参加の理由の一つとして、PFIの一つである「コンセッション型BOT」は、ごみ処理施設において前例がないというものであります。

このような経過を踏まえ、検討段階の試算においては、DBO方式での検討となりました。今後のスケジュールとして、令和4年度においてPFI等導入可能性調査を実施する予定で、その結果により事業所が決定する見込みであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

実は、私の手元に1月12日の全員協の資料と、それから県の広域連携会議の場での資料、そして、先週の18日の全員協の資料の3つございます。そこで、実は再質問がありまして、それはどういうことかと申しますと、県の広域連携の会議資料1の情報共有（2）の中に、自治体戦略2040という表現があります。これはその文中、静岡県のごみ処理広域化の推進の

小論文が添付されております。これは、町長とか企画課長、出席されておりますので、その辺は十分分かっていると思うのですが、県の環境局の廃棄物リサイクル課が主導したレポートなんですね。その中では、昨年の6月、実は第32次地方制度調査会が答申されて、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算したそのバックキャストの思考方法に準拠した静岡県による広域連携保管が進行されているということなんです。これは企画課課長、一番分かっていると思うんですよ。それで、4年前、下田市と、さっき担当課長が答弁しましたが、南伊豆町下田市のごみ処理施設の建設の検討がされましたが、町長が替わるにつれて見直され、岡部町長見直しましたね、あのとき。そして、事業変更となったことは承知のとおりで、事業継続性の整合という観点から、私自身、県で今保管している広域連携と、担当者会議との関連がよく分からないのです。いつからそうなったかというのは1年ぐらいの認識上のラグがあるのですが、そして、県の2040研そのものが議論途中でそうなったのか、または第32地方制度調査会の答申後のいずれかで成ったのか、一部事務組合設立を前提にした今般の連携会議の開始となったのか、その辺の担当者、企画課で分かると思いますが、その辺ちょっとお教えいただけませんか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

賀茂地域、加えて下田市におきましては、もう何年もの間、賀茂地域広域連携会議という会議を組みまして、首長を加えまして、副知事または特別補佐官、そして県議の先生も入った中での情報交換であったり、共通問題についての解決、議論を重ねているところでございますけれども、このごみ焼却場の問題に関しましては、それ以前から個別の会議が存在しておりまして、そこでまた、組合わせも1市5町全てが1か所ではないということではないものですから、そちらの会議のほうで検討を続けていきたいと思いますという形になってございます。したがって、賀茂地域広域連携会議の専門部会というよりは、個別の会議で内容について、を討議しているという状況でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂地域広域連携会議における「静岡県ごみ処理広域化の推進」については、平成31年3月、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化として

環境省から通知があり、全国都道府県において令和3年度末までに計画を策定することとされているほか、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」の策定も予定されており、この計画は、平成13年度に策定した静岡県ごみ処理広域化計画の見直しであると報告を受けております。

担当者会議においては、平成25年度から、県の広域化計画に沿った形で賀茂圏域のごみ処理施設の現状を考慮し、検討を重ねてきた会議となりますが、本町での広域化が破綻し、平成30年8月から下田市を事務局として、下田市に広域ごみ処理施設建設をすることで検討してきた事案でありますので、賀茂地域広域連携会議における部会の設置もなく、あくまでも1市3町の独自の会議であると認識しております。

それと1点、議員が先ほどおっしゃられた4年前に私が就任してから見直したという件ですけれども、私が見直したわけではなくて、下田市のほうで脱退をしたということですので、それだけはお間違いなく。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） この案件であまり時間を費やしたくないのですが、あと1件、実はさっき2040バックキャスティングの考え、基本的な思考という話ですが、これは前回町長に32次地制調の基本的な答申の心髄は何かという質問をしたと思うんですね。それはちょっとピント外れな答弁だったので、ちょっと私唾然としましたが、結局それはどういうことかと言いますと、地域ごとの資源の有限性、限度があるよと、有限性を前提にしたフルセット型社会から、そのネット枠型社会を構築すべきという基本、方向性を示すもの、それが結局32次地制調の基本のテーマにあるのですね。底流にあるのですよ。ですから、それを推し進めることは、さっき言いました2040バックキャスティング思考と一般的に、これ総務省の見解ですが、そう言われております。さっき企画課長が言いました、以前から個別の自治体間の連携会議はあったよということですが、2040研の実は位置づけの流れを理解すると、ああそういうことかと目からうろこで分かると思うのですが、ちなみに申し上げますが、2016年2月から2017年7月、これ31次地制調の答申を受けた広域連合補完の在り方に関する都道府県のポジショニングということで研究会、始まりました。そして、2017年7月、10月から2018年7月、これは32次地制調を諮問した時期までですね。それが自治体戦略2040構想研究会、これが総務省で発足したんですよ。7月に地制調に諮問した。それで、2年後の6月に答申が

あったよと、去年ですね。答申があったということなのですよ。ですから、それから考えると、本町の動きは、2017年4月南伊豆町の広域連携会議はそこまで続いていて、2017年5月岡部町長誕生し、さっき言いました下田市にキッチンを伺って見直しになった。そして、あとその2年間の間、賀茂地域の広域連携のその会議の進行とか、その組織体の在り方が、賀茂地域の広域連携が2019年か、もしくは2018年の終わり頃ではないと話に合わないのですね。つじつまが合ってこないのですよ。ですから、さっき言われた担当者会議で、1市3町で進めていた、当然東賀は、東部プラントの2町は、東伊豆町と河津町はのってきませんから、そうすると、残った4つでやってくださいよというような当然話になるのは当たり前なのですよね。ですから、その中で、さっき言った自治体戦略2040の在り方を時系列で捉えると、誰かが認識を間違えているというところも実はあるわけです。そうは思わないですか、町長。それは、あとでいいや。そういうことなんですよ。

ですから、今回の、例えばコンポスト方式に変更したということについているネガティブな材料をざあっと挙げて、これはどうしても駄目だよと、ストーカ方式が一番ベターだよというような世論の持っていく方にも、僕は話が、ちょっと問題がありそうなのですよ。私たち議会が、この問題が休火山でずっといたと思ったら、1月12日に突然噴火して爆発してこの問題が出てきて、初めて私たちはそれを認識したのですよ。この広域のごみ処理問題というのは。そのときの説明は、2月末に首長会議で意思決定をすると。ですから、私は全員協の場で町長に2回言いましたね。それは議会にも諮って十分拙速に判断しないで、よくよく熟慮の上結論をしてもらいたいというようなことを、私も全員協の場で申し上げたはずなのです。ですから、当然今後の取組状況とかそういうのもありますが、ちょっと時間もありませんので、本町にとってその有用性が低いと判断されるなら、意思決定に際してその流動的な対応を町長ご自身にその対応をいたしたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

最終的には、この南伊豆町にとって一番いい選択をしなくてはいけないと思っていますので、現在、その先日の全員協議会でも報告したとおり、首長会議では燃焼方式という選択をなされました。またそれから、様々なことを我々は検討しなくてはいけないと思います。その辺は最終的に3月末に決断をするにあたり、それは当然議会の皆様にもいろいろとご相談はさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

多分そうおっしゃるだろうと思っていました。

これ、非常にちょっと難しいのですね。町長1人では決められないし、私たちは町民の代表で意思決定をして、行政に対して、その案件に対して、イエスノーをつきつける立場しかありませんので、ですから慎重な意思決定をお願いしたいと思います。

そして最後の質問、あとちょうどうまい具合に時間配分できましたが、さて、最後の質問になりますが、私はこれを今回質問のメインとして位置づけています。前回は2回ほど質問しておりますが、いずれも公会計システムの援用としての側面からの質問であり、1月12日の全員協での簡易水道の上水道化移行と公営企業化会計に議論を限定して、まだ当局の基本的な認識を1つ1つ賜りたいと思います。

平成24年笹子トンネル落盤事故がございました。これはまだ皆さん記憶に新しいと思いますが、それを契機に、国は所管する全ての自治体に対し、公共施設のインフラ長寿命化計画、これ行動計画とも言いますが、それを策定するように要請いたしました。その背景となったのは、過去に建設された公共施設が、これから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体による財政は依然として厳しい状況にあります。そして、人口減少等による今後の公共施設等の利用需要が変化していくなどの要因から、各自治体が公共施設等の全体を把握し、長期的展望に立って施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、公共施設総合管理計画の策定が必要となりました。さらに、同計画に準拠し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、個別施設計画の策定が必要であると言われていたのであります。これだけでは全く何のこともよく理解できないと思うのですが、具体的にそれをかみ砕くと、現在大方の自治体の策定は、定性的な耐用年数による更新と、その費用を平米単価から積み上げただけのものが多く、一方で実行性という観点からアクションプランという位置づけで直近10年の修繕計画を策定するケースが多いのであります。本町の計画、これは事前に担当部局からいただきました。これ基本計画ですが、まだ未完成です。具体的な校閲がまだ羅列していませんので、その中では、一応30年となっているんですね。実際は10年で修繕して、その出資した金額を資本支出して、簿価に加算して、あと残りの残存価格を均等もありますが、そしてそれを予算に配分する。各年度ごとに予算、それを平準化といいます、そういう作業は実はついて

回るのですね。ですから、そういったことを含めて、そこで本町の総合計画、これは個別計画の原盤であります。総合計画の策定内容の取組として、公共施設の管理面、それから町づくりの面、そして国土強靱化面から簡単に結構ですが、内容のお答えをいただきたいと思ひます。そして併せて、なぜ30年にしかののかも併せてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、公共施設の管理面では、本町が保有する公共施設全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置に努めるものであります。

また、町づくりの面では、既存施設の廃止や維持、多目的な活用なども検証しながら、選択と集中による住民福祉の維持、向上に向けて、活力ある町づくりを推進するものであります。国土強靱化においては、地域防災計画や業務継続計画との整合性を図りながら、公共施設被害を最小限に抑える対策を講ずるとともに、甚大な被害を受けた場合においても業務を適切に継続していくための施策と、これら災害による影響を最小限に食い止められる施設整備の推進を図ります。当該計画期間を30年としたのは、施設数も多く、維持管理及び更新費用が膨大となるため、長期的な視点での平準化に取り組むものであります。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございました。

総務省論の中に、これ総務省の言い出しっぺなのですが、自治財政政局の財務調査課が言い出しっぺなのですが、そこで平成30年9月時点で99.7%、実際の数にしますと1,783の自治体が、総合計画の策定に完了済みですよという数字であります。そこで、平成30年2月策定に当たってのその総務省の指針の改定概要では、計画の推進体制や、総合管理計画の充実について、全庁的な体制構築、それから公務員、一番得意するところのPDCAサイクルの確立、そして、総合管理計画の不断の見直し、そして充実、維持管理更新等に係る中長期的な経費の見込み、これは財源見込みも記載してあります。期間が30年程度以上、ここで初めて30年という概念が出てきたのですね。ですから、私はそれに準拠して頭のいい南伊豆町の公務員の皆さんが、それで30年と言ひ出したのかなとは思ひたのですが、実際は違ひのです。

ね。それであると、会計区分。普通会計と公営企業会計、それから建物区分は、建物及びインフラ設備、それから経費区分は維持管理修繕開始及び更新です。5番目がユニバーサルデザイン2020、これはほとんど東京なのですが、などの指針を基に、公共施設マネジメント基本計画体系を示すと、これ順番でいきますと、まず、基本計画の案を作ります。そして公共施設のマネジメント基本計画、そして公共施設の総合計画、そしてアクションプラン、そこで初めて直近10年の修繕計画が出てくるわけです。そして最後が個別施設計画という流れになるのが一般的であります。特に、先に述べた中長期的な経費見込みや、更新費用の可視化については総務省の推計値を算出するとともに、他の自治体との比較を可能とするため、財団法人自治総合センターによる地方公共団体の財政分析に関する調査研究会報告書による項目により、基礎データの作成を行うことが望まれています。

この作業は、いわゆる全ての施設を明らかにし、ギャップの把握に努めることで、机上の概算推計を避け、管理する目線を重視することに繋がるのであります。今ここに、令和3年3月策定予定の南伊豆町公共施設個別施設計画のドキュメントがございます。付箋が貼ってありますが、あとで言いますが、この文中3の(3)及び(4)の平準化や想定される改修内容、そして4の単価やLCC、これライフサイクルコストのプログラムを使うということが前提ですが、の存在などが注目されております。一般的にそれぞれの自治体は、これはさっきのインフラ設備とかそのFMの名前を言いますが、文化や社会教育施設、そして体育施設、保健福祉施設、学校教育施設、コミュニティ施設、都市基盤施設、それから今、これから話をしようとしている上水道施設、それから行政施設その他の分野に分け、それぞれの主要な施設ごとの課題、運用状況、今後の方向性などを基本計画策定の分野に分け、それぞれの主要な施設ごとの課題、それから運営状況、今後の方向性など、基本計画策定の下、次の段階のマネジメント基本計画や総合管理計画及びアクションプラン策定を経ることによって個別施設計画にゴールするのであります。

今、私が手に持っている個別計画、これですね。何回も出しますが、通告で示す基本骨子と今後の取りまとめはどのようになるのか、施設の個別例を、さっき今言いました、南伊豆町清掃センターを例に挙げても結構ですよ。それを具体的に示すことが可能であれば、お示しいただきながらお答えをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。ちょっと長くなって申し訳ないですが。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

個別施設計画においては、総合管理計画に基づき、本町の施設ごとの対応方針を定める計画として策定し、公共施設の長寿命化の具体的な取組を町全体で推進することを目的としております。

本計画の内容では、対象となる施設、対象となる期間、対策の優先順位の考え方を示しており、施設の個別事例を示すことはできませんが、施設ごとの個票を作成し、施設の現状、マネジメントの方向性、対策内容の実施時期、対策費用などもお示ししており、最後に計画期間30年間の対策費用を、各年度ごとに算出しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） これは予算委員会で、もしあったら資料いただけませんか。この場でちょっと時間がないものですから。

それで、ありがとうございました。さて、前問では、今の質問では詳細なご答弁、本当にありがとうございました。

1月12日での説明会では、9つの簡易水道施設の公営企業化へのシフト作業が進展しているよと、あるいはしたいよという説明がありましたが、これらは配水管の劣化に伴う膨大な寿命化費用が各区で持っている簡易水道側の膨大な費用が見込まれて、地区単独負担の問題が想定されております。FM化と絡め当該事業の組み込みの中で、簡易水道関係区の、区というのはコミュニティの意味ですが、合意の取付けや資産計上に係る計画策定はどのようになるのか、そして、移行後の修繕期の個別計画への平準価格は幾らになると想定されるのかお答えいただき、併せて、経済的、広角的面においても、お示しいただきたいと思っております。

これちょっとまだ、固定資産の個別の評価で簿価に計上されていませんから、非常に難しい問題だと思います。つかみで結構ですけれども、ちょっとお答えできる範囲で結構ですが、お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

既設簡易水道地区への合意形成に向けては、令和元年度においては6月20日と11月26日に該当地区の各区長に向けて、公営企業会計適用の必要性と、今後のスケジュールを説明いた

しました。令和2年度に入り、各地区の総会の場において、区民の皆様説明を行う予定でしたが、今般のコロナ禍の中、総会の開催を見送る地区が大半でありましたので、現状において説明会はなされておられません。

今後は、地区との調整を図り、地区総会などにおいて説明会を開催する予定でありまして、2月20日には、中木地区のご協力をいただき開催することができました。

簡易水道資産計上に関わる計画策定については、簡易水道が水道事業会計に正式に統合された令和5年度の決算状況を確認後、平成28年度に策定した南伊豆町水道事業経営戦略と南伊豆町水道事業ビジョンの見直しを持って、経営状況と施設の状況を確認しながら、これら修繕計画を盛り込み、安全で安定的な飲料水の提供を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

これは関係の区の、実際区としては8つなんですね。伊浜の2つありますから。それらの取りまとめというのは非常に大変だと思うのですよ。その行政マンがベテランの人ではなくて、担当者と副町長が出かけるとかというような形で、皆さんの合意を取り付けながら前へ進まなければならないという作業がついて回りますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

これ最後の質問になりますが、町負担での簡易水道へのシフト化作業が完了しますと。それぞれが保有する資産勘定も確定し、現有上水道設備と同様に公営企業会計に含まれることとなりますね。これは当たり前のことなのですが。

かつて、上水道が第5次拡張計画の中、マックス予定有収水量8,000トンは、現在大きく頭打ち状況にあり、売上げ減問題や、料金値上げ問題が、行政監査の場で提言されましたが、今般の簡易水道問題に見るように、頭を使った政策が道筋に一石を投じることになつて来ると思ひます。

財政逼迫を理由に値上げに結びつけるような短絡的な議論は、私はなじまないと思ひます。今この問題は、将来的には上水道の当該地区の延長、例えば小稲から下流に延長するか、そしてさらには漁業集落排水事業の下水道対象事業検討などが考えられ、それらは攻めの行政なんですね。そういうことにぜひ結びつけて、さっき言ひました上水道の有収水量8,000トンになるべく近づけるような、そういう行政努力をしていただきたいと思ひますが、

それに対する見解を賜りたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

上水道から既設簡易水道への管路延長については、既存簡易水道施設の修繕費用と上水道からの管路延長に係る敷設経費等の比較となり、固定資産台帳などが整備された正式統合後の協議となることが想定されます。これら管路延長にはかなりの費用がかかることが予想されることから、水道ビジョンや経営戦略を策定する中で、本来の目的である安全で安定的な水の供給と将来経営も考慮し適切に対応してまいります。

下水道対象に係る検討については、下水道管路延長費用とその管路や中継ポンプ等の維持管理補修費、下水道加入収入との比較など、費用対効果からも、現状において管路延長については考えておりません。ただし、接続可能な地区の人口が急増した、あるいは水質が極端に悪化したといった要因が示された場合は、再検討する余地はあるかなと思慮いたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 最後に、各種計画策定の過程で得られた住民意識や、職員の知見を生かしながら、今後の本町の社会構造の変化や住民ニーズに対して最適な答えとなるような計画の策定を行い、持続的、効果的な施設運営を目指していただくことを要望したいと思いますが、もし、町長、これに対するコメントがあれば、1分以内でお願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

期待に応えるように頑張ります。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 以上で、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で漆田修君の質問を終わります。

早いですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 加 畑 毅 君

○議長（清水清一君） 引き続き一般質問を行います。

4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員、加畑です。よろしくお願いします。

午後一で質問させていただきます。

今日の質問の趣旨は2つです。

石廊崎オーシャンパークの運営の方向性、それから南伊豆地区広域ごみ処理事業の方向性、この2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、石廊崎オーシャンパークのほうなのですけれども、2年前の4月1日に開園した石廊崎オーシャンパーク、ほか指定管理制度を利用して地元の石廊崎区が法人を立ち上げて管理運営しているという状況です。そのときの時点では、2022年3月まで、要は3年間の期間という形で運営していこうという方針でスタートしたと記憶しております。この中で、駐車場のほうは地元の石廊崎区の方々、それからレストランのほうは観光協会のほうに協力をお願いして運営して2年がたったという状況なのですけれども、先日の全員協の中での話で、あと1年を残した中で、観光協会ではなくて、石廊崎区が全部を運営していくという方針にしますという話を聞いたのですけれども、それに至った経緯、それからどういう理由なのかというところをまずは説明願います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成31年4月オープンの石廊崎オーシャンパークは、本議会においてご承認をいただいた中で、施設運営の指定管理者として石廊崎区を決定し、売店、レストランの営業及び情報発信等については指定管理者から提案もあって、観光協会が受け持った形でちょうど2年が経過いたしました。当初、この形態を3年間続ける予定でありましたが、同一施設内において、その経営方針や会計区分などが別々であることなどから、施設の運営上において齟齬が発生しており、これらの調整が指定管理者側でうまく処理できなかったことなどから、今般の石廊崎区単独による休憩棟運営に変更されたものであります。これらの経緯、メリット、デメリットなどについては、担当課長から詳細を説明させますが、いずれにいたしましても、訪れる観光客や町民の皆様共々に愛される施設であること、加えて本施設が町の観光産業、地域振興の中心的役割を担っていることは言うまでもありませんので、この使命を忘れることなく、指定管理者への適切な指導に努めてまいります。

また、令和3年度は、指定管理期間3年の最終年であり、令和3年度終盤には継続も含めて、新たな指定管理者を選定しなければなりません。先ほど、本施設に求められるあるべき姿について申し上げましたが、土地取得から一連の施設整備においては、多額の資金を投入しておりますので、町民の皆様からご納得いただける指定管理者の選定に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、町長から答弁ありましたけれども、やはり石廊崎オーシャンパークというのは多額のお金を費やしてここまで来たという経緯があります。岩崎産業との裁判のこと、それから買取りの価格2億2,500万円ということ、それを踏まえますと、非常に町民の方々も不安に思っている部分が多々あると思うのですけれども、残り1年というところで、観光協会を外したという言い方おかしいですけれども、単独で石廊崎区で運営するということに至った部分というのは、そこは詳細の部分というのはお話ししてもらえますでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

3年を2年にしたという至った経緯でございますけれども、この根底、根っこの考え方と

しましては、やはり指定管理者制度というものがございまして、第1期指定管理期間3年間ということになっております。そうしますと、実質的には2年半程度のところで、次の指定管理をどうするか、また、プレゼンテーション、プロポといったような選考が始まり、最終的に3年目の3月議会で議会承認をいただくということが発生します。そうしますと、3年間という時間をかけていては、ちょっと次の計画づくりまでに地域で何ができるかというのを皆様に見ていただく時間が足りないのではないかなという思いに至ったということでございます。

その中にありまして、この1年については、特に指定管理者である地域、支援者で頑張ってみたいというお話を観光協会のほうに投げかけ、そして、観光協会の理事会でも納得いただいたところでございます。その中で、単独でやっというとしていたことについての地域で考えているメリットというのは、やはりこれまで帳簿が2本あったことによって、なかなか16万人からのお客様が来ている中での収入の部分についての一元的管理ができなかった。また、帳簿が違うことによって、雇用形態も違っているものですから、ちょっと人件費がいろいろかさむ、2重になってしまったりする部分も見受けられたので、それを是正したいといったような部分もあるといったようなことございました。

その中で、とにかく帳簿を一元化する、これについては、建物ができる前からの構想の中にもあったところがございますので、それを1年前倒しして、頑張ってみたいという地域からの思いといったところが大きいということです。

デメリットとして考えられますのは、営業活動等が地元だけでできるのかということになってまいりますけれども、そこにつきましては、南崎地域の観光施設の連携であったり、というような会合を既に指定管理者のほうで始めているということでございます。また、観光協会におきまして、当然のことながら、施設については関わらず、会員に入っている中ですので、施設一覧から外すようなことはまずないので、今までと変わることはないというお話はいただいているということですので、デメリットという部分は特にないかと思っております。

以上、長くなりました。以上でございます。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、課長のほうから答弁ありましたけれども、話合いする中で、今の答弁の内容からすると、石廊崎区のほうから観光協会のほうにやってみたいという要望を話

しましたということなのですけれども、その中ですんなり話し合い進んだのですかね。その観光協会側はまだやるつもりでいたよとかという話とか、もしくは、周りから見ていると非常に不安に見える部分がまだ多々あって、今度単独でやっていけるかなというところがあるんですけれども、話し合いの中でそういうすり合わせとか細かい部分というのはうまくいったのでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

双方組織におきまして運営理事会でございます。その2つの理事会の中で、そういった話をしていた上で承知したという結論が、最終的に観光協会のほうからなされたと聞いておりますけれども。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 最終的に町全体としてはうまくいってほしいわけであって、ここは同じ思いがあるわけです。それから、賀茂圏域の中でも伊豆半島の最先端と最南端というところで、ここは成功をしてほしいという思いが必ずあるはずなのです。その中で、今課長の答弁の中で、周りとも連携して行ってというところは非常に前向きな部分で、私もその部分は後押ししていきたいなというところがあるのですけれども、今後、石廊崎区が単独でやるにしても、役場の担当課としても関わっていくわけですよ。その部分の関わり方というのが今までと違う部分があるのかどうかとか、例えば観光協会やっている部分をサポートするような形を取っていくのかという部分は今決まっている部分があればお話いただきたいのですけれども、話せますでしょうか。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

オーシャンパークの整備といいますか、ジャングルパークの跡地の整備に関しましては、これまで企画課で行ってまいりました。運営に関しては指定管理者が実施するという方向でいっておるのですけれども、これまでも担当職員もいろいろ人事異動等で替わっていったりもしましたけれども、常に寄り添わせていただく形で、いろいろな提案をしたり問題解決を図ったりという形でやってまいりました。

今後につきましても、その形は引き続き、さらに担当係の者各1名に関しましては、施設

整備工事のほうにかかりきりにならないと巨大工事でという部分があって、なかなかソフト事業に手が出し切れない部分もあったのですけれども、新年度からは休憩棟もできましたことによりまして、少しインフラ整備のほうは安定してまいりますので、人員をまたさらにそちらに向けると。その中で第1弾としましては、区の皆様からの提案も受けた中で、先ほどメリット、デメリットの話ございましたけれども、デメリットとしましては、石廊崎区だけになって、区としてその石廊崎区だけにお金がどんどん入っていくのではないかというふうに見られてしまうというのは、ちょっとデメリットなわけなのですが、そういうことではございませんと、町立施設だし、町の皆さんについては、早々に駐車場の無料化にしたいということですので、今、企画担当係のほうでは、それではそれに向けた条例改正をしていきたいと思いますということ、日々連絡、調整、協議しながら、3月議会の議案上程の日に向けてもやってきたところでございますので、これからも、二人三脚とまでは申しませんが、何とかバックアップができるような形を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） もう少し掘り下げたいと思うのですけれども、メリットの部分、今、課長言われた中で、駐車場の無料開放ができる形が、財布が1つになれば可能であるということですね。そこは今までと違う部分は、やっぱりそこが一番大きな押しの部分だと思うのですけれども、今度石廊崎に関しましては、町民全体で負担しているという気分がやっぱりまだあると思うのです。無料開放以外の部分というのは町民のほうにプラスになる部分というのがないかな、というのが1つ2つ欲しいのですよ。

例えば観光面、周りと組んでどうしていくかとか、南崎地区だけではなくて、全体に波及させるような構想というところがあれば一番いいのですけれども、今、課長おっしゃったように、石廊崎だけになんでという部分はなかなか拭いされないのではないと思うので、もう少し広がりを持たせてほしいというのが、多分町民の感情だと思うのです。もっと言えば、賀茂郡全体の感覚になっていくのかなと思っていますけれども、ちょっとそこまで広げるのは酷ですかね。もしお答えできればお願いしたいのですけれども。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現状は、この2年間、財務諸表、帳簿が2つ、つまり、お財布が2つあった状態で、なか

なかいろいろなサービス事業に、あちらを立てればこちらが立たないという状況で、踏み切ることができなかつたわけでございますけれども、それを1つにしまして、まずは町の皆様に、オーシャンパークについては、毎月16日を16（いろろ）の日などという名前でサービスデーとしておりますので、その中でまた新しい形というのはやっつけけるのではないかと考えております。

駐車場料金を払っていただく代わりに休憩棟内で使えるような商品券を渡して、賀茂郡の方々にはといったようなことは、もう少し財政が安定してくればできてるのかなと思いますけれども、まず、第1段としましては、4月1日からの町の皆様に対しての駐車場の無料、そうしてその後については、コロナの折でもあり、現年度については、何とかその給付金をもって出し入れを、赤字にならない程度に何とか保ったということもございますので、若干それを立ち直す時間というのは必要になろうかと思っておりますけれども、第2段としては、地域構想としては、やはり賀茂郡プラス下田の皆様はというお話もちょっと出たりしております。それを今後どのタイミングで、どのような形でやっつけけるかということ、先ほどのお話ではございませませんが、指定管理者と企画係のほうで詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） すみません、私のほうからも一言付け加えさせていただきます。

ご案内のとおり、この石廊崎オーシャンパークにつきましては、当然これは前町長の頃からの懸案事項でずっと進めてきました。当然のことながら、その中で検討委員会の中でも、地縁者というところを優先的にやってきましたので、当然地方自治法に基づく中の指定管理者制度の適用に際して、公募ではなく地縁者を優先ということで、公募によらない方法で指定管理者を選んできました。これは議会でもご承認をいただいた中で、その内容についてはご確認をいただいた中でお願いをしているということがあります。ただ、やはりその町長の先ほどの答弁にもありましたように、本来この石廊崎オーシャンパークというところの町にとっての観光であるとか、あるいはその伊豆半島最南端から半島にかけての観光的な起点、そういうトータルな部分でやはり持っている使命というのは大変大きいものがあるというふうに理解をしております。そのときに、果たしてその単体でできるのかというところが、やはり不安もありますので、そういった意味では3年間という指定管理者期間というのも、やはり設けていたんだというふうに私は理解をしております。

そのような中で、やはり巨額の投資をしているということが当然あります。その中で、

石廊崎だけでよければいいのかという話ではないというふうには私のほうも理解しておりますし、そういう意味では、やはり町長の行政報告のほうにもありますように、2次的3次的な広がりというのが町内全域の各事業者、あるいは松崎町、あるいは下田市というふうな形の広がりの中で、そこで滞留型の観光でたくさんのお客さんに泊まっていただくとか、目指すものは、かなりこれからどんどんまた大きいものがあると思います。

指定管理者制度については、施設の管理をもう指定管理者さんにお任せすると。本来、行政の今、担当はオーシャンパークについては企画課がやっておりますけれども、そういう構想を提案したものをしっかりと具現化してもらおうというのが指定管理者の仕事です。ですから、それができないということになれば、当然これは公的なもの、家主は町でございますので、町民のものでございますので、そこも踏まえた中でやっていきたいというところがあります。ただ担当課長が言ったように、今回のコロナ禍の中で、なかなかスムーズにいかなかった部分がありまして、構想としては、町民の皆さんが無料で使っていただくとか、あるいは滞在しているホテルから来ている方には、直接に来ていただいた方、あるいは泊まる方については無料でやってもらうとか、事前の構想というのはたくさんありましたけれども、なかなかそれができなかったという部分もありますので、そのところは、ぜひご理解をいただいた中で、しっかり、当然指導的な立場は家主側としては行いますけれども、残り1年について、しっかりと、今度はちょっと形態が変わりましたけれども、そのところはぜひ頑張ってください、その結果を見ていただければというふうに思います。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今の答弁で腑に落ちた部分が多かったです。

確かに、石廊崎区だけのものでもないという認識がやっぱりありますし、全体からして見れば、西伊豆から入ってきたお客さんが石廊崎に泊ってもらって、そこで遊んでもらって東に抜けるとか、逆のパターンもあるわけですよ。起点になってほしいというところがすごくありまして、理想を言わせてもらえれば、石廊崎区が一番うまくやって黒字化して起点になってくるのが一番いいのですけれども、やはりそこにはいろんな壁が出てくるのかなというところがありまして、それで1年間前倒しで観光協会と別に単独で運営するというところにちょっと不安を感じましたので、今日は質問の内容にさせていただきました。

皆さん思っているところは1つだと思います。うまく行ってほしいに決まっているわけですから、そこを起点にして運営して行っていただきたいと思います。この質問は1つここで

終わります。

次の質問に入ります。

南伊豆地区広域ごみ処理事業の方向性ということで質問させていただきます。

昨年の1月、議会にプラス町長も同行していただきまして、香川県三豊市で導入しているトンネルコンポスト方式のごみ処理場を視察しました。その中で、1市3町（下田市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町）で、広域処理の構想があるのですけれども、この中で担当者会議の結果、トンネルコンポストではなくて焼却方式にしますという内容が出てきたわけです。新聞の一面にも、下田市側からのということで出てきたのですけれども、あの形だともう焼却方式で行きますみたいな雰囲気になってしまったのですけれども、ちょっとこれ、午前中の漆田議員の質問の中にもあったのですけれども、1月12日の全員協の後、首長さんたちの会議が2月3日にあって、先日の全員協という流れの中で、ちょっと意外だったなという思いがあったのです。それで違和感を覚えたのです。トンネルコンポストを見に行った議会としては我々も町長も、あの方式がすごくいい方式だと思ったはずなのです。ところが、最終的に出てくる固形燃料のところの処理ができないということで、焼却方式という方向になったような説明だったのですけれども、これ町長どうですか。やっぱりトンネルコンポスト、あそこを見たときに、これで行こうという感じにならなかったですかね。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

2月3日の4市町首長会議においては、広域ごみ処理事業の整備方法についての説明を受け、焼却方式の採用を了承いたしました。

前下田市長からの提案を受け、本町議会にもご視察をいただいたトンネルコンポスト方式において、事業費及び環境負荷においても非常に優れた評価を受けている一方で、発生する固形燃料の長期的かつ安定的な取引先の確保が極めて困難であること。

また、燃料としての品質保持が不透明であることに加え、当該施設における臭気指数が静岡県で定める基準を超える可能性が極めて高いこと。また、可燃性を伴う災害廃棄物等の処理は不可能であること、これら諸課題から導入を断念することとし、従来型の焼却方式を選定し、合意が確認されたものであります。

繰り返しになりますが、トンネルコンポスト方式を断念した最大の理由としては、固形燃料の取引先が確保できないところでありまして、年間で7,200トンの固形燃料の取引先は見

つからず、そのことで新たな財政負担を伴う別処理が必須となるなど、極めて危険性の高い事業には踏み込めないとの判断から、焼却方式を選択しております。

今、議員がおっしゃられたように私も一緒に1年前に視察に同行させていただいて、確かにすばらしいと思いました。事業に向き合うとやはり全てがクリアできないとこの事業には参入できないなということを考えておりました。基本的にその前の南伊豆町でのごみ処理施設の建設の1市2町での計画が白紙に戻りまして、下田市のほうから脱退ということで、1市2町が実現できずに、今度は下田市が事務局として提案をするということで、この焼却方式でいくという下田市の提案でございます。それに南伊豆町として、それから近隣の松崎町、西伊豆町がその計画にのれるかということの最終判断を3月末にするということですので、そのところは午前中も答弁したように、皆さんと一緒に協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。少しずつ明確になってきました。

下田市側からの提案に、今どうするかという状況にあるということですよ。今、町長の答弁の中にあつたのですけれども、やはり現物見ていいなと思った感覚というのは、やっぱりそのとおりだと思うのですよ。1市3町の首長さんたちの会議の中で、例えば、トンネルコンポスト方式を採用するとしたらここがいいよねとか、候補地の話とかということまではいかなかったのですか。その前にもう断念になったのですか。その前に断念になったのですか。それとも、もしやるとしたらここというような話はなかったのですか。僕は話があつてもよさそうなものだけれどもなんて思ったのですけれども。答えられる範囲でもしよければ話してもらえないでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今だから言えるかと思いますがけれども、その当時下田市福井前市長がトンネルコンポスト方式をやるのではないかというご意見をいただいて、それで動きだしたというのはご理解いただいていると思うのですけれども、その中で下田前市長が加増野方面に、我々も視察に行ったときに、1万平米の平坦な土地ということで現場を見させてもらいましたけれども、な

かなかそれだけの土地を確保できないということで、加増野のほうにそのようなところがあるからそこはどうだろうかということで、それも勝手に、民地ですけれども、そのような所もあるよということを行ったのは、ちょっと会議の中ではありましたけれども、それ以外ほかの3町の首長、それから現松木市長のほうからはそういう話はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。ありがとうございます。少しずつ謎が解けていきます。

というのは、新聞の記事の中に書いてあった臭気指数の話があったのですけれども、これ新聞の記事を見ますと、ごみの臭いがクリアしていないような印象を受けるのですけれども、実際我々がもらった資料の中では、フィルタになる杉チップの臭いなのですよね。だとすると、あたかもごみの臭いがすごいからこれ無理なのだよという話ではないわけです。解消の仕方というのはあるのではないかなというのがありまして、そこで、候補地をどこというのを念頭において、これをこう作ったのかなと思ったところがあったのです。というのは、三豊市の状況を我々見に行っているわけではないですか。あの中で、松崎町、西伊豆町、南伊豆町、失礼ですけれども、この過疎の地域の中で、三豊市よりも規制が厳しいというのがあるのかなというところがあって、下田市が例えば臭気指数の問題クリアしていないよと、候補地が下田だったからこれ無理なのだよという話になったのだったら、説明が合うのですけれども、例えばもっとほかの地域という候補地があるのであったなら、臭気指数のことを理由にするのはちょっとおかしいのではないかなと思うのですけれども、下田が何だったらほかの地域でという話はなかったのですか。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

担当者会議での話になりますが、その規制があるのは下田市、南伊豆町、西伊豆町で臭気指数の基準は一緒であります。松崎町に関しては特殊な基準が設けてありますけれども、それをクリアするには、この施設がまた費用がかかるという形で、担当者会議では話されまして、今の段階では、その費用を付け加えない形で広域の費用としております。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。一つずつ解決していきますね。

我々のもらった資料の中だと、建設仕様についてもランニングコストについても、トータルで見るとトンネルコンポストのほうが得ではないかという印象があったのですよ。ただ、そういうところの計算をしていないとなると、やはりこれは問題があるなというのは理解できました。ただこれ切り口を変えてもう一回質問を重ねるのですけれども、今日の午前中の施政方針の中にもありましたように、政府のほうでは2050年を目指しまして、要するにノンカーボンの形をつくっていかうという目標があるわけですよ。国の政策と逆行している形のもの、ゆくゆく30年間使用するもの、これを造ってしまうという決断は、なかなか議会のほうとしてもできないと思うのです。そうすると、今の下田市から提案されたその焼却方式というところを丸のみするというわけにはいかないなというのが正直な僕の感想なのです。もう少しごみを減らす方法を考えると、トンネルコンポストではないにしても、そういう形で町民の方々にも再分別をもうちょっとしてもらおうとかという努力をしてもらおうのも含めて、ちょっと模索するべきではないかなと思うのですよ。これ、3月の末までに答えを出せと言われると、かなり3町としては厳しいのではないかなと思うのですけれども、首長さんたちの間ではそういう印象というのはどう捉えていますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

2月3日に首長会議で説明を受けて、そのときに一番反応したのが西伊豆町の町長ですけれども、それまで松崎の町長、それから私と下田の市長は、担当課のほうからレクチャーを受けていたものですから、こういう形で行くんだなというところで、いろいろ理解をしていたんですけれども。

やはり一番大事なのは、下田市でやるにしても、単独でやるにしても、どこでやるにしても、ゴミの減量化というのは一番重要な問題でありまして、もう今年度のいつぐらいだったかな、夏ぐらい、過ぎぐらいだったですか、夏ぐらいからもう来年度ごみの減量化ということで、今、町でも生ゴミ処理機というか、何といったかな、水分を飛ばす生ゴミ処理機か。一般家庭用の生ゴミ処理機の補助金を出したんですけれども、なかなか町民の方が利用されないということで、生ゴミ処理機を水分、ほとんどが水分ですので、その水分を飛ばすために、軽量化させるために生ゴミ処理機をモニターに使ってもらおうとか、いろいろ考えたんですけれども、やはり数件では効果が出ないからということで、新たな方向で、もうゴミ

を町民の皆さんにゴミの削減を完全にしてもらおうと。もっと細かく分別をしてもらおうとかという方向に今動いておりまして、正式にはまだ着手はしないんですけれども、そういうところ今、検討しているところでございます。

ですから、最終的にどういう方式でゴミ処理施設を建設するのか。ゴミを搬入搬出するのかというところは、まだ決まっていないところなんですけれども、そのゴミの減量化、軽量化、水分を飛ばすということは、町としてもこれは進めなくてはいけないですし、町民の方のご理解を得なくてはいけないというところですので、その辺のところは議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、町長の答弁、僕もそのとおりでと思います。

トンネルコンポストにこだわっているわけではないんですけれども、今の同じ燃焼方式で、これから先の国の方針と違うところに、地域の住民の方々が納得するかどうかというところがあるんですよ。それに対しては、やはりそれ相当の努力をしなければいけないし、ここまでやったという結果を見せなければいけないと思うんです。

その中で、僕が違和感を覚えているのは、1月12日にうちの町は全員協で話があったんですけれども、ほかの町、市に関しては、かなり遅れているんですよ。ことさら下田市に関しては、指導的な立場にいるにも関わらず、情報発信が遅かったんです。3月末までに答えを出してくださいとなると、そこへ持っていきたいんじゃないかなと、意図的な部分を感じたんです。

新聞の発表の中で、ほぼほぼ周りの3町はおおむね了解したよという話があったんですけれども。その新聞の記事があった時点で、まだ西伊豆町では公式な説明がなされていなかった状況の中で、そういうふうに進んでいくわけですよ。そうになると、ちょっと3月までに答えを出すというのは、僕は無理ではないかなと思っています。もう少し冷静に考えたほうがいいし、焼却方式にするとしても、極力ごみの量を減らす方向をこうしたいというところまで考えてから答えを出さないで。

例えば、それぞれの当局側が、各議会に提案するにしても、多分どこの議会も納得できないのではないかなと思うんですけれども。そこまで多分、首長さんたちの間で話しているとは思えないんですけれども。

今後、例えば町長がその話を振られたときに、そんな話があったというところは強く言ってもらえないですかと思うんです。我々もらった資料で驚いたのは、やはり僕も漆田議員と同じで、2回目の全員協で出てきた資料には、もう下田の今の焼却施設を建て替えますという方向での資料なんで、ほぼほぼ出来上がった物をぽんと出されて、これで行きましょうよときているんで。その間というのが、ちょっと情報がクローズになっている感じがあるんですよ。その点、今後の展開にはなってしまうんですけども、その点お願いできればと思いますけれども。そこコメントひとつもらえませんかでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、今回のは下田市で、下田市が主体となってやる場合に、トンネルコンポストか焼却かというところで、トンネルコンポストを下田市は選択しなかった。下田市としては焼却方式で動きますよということを、2月3日の首長会議で報告を受けて、分かりましたと。下田市の提案に対して私たちは説明を受けたことに理解をして、全員協で説明をさせていただいたというところで。

それから3月いっぱいまでに返事を出すのが、時間が短くて難しいよということであれば、ほかの町は分からないですけども、取りあえず3月末が期限ですので、その下田市の提案にのれるかのれないかという答えをまず出して、のれないならなぜのれないのか、当然、状況がいろいろ変わってくるわけですから、のれなくなったときに、それぞれの町でどういふふうな対応ができるかというのを、これから実際に詰まるのかなというところですよ。

まずは南伊豆町として、我が町として下田市の提案どおりの構想、構想に賛同できるかというところの答えを出すというところですよ。ごみの減量化も含めて、全てのことはまだこれから始まるかなというところですよ。

以上です。

○議長（清水清一君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。全てすっきりした感じですよ。

どうしても進み方が拙速に進んでいたこともあって、新聞の報道が先行したこともあって、どうしてもこれ、このままなし崩し的に行ってしまうのかなという印象があったんで、今は町長の答弁を聞いて、下田市主導で提案している議案に対してということなんで、今後どう

していくかということはまだこれからだよということがあります。ただやはり、のらないという結果をもし出したとしても、そのためには我々もではどうするんだという部分、対案は出さなければいけないと思うんですよ。反対、反対というばかりでは答えが出ませんので。そこも含めて、腑に落ちました。

これは多分、明日も別の議員の方が質問しますし、ほかの町でも同じような質問が続いていくと思います。多分、今日のキャッチボールがいい資料になっていくのではないかなと思いますんで、非常に建設的な質問ができたと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で加畑毅君の質問を終わります。

ここで13時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 谷 正 君

○議長（清水清一君） 引き続き、一般質問を行います。

5番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今回の3月定例会の一般質問通告書のとおり2つほどの質問をさせていただきます。

まず最初に、静岡県東部ドクターヘリ運航の現状と課題ということで質問させていただきますが、本題に入ります前に、今般のコロナに罹患されました方々、それからお亡くなりになった方々、それから関係する医療関係者の頑張り、それから事業者の現状に対しまして、激励の言葉をかけまして、もう少し頑張っていたきたいと。

ちまたでは、ワクチンは一通り行けば、ある程度の解決策も先が見えるというような報道もあるものですから、もう少し頑張っていたきたいと思います。

それでは、通告によりまして質問をさせていただきます。

先ほど申しましたように、東部ドクターヘリ運航の現状と課題ということではありますが、まず、この東部ドクターヘリにつきましては、行政側につきましては十分ご承知のとおりだと思いますが、伊豆の国市にごございます順天堂大学医学部附属静岡病院。高度医療3次救急の東部では、静岡県でも基幹病院であります。そこを基地としまして今、ドクターヘリが運航されてるような状況がございます。これの発端につきましては、静岡県の石川嘉延前知事の時代の平成15年から事業を開始しまして、この石川知事ではありますが、現在の掛川市旧大東町の出身で、県知事になられてご本人も途中でたしか悪性腫瘍になられて、がんセンターに入院したというような経過を聞いてるんですが、この石川知事の出身地であります旧大東町では、東京女子医科大学の創立者の吉岡彌生先生が出身したところで、この石川知事の頭、心の中にもその医療の大切さというのが十分、今までの経過を見ますと認識されていたと私は感じております。

それで、その当時、就任した当時につきましては、静岡県、日本で47都道府県のうち、静岡県の医療水準は下から数えたほうが早いと言うなこともありまして、それを踏まえた中で県東部、それから賀茂医療圏等の方々の要望によりまして、そういうドクターヘリの運航というのを決断されたというふうなうわさも聞いてあります。

それを踏まえた中で、現在有数の医療体制であります県立こども病院、それから県立がんセンター、今は東部に医療集積をしてありますファルマバレー構想というのを石川知事が提案されて、現在に至ったということで、私は個人的には、医療インフラは社会インフラだという考えでいるものですから、それらについて質問をさせていただきます。

順天堂の静岡病院は、昔は当初、平成15年につきましては、田んぼの真ん中でヘリコプターを中継させていたんですが、現在は平成29年3月に完成したヘリの格納庫が、国道136号の長岡北インターチェンジのこちらに来まして、左側の山の中腹に位置したところに確保されてるんですが、それから順天堂の付属病院を開始期の際に新しい病棟の屋上に発着場を作りまして、直接そのところから病院の中に患者さんを搬入できるというような体勢になっています。

その中では現在、あの辺の人たちはヘリの音がうるさくてというような、いろいろな苦情もあるということも聞いているんですが、この賀茂医療圏、伊豆半島の東部、それから静岡

県の東部については、非常に助かっているというような現状がございます。

それで、この事業の出発当時は、日本ではドクターヘリが2機体制で運航されたんですが、その当時は1つの県でヘリコプターを2機持って運航しているというのは、たしか静岡県だけだったと思います。もう1つ静岡県でもう1つは、聖隷三方原病院が基地として運航されて現在に至っております。

それで、東部のヘリの実績につきましては、平成15年につきましては搬送が4件、それから16年が433件、それから飛びまして平成18年が522件、それから平成30年が1,339件、令和元年が1,196件となっていて、静岡県の東部のドクターヘリの運航状況が急激に増えていると。西部のドクターヘリにつきましては、令和元年は392件となりまして、あまり開設当時と変わっていないと。

この間の運航事業費なんですが、開設当時からですと東部、西部とも全額県の経費なんですが2億1,000万円、内訳は県が2分の1、それから国が2分の1という形で運航されて、現在もこれは比率が変わっていないと。

そういう中で、昨年の秋に、いろいろなコロナ禍の中で、いろいろな形の中で東部の運航ヘリの赤字が増え続けているよというような情報を得まして、賀茂郡の議会有志等で現場の勉強会がありまして、私も同僚議員と一緒に出席をさせていただきまして、当時の静岡病院の院長と事務長からお話を伺ったと。その中では、でいきますと東部ドクターヘリの運航というのはその当時は病院の経費が4,649万円。赤字額が2,438万円、ヘリの運航経費が2億7,518万、赤字額が4,454万、それから赤字額の合計が6,892万と。これはまだ直近の数字なんですが、そういう形でも事業を廃止しないで運航をいただいていると。

それで比較、先ほどから比較してはいますがけれども、西部の三方原病院は平成30年度で448件で、東部の病院のヘリコプターと比較しますと、そんなに西部のほうは増えていないと。そういう中で東部のほうが突出して増えているという形。ちなみに平成16年から平成30年でいきますと、約3.1倍の運航回数になっております。

この中で全国的に見ますと全国1位が兵庫県の豊岡病院の2,105件、2位が順天堂大学の東部ドクターヘリで1,339件、3位が千葉県の日本医科大学の北総病院の1,229件ということになっています。

それから、ちなみに医療スタッフにつきましては、先ほど申し上げました日本医科大学千葉北総病院は、医師が30人体制で事業を行って、順天堂大学附属静岡病院の医師は8人、その当時は8人体制だよと。これ直近の情報ですとこの8人の医療スタッフに対して、看護師

を22人手当するというような情報もいただいております。

ご存知のようにヘリコプターは原則、日の出から日没までの有視界飛行。夜間は運航しないということになってるのですが、この順天堂医学部の医療スタッフにつきましては、ドクターヘリの勤務が終了しますと、そのまま救急業務に当たっているような現状があります。これは非常に過酷な医療体制になっているんですが、またそれ以外に病院内部の検討会だとか、関係救急医療、消防署等との連絡、それから災害対応での救急活動訓練だとかに活躍していただいているんですが。

それを踏まえて、町長、副町長、ヘリの運航、医療スタッフの現状をどのような認識を持っているのか。それから医療スタッフの現状や運航事業の赤字の問題等、東部ドクターヘリの現状をご存知だったのか。

それから現状を踏まえた中で、今後の東部地区、特に伊豆半島南部、これ主に賀茂医療圏になるんですが、これらの現状認識をどのように思っているのかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

指摘にもございましたが、順天堂大学医学部附属静岡病院へのドクターヘリ搬送については、平成30年度に1,339件で全国2位、令和元年度では1,196件で全国3位と極めて高い稼働実績となっております。

また、令和元年度において賀茂地域に297件の出動があり、このうち、本町への出動は26件となっております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症によるため書面決議となりましたが、年に1回程度「静岡県東部ドクターヘリ運航調整委員会」が開催されており、その中で、これら運航に係る問題点等が発生すれば議題に上がり、適時協議してまいりました。

議員ご指摘の赤字あるいは医療スタッフ体制等については、所管する静岡県からも特段の報告も受けておらず、報道等で認知したところであります。

賀茂医療圏における高度医療においては、下田メディカルセンターを核としてさらなる充実を切望するところであり、病院組合においても度々協議されているところではありますが、圏域内の人口規模や医療スタッフの確保、膨大な財政負担を要することなどから、これ以上の拡充は厳しい状況下にあると認識しております。

そのためにも、県東部において救命救急センターを常設しております順天堂静岡病院並びに沼津市立病院への、迅速な搬送体制の整備と確保が極めて重要であると認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今回の町長の答弁いただいた中で、いわゆる賀茂医療圏の1,496件のうち297件がということで、これを約4分の1の賀茂医療圏からの搬送ということで、一番多いのは駿東田方医療圏のこれ近くで山岳もあるんですが、397件で33%というような数字があるんですが、非常に賀茂医療圏につきましては、まだ伊豆縦貫自動車道が未開通の部分もありまして、天城峠等がネックになりまして、それから救急車の何か今ですと排気量の規制もあるというようなことも聞いたりしているものですから、道路事情だとか遠隔基地とかの関係があるものから、現在は最大の恩恵を受けているのは賀茂医療圏ではないかと思えます。

それで、ちなみにドクターヘリの出動距離なんですが、50キロメートル以内で15分、それから70キロメートルで21分ということで、これ逆算しますと消防署の119番へ受けてからドクターヘリが来るという形で、順天堂3次救急高度医療の病院の順天堂大学までということになりますと、おそらく南伊豆町からですと1時間以内に病室というか治療までができるのではないかというんです。救急車につきましてはおそらく2時間から2時間半かかるのではないかということで、急性医療の関係ですと非常に現在のところドクターヘリが、急性の場合ですと非常に有効だというような形の中で、先ほど申し上げましたように、その赤字が多いという話の中で、うわさですと後からちょっとお話ししますけれども、コロナ禍の関係でなかなか病院の経営自体も容易ではないという形の中で、半分白旗を揚げたというような、何かのことがあるみたいです。

そういう中で、いわゆる重篤な心疾患だとか血管疾患、それから急性心筋梗塞だとか狭心症、心不全というもの、それから脳の場合ですと脳血管疾患、それらの関係で、急激に十分な救急医療やるということが、当然、住民の方の命を救うということになりますと必要になると思えます。

それからもう1つ、蛇足ですが、順天堂のお茶の水の本院につきましては、平成天皇の心臓手術されました天野先生が、いわゆる順天堂本院の今、院長になられて、内訳の話を聞き

ますと、順天堂の長岡病院から本院への連絡、それからこないだ聞いたところによりますと、順天堂から静岡県のがんセンターへの連絡も、前よりは比較的密に、そごがないというようなことも聞いてるもんですから、この賀茂医療圏の私たちにとっては、非常にこれを充実させるべきではないかと思っています。

これらについて、まず先ほど申しましたように、日本医科大学の北総病院のように、十分とまではいかないかもしれないですけども、現在の順天堂の医療スタッフは8人ということで、千葉のほうの日本医科大学は30人という体制なんですけど、これらについて十分な医療スタッフの増員。問題は山積して、単純にいわれる県、国のほうの問題だよということでは片づけられないと思うんですが、それらについての認識というのはありましたらお願いしたいと思いますが。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

皆さんがお勉強に、視察に行かれましていただいた資料の中で、医療スタッフがあまりにも少ないなということは初めて知らされたというところですよ。やはり重要な医療施設であることは十分理解しておりますので、何らかの形でどのように県をはじめ、要望して行ったらということはいくらも考えていかなければいけないと思いますので、その辺のところは私ももそうですし、議員の皆様にもご支援をいただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 幸い静岡県のほうですと、令和3年度の予算が3月17日、18日で閉会するんですが、その中にこの医療東部ドクターヘリの関係の予算は何か確保したというような情報も入ってきているものですから、取りあえず令和3年度につきましては、県、国のほうで面倒を見てくれるということですが、この東部ドクターヘリの管内というんですか、把握する富士、富士まで何か入るらしいんですが、この関係市町村だとか、関係団体、それから国、静岡県と一緒に、この運航事業費の増額の確保だとか、それから順天堂大学の附属病院が今、医師の関係だとか、直接何か契約も順天堂がしているらしいんですが、それらを踏まえた中でおんぶにだっこではなくて、県東部、伊豆半島の住民やそれから患者や観光イン

フラ、医療インフラ、これは先ほど冒頭で申し上げましたような形が必要と、私は考えているものですから、それらについていわゆる町長、先ほど言いましたように行動を起こすということですが、具体的にイニシアチブを取って、これは住民だけではなくて、今はエージェントに聞きますと、医療体制が観光地はどうなっていますかというようなことも、お年寄りの方が旅行を申し込むときに、そういうものを聞かれたというような事実も、私聞いたことがあるものですから、それらを踏まえた中で、町長が先頭を立て、そういう応援団的な組織だとか、そういうものをいわゆるつくる。つくっていただくと。もちろん県なんかを巻き込んでやっていただくのはそれがベストだと思うんですが、それらを踏まえた中で、どういうお考えなのか。いや、それはもう県、国の仕事だから、私たちは恩恵を受けるだけだよというようなご認識なのか。いや、伊豆半島はいわゆる半島振興法の適用もあるし、過疎の適用もあるという形の中で、言葉は悪いですけども、日本でハンディキャップを負っている地域だから、頑張ってみようというような感じなのか。その辺の町長のご感想をお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ドクターヘリの運航事業については、ご承知のとおり主管する静岡県で役割が極めて重要と考えられております。

賀茂圏域における現下の2次救急など急性期医療の現場においても、医師等を含めた医療資源が不足している状況にありますので、国や大学機構なども巻き込んだ協議が必要であると思料いたします。

また、昨年11月25日には賀茂1市5町に、伊東市、伊豆の国市を加え、地元選出の森先生にもお骨折りをいただきながら、川勝知事に支援体制強化の要請も実施し、本議会からも意見書の提出などご尽力をいただいたところであります。

今後も静岡県東部ドクターヘリ運行調整委員会において情報共有に努めながら、構成市町が一体となった支援体制に取り組んでまいりますので、本議会からもさらなるご支援をお願いいたします。

ご指摘の協議会等の設立については、一義的には、既存の「静岡県東部ドクターヘリ運航調整委員会」の活用も含めて検討する必要があると考えております。

また、応援団的な組織に向けては、迅速な3次救急医療の提供が極めて厳しい賀茂地域の

現状に照らせば、率先して取り組むことが重要と考えるので、賀茂1市5町で何ができるのか、首長会議などの場を介して協議できるよう、私からお話をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） これ、蛇足なんですけど、長岡の順天堂病院というのは、昭和42年に町営の伊豆長岡病院、それまでの病院から当時の順天堂大学の第2代目の理事長であります山登というのがいるんですが、それと3代目の東健彦というのを、この2代、3代にわたって、ある程度途中にいろいろな県とのばちばちもあったということを知っているんですが、両方とも私ごとですが、この2人が東京のほうの遠縁に当たるものですから、ある程度の情報というのを今までいただいていたんですよ。

というのは、伊豆長岡の病院にはなかなか本院のほうから医者が行きたがらないよということで、もう1つ附属の大きい病院というのは、ディズニーランドの京葉線のディズニーランドの先の新浦安のところの線路際に、浦安病院というのはつくっていますものから、そちらへいわゆる直接1時間ぐらいで行けるというようなことがあるものから、みんなそちらのほうへ行っているというようなことも聞いて、なかなか静岡までは行きたがらないよというような話もございますものから、いわゆる地元で恩恵を受ける市町、当然南伊豆はそれの最たるものであるものから、その辺をいろいろな意見があるかと思いますが、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それで、次に移らせていただきます。

2番目がコロナ禍における中・長期財政状況と事業継続ということで、現在、関係知事さんにつきましては解除するだとかしないだとかというような新聞記事が躍って、現在開会中の国会でもいろいろな議論の的になっているんですが、南伊豆町に転じて、中・長期的な南伊豆の財政状況、これ今回のコロナ禍においては、先日のOECDのコメントですと、先進7か国、G7の中では、収束と再生が日本が一番時間がかかって、経済の、景気の立ち上がり、経済の立ち上がりが一番遅くなるというようなことがありました。ご存知のようにリーマンショック以上の影響があるというようなこともマスコミの中で躍っています。

令和3年度の国の予算、今、審理をしてるんですが、先ほども町長の報告の中に一般会計で106兆6,097億、前年比3兆9,517億円の伸び、一般歳出は66兆9,020億円。地方交付税は15

兆9,489億円。これらの総務省の要求ですと、当初は何か17兆円を超しているような要求をしたというような、あったんですが、予算ですと15兆9,489億円で、国債費も23兆7,588億円というような形になっています。

これで、また歳入のほうですと、税収が57兆4,480億円で、企業収益等の落ち込みで前年よりは6兆650億円の減収、ほかに税外収入は5兆5,647億円という形で、この差額についてはその公債借金で賄うというような形になっているんですが、これを見ますと不足財源が当然出てくるんですが、これが新規国債だとかコロナ対応策の財源の影響で、いわゆる2021年度の末、来年度末では80兆3,000億の国債残高。GDP比で177%というような形で、18.1%も上昇するというようなことが出ています。それにもかかわらず、先ほど町長の中でもお話がありました、防災減災国土強靱化のための5か年加速対策などをやらなければならないということで、財政投融资計画が本年度2020年度では13兆2,195億円あったものが、40兆9,058億円ということで、過去最大になっていまして、大幅な赤字国債依存の予算だよと、ここで現実になっているよということでもあります。

それに加えて、国と同様に地方自治体も税収の大幅な落ち込みが必至であり、事務事業の見直しも迫られると。こういうことは予想されて、総務省は全国の地方税収入が2021年度では前年度より3兆6,400億円の減。財源不足は10兆1,200億円になるというような、予想もしております。

総務省では交付税だとかで補い、歳入の穴埋めとして地方自治体の赤字地方債であります臨時財政対策債の発行、これが2020年度の2倍以上の発行が必要ではないかというような試算もあるということに載っていました。

この財政力の弱い南伊豆町では、こういう税収だとか南伊豆町の事業所の関係でボディブローのように徐々に影響が出てきて、当然、各種の事務事業の執行については交付税過疎債、それから今は辺地指定というのは南伊豆あるかないかというんで、ちょっと分かんない。昔はあったんですが、今はでは、辺地債はなくなったということですから、失礼しました。財政投融资の利用等々の措置が必要ということになります、国や県の財政支援がいつもより必要とされていますが、国・県の財政的支援の減少が十分考えられます。

これからそれらについてのいわゆる認識、考え、それから南伊豆町においても財政調整基金とか、各種の基金の取崩し等も必要と考えますが、その考えについて。また中・長期的な財政シミュレーションの確認、作成は行っているのか、これらについては総合計画とか過疎計画との整合性をもって、ある程度、事業執行の中で財政シミュレーションを幾つか作成す

べきではないかと思うんですが、それらについてのお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

感染症の拡大及び長期化を受けて、国税の減少や、静岡県においても県税や財政調整基金の減少等による財政悪化が見込まれており、自治体への補助金や地方交付税の減少などから財源不足に直結する課題であると認識をしております。

本定例会においてご審議いただき、令和3年度南伊豆町一般会計予算の編成においては、歳入に占める依存財源の割合は70%程度と極めて高く、そのうちの大部分を地方交付税及び国・県支出金が占めておりますので財源の確保が大変危惧されるところであります。

令和2年12月に総務省自治財政局が発表した令和3年度地方財政対策によれば、地方交付税については国の加算などから原資を最大限確保することにより、地方交付税の総額については、令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保し、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制したほか、国・県支出金の減額等の内示、もしくは連絡を受けていないことなどから、取りあえずは安堵しているところではあります。

しかしながら、いまだ終息の見えない感染症の影響は広範でかつ長期にわたることと予測されますから、国・県の財政状況はより逼迫することも想定されますので、これら社会情勢にアンテナを高くし、タイミングを逃さず、スピード感を持ってその変化に対応してまいります。

次に、財政調整基金の取崩しについてであります。令和3年度当初予算において1億900万円程度の取崩しを予定しております。

昨年度は、当初予算編成時に1億3,500万円の取崩しを行っており、前年度比マイナス19.3%で、ほぼ例年並みの取崩し額となりました。

町税については、前年度比マイナス4.7%、3,900万円程度の減収を見込んでおりますが、個人町民税額の減収は、ほぼ無いものと見込んでおります。

この減収は固定資産税の減免によるものであり、これらについては地方特例交付金により全額補填されることから、今回の取崩しは、現時点では、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化を受けたものではなく、従来どおりの財源調整分であります。

なお、今後の感染症拡大や長期化次第で、財源不足を生じることも想定されておりますが、

まずは既存歳出経費への執行抑制を図り、安易な基金の取崩しに頼らない収支均衡型の財政を目指してまいります。

また、中・長期的な財政シミュレーションについては、現状において令和5年度まで策定済みであり、それ以降については未策定であります。

コロナ禍において、国・県の財政状況や支援策、町税の推移が不透明であることや、個別施設計画策定中により、公共インフラ施設の整備年次や費用を的確に反映できないこと、また、ごみ処理事業が広域で行われるのか、町単独なのかによっても数字が変動することなどが理由であります。

中・長期的な財政計画の作成と、その内容等の情報共有においては、健全財政を堅持し、持続可能なまちづくりを実現していく上で、大きな判断材料となることから、条件が整い次第、速やかに作成してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 今、町長の答弁の中と若干ダブるんですが、2番目のプライマリーバランスの考え方ということで、これは国のほうでは、当初は2020年度にプライマリーバランスの均衡というようなことがあったんですが、災害だとか地震だとかいろいろ、このコロナの関係で、この国の当初の考えというのが不可能に近かったのもありますが、この当初の考えというのはふっ飛んだというような、私は認識を持っているんですが、その中で、このプライマリーバランスの重要性というのは、度々同僚議員が質問したり、本町の財政状況を見たときに、その重要性というのは町長以下、職員も共有していると、これは当然思います。

コロナ禍における行政執行を考えたときに、国・県などは予算編成上、大幅な赤字国債、地方債の発行などで対処せざるを得ないというような、いわゆる文言も表面上出てきているんですが、それらについて、またそのプライマリーバランスと同じような関係なんですが、財政指標の中の範囲の中でやる財政規律。プライマリーバランス、財政規律、同じような文言なんですが、そういうものの考えをどのような形で考えるのかと。

もう1つは、南伊豆町のいわゆる事業。各計画、先ほどから申しましたように、総合計画だとか、それから過疎計画の中のいわゆる事業継続、ビジネスコンティニュープランニングというんですか。そういうものの考え方。これは当初は民間企業が、災害が発生時に災害対策をして生き延びることを目的にした取組ということでされているんですが、最近国や地

方自治体でもBCPの考えを民間企業以上に考える必要があると。これは具体的に言いますと学校だとか保育だとか福祉などにつきましては、いわゆる災害等があっても事業継続をせざるを得ないというようなことになっています。

今般のコロナ禍では、北海道や大阪府、それから沖縄県の宮古島市が自衛隊の派遣を依頼して、一般的には自衛隊の出動、派遣というのは、知事の権限で派遣要請をするというような形で、災害復旧が今までは主なものと理解されていたんですが、現下のコロナ禍が、これは災害そのものではないのかなという考えも出てきています。

当然、自衛隊派遣というのは、BCPには必要ではないかと。地方公共団体を取りあえず存続させるには、そういうものが必要ではないかというような考えもございます。町が関係する公共政策、公共事業の中でBCPに当たるものがあると考えますが、それらについてはどのように考えているのか。

過去の質問の中では、このような事象というのは質問をしたことあるんですが、南伊豆地域防災計画に明記すべきではないかという質問をしたんですが、この時点では消極的な答弁があったという記憶しています。現行の南伊豆町の地域防災計画には、災害関連で感染症対策が記載されているんですが、感染症そのものを独立して災害という認識の中ではないものですから、これらについてを、地域防災計画の中に新たに明記すべきではないかというような考え。これは内閣府の防災情報のページを見ますと、災害の欄にコロナ禍が入っているものですから、それらについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和3年度当初予算の編成に当たっては、職員に対してより一層の行財政改革に取り組むとともに、財政運営のさらなる健全化を図るため、「入るを量りて、出ざるを為す。」を念頭に、事業効果や優先度を見極め、全ての歳出経費をゼロベースから見直すように示達をいたしました。

今後、国・県の財政支援が縮小され、本町における財政運営に及ぼす影響が大きいと思われる事態が生じた場合には、策定済みの計画は元より、策定中及び策定見込みの計画についても必要な見直しを迅速かつ柔軟に行う必要があると考えております。

ただし、現時点において具体的な事務事業の見直しを予定しているものはございません。

本町において、静岡県、政令指定都市及び先進市町村のように、市場公募債の発行による

資金を調達していないため、財政調整基金の取崩しがそれに代わるものであろうかと認識をしております。

コロナ禍による臨時の財政出動に対しては、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで対処しているため、先の質問でもお答えしたように、特別の財政調整基金の取崩しには至っておりません。

今後、財政不足が生じる場合においても、まずは既存の歳出経費の執行抑制による財源確保や、計画の先送り、凍結などの見直しによる財源確保を第一としたいと考えておりますので、そのような観点からすれば、プライマリーバランスを重視していくということになるのではないかと考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症は、国民生活や経済活動に甚大な影響を与えており、医療機関や介護施設などでは、クラスターの発生による診療の中断や施設の閉鎖が相次ぎ、病床の逼迫に伴う医療崩壊も現実化する中で、これら感染症被害は、別の意味で災害であるとも言われております。

本町においては、大規模災害の発生時において、町民の生命、身体及び財産を保護し、社会経済活動への影響を最小限に抑える責務なども踏まえ、平成29年3月に南伊豆町業務継続計画を策定いたしました。

同計画においては、これら非常時における業務体制の明確化を図るものでありますが、感染症に特化した場合は、感染力やその毒性度合いにより事業継続の手法も変わりますので、国による法定感染症という位置づけやこれに伴う法的効力などにも注視しながら、今回のパンデミックで得られた知見や、国・県からの情報なども参考に対応したいと考えております。

地域防災計画の策定においては、静岡県地域防災計画との整合を図りつつ、静岡県地域防災計画の改正等があれば、これに準拠しております。

今般の新型コロナウイルス感染は、大規模災害にも匹敵するもののご指摘もあるように、静岡県の防災計画においても感染症対策がクローズアップされるものと想定されます。

国においては、防災と新型感染症の所管は異なり、関係法律も別建てとなっておりますので、これら法令に注視しながら、適切な地域防災計画の策定に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） 次に、最後の質問に移らせていただきます。

最後は先ほど来の町長の施政方針等にもございましたが、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策。

これにつきましては令和2年の12月11日に、それまでの防災・減災、国土強靱化のいわゆる方針。これは3年間で7兆円という形のものから、新たに作成。この12月11日に作成したいわゆる5か年加速化対策を平成30年12月14日に閣議決定したものを、令和2年12月11日に新たなものを現したと。

これにつきましては、先ほど来、南伊豆町を含めた中で、国・県、それから市町につきましては、度々話をしていますコロナ禍における国全体の財政、税収の落ち込みの中で、いわゆるいろいろな事業費の捻出というのが、なかなか容易ではないというような雰囲気があるんですが、近年の激甚、それから頻発している気象災害。先日もいわゆる東北地方で地震がありまして、東北新幹線が止まっているというような災害が起きて、非常に国民、住民の生命財産を脅かしているというようなことがあります。

また、従来より言われています南海トラフ地震、日本海溝、対馬海溝周辺海溝型地震や、首都直下型地震や高度成長期以降に集中的に整備されたインフラ、これはおおむね50年を経過したということがあるものですから、その社会インフラが一斉に老朽化していると。

そういう中で、行政や社会経済システムが機能不全に陥ることが懸念されるということで、その維持管理、更新を確実に実施する必要というのが、国のほうでは言われています。

平成30年12月の旧のいわゆる国土強靱化等については、全45のプログラムが選定されて、15の重点項目の推進を図ることが基本とされていきました。この中で激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、それから国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進等の分野で、取組のさらなる加速化、深化を図ることとして、令和3年から7年度までの5か年に追加的に必要な事業規模等を定めて、重点的かつ集中的に対策を講じるものだとすることで、新しい国土強靱化のものがスタートしようとしています。この中で動きとしましては、全国知事会、市町会、町村会等でも意見書を提出して、本町の議会でも意見書を議決、提出しております。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のコメントという中で、おおむね15兆4,000億というような形があるんですが、その中で南伊豆町は、小規模な事業者、これが100%と言っていると思います。行政の事務事業の計画や執行が重要であり、町内経済の下支えとなっているのが現実だと思うんですが、国・県の事業に対する支援策。特に防災・減災、国

土強靱化のための5か年加速化対策を中心に、情報収集、事業執行、国と県で共有すべきと思いますが、それらについて施策をどのように考えているのか。一般的に予算がなければこの国土強靱化の新しい計画にのるべきだと思いますが、それらについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘にもございましたが、平成30年度から3か年緊急対策が終了し、新たに令和3年度から5か年加速化対策が閣議決定されました。

内閣府の発表によれば、重点的取り組む対策は123で、事業規模は15兆円程度を確保し、このうち国土交通省でおおむね9兆4,000億円を予定し、所管分野を対象に53の対策を講じるとのことです。

また、このほかにも、総務省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省など、その対策は多岐にわたっており、財政力の低い小規模自治体にあっては、極めて有効的な施策であると高く評価するものであります。

現状においては、本事業の詳細は明らかではありませんが、本町における各種インフラ整備の適正化などにおいても、その財源確保に大きな期待を寄せているところであります。

現状においては、政府内において5か年加速化対策にかかる財源確保と各省庁等への配分などが示されておりますが、具体的な補助制度等の詳細はこれからでありますので、国や静岡県からの情報に注視してまいります。

また、国土交通省から開示されている対策例などから、本町においても公共インフラの長寿命化などは最重要課題でありますので、費用対効果や財源の平準化、優先度も含めて再検証し、実効性のある計画づくりに努めながら、施策の適正化に図りたいと考えております。

議員におかれましても、何かと新しい情報など入りましたら、ご指導をいただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

〔5番 谷 正君登壇〕

○5番（谷 正君） ありがとうございます。

それで、大きな話になりますがIMFですと、日本は今、消費税が10%なんです、ヨー

ロッパですと付加価値税という、ほかの国は付加価値税という形で、これはコロナが明けてから、いわゆるそれを20%とか25%にしなければ、先ほどのプライマリーバランスに首をかしげるといような状態ではないかというような考えも、何か出てきているらしいんですが、日本は円高が105、6円で安定しているのは、国の借金よりは個人資産のほうがまだ上なものですから、デフォルトがないよというような考えもあるらしいんですが、これはコロナ禍が明けると増税が必至だと私は考えているものですから、それらを踏まえた中で、先ほどの新しい国土強靱化計画、これに何が何でも南伊豆の事業をあてはめていただいて、南伊豆の町民の安心安全をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（清水清一君） 以上で、谷正君の質問を終わります。

ここで14時55分まで休憩とします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（清水清一君） 一般質問を行います。

2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 皆さん、お疲れさまでございます。

できればあと30分ぐらいで終わらせたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

通告書に従い、質問をさせていただきます。

同僚議員と同じような質問がございまして、答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

このコロナ不況により、町の基幹の観光業、宿泊業をはじめ、農林水産業、商工業に至るまで非常に厳しい状況が続いております。命をつなぐための新たな支援策が必要ではないかと考えております。そのような中で、ようやく新型コロナウイルスワクチン接種が2月17日より医療従事者から始まりました。昨日の政府の発表では、4月下旬には地方のワクチン接種が高齢者から可能になるという報道がなされておりました。

全国的には感染者が減少傾向にありますが、3月、4月は卒業、入学、就職、そして転勤等で人の移動が増加するため、まだまだ予断を許さない状況が続くと考えられます。

ご存知のように、1月28日西伊豆町で新たなクラスターが介護老人保健センターで発生いたしました。また南伊豆町でも作業所でクラスターが発生しております。全国的にも介護施設、高齢者、障害者施設等でクラスターの発生が相次いでおります。2月15日時点で、全国でなんと1,017件が発生していると。コロナとの戦いの難しさを改めて浮き彫りにするデータだと思います。

介護現場はリソース資源が乏しい中、昼夜を問わず賢明の対策を取り続けております。ただ、人と人との接触がどうしても避けられない業務の性質もあり、感染拡大をなかなか防ぎきれないのが実情であります。

厚労省によると2月15日時点の全国のクラスター発生件数は5,104件。このうち高齢者福祉施設は19.9%で最も多いと。余談になりますけれども、この中の内訳です。飲食店が947件、企業が941件、医療機関が874件、学校教育施設が624件などとなっております。また、児童福祉施設は220件、障害者福祉施設は123件でありました。

先ほども申しましたけれども、ただ入所者が寝食を共にしたり、職員の介助が必要だったりして感染するケースが多く、各施設では対人距離の確保といった一般的な対策を取ることが困難である。そのことを考えますと施設職員、入所者、通所介護者や障害者など、感染予防の観点から定期的なPCR検査、抗原検査などを行うことにより、ウイルス感染の早期発見につながり、集団感染予防にも繋がるのではないのでしょうか。

特に介護職員は4Kと言われております。皆さん3Kはご存知だと思いますけれども、4Kというのは、危険、きつい、汚い、給料安い。危険とはまさに感染症のことなんです。また感染すると、介護福祉施設などで施設や職員に対する心ない誹謗中傷が、現実起きております。

主なものを挙げてみますと、1番目に会員制交流サイトSNSによる施設の批判。2番目に自宅に新型コロナウイルスに感染したかどうか確認する電話があるというんです。3番目

に入店を拒否され、介護職員の家族に対し登校、出勤をしないように求めるなどが起きていると。

今述べたような事例が多発し、看護できないほど深刻化しているというんです。このようなことを未然に防ぐためにも、定期的な検査を国や県、保健所、各関係機関の要請が必要と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今般、緊急事態宣言の延長に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、緊急事態宣言が発出されている特定警戒都道府県は、医療・介護従事者、入院・入所者などの関係者に対し、抗原定量検査や、プール化検査方法を含むPCR検査等による幅広い検査の実施に向けた取組を進めるとされており、院内・施設内感染対策の強化を図るほか、厚生労働省では、10都府県に対し高齢者施設における集中的な検査を求めています。

静岡県では、市中感染や施設内感染が拡大する恐れがある場合には、抗原定量検査が実施されますので、一定の感染対策は施されておりますが、高齢者施設等における感染の早期発見の必要性は、専門家からも指摘されておりますので、今後、国・県の動向に注目しながら、必要に即した対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 町長、クラスターが出たのではないですか。クラスターが出てからではこれ遅いんです。早めの検査というのが大事なことで、よく予防医学とあるのではないですか。要するに予防医学というのは、病気にならないようにする。それが予防なんです。これが大変大事で、なってからではもう遅いよということなものですから。賀茂郡でも結構です。首長の会議でも結構です。町には特養ありますよね。老人ホームあります。その方々、要するに介護する方々、携わる方々がもし何というんですか。感染して施設内に入ると、一遍にこれ広がってしまう。これが一番怖いわけで。特にそういう施設に入っている方は体力的にもそんなあるわけでもないし、要するに何ていうんですか。そういう方々、入る病院というんですか。というのがあまり聞いたことがない。

この間、ちょっとテレビで見た報道によりますと、東京都内ですよ。ようやくそういう認知症の方々の入る病院を手配しましたということもありますんで、特養なんかで特になるとあと何というんですか、行ったまま帰って来れないよということも考えられますんで、特に首長の間でもこの定量検査、抗原定量検査ですか、プール化検査とか行っていただくようお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

次は新型コロナワクチン接種と接種記録についてということで、まず最初に1番、まいりたいと思います。

1月27日、厚生労働省と川崎市は全国で初めて、新型コロナウイルスのワクチン接種会場の運営訓練を実施いたしました。接種の一連の流れを実演し、受けに来た人が滞らないように、待たないようになどを確認して得られた教訓を、同省が各自治体に提供し、実際の接種の円滑な進行を目指すとしております。その実務を担う医療従事者の確保や職員の準備状況はどのようになっていますか。お聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご案内のとおり、本年4月からワクチン接種に向けて、賀茂医師会や町内診療所の先生方との調整を進めてまいります。

具体的には、診療所の先生による、週3日、医師2名をもって集団接種を実施するため、体制整備が確保できる段階にきました。

また、ワクチン接種については、所管課である健康増進課を主体として対応してまいります。現状において国からの情報が不確実な部分などもまだまだ多く、不測の事態なども対応できるよう、全庁的な応援体制をもって最優先で取り組んでまいります。

昨日ですか。発表がありましたとおり、静岡県は4月26日の週にワクチンが発送されるということです。接種が開始されるのは5月の連休明けぐらいからかなというところです。

先ほど議員がおっしゃられました川崎市のシミュレーション訓練ですけれども、それも担当課のほうでは4月になりましたら医師の先生方をはじめ、いろいろな関係者とシミュレーションをやりたいということで報告を受けていますので、ご心配なくというところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

ワクチン接種のシミュレーションですが、ただいま町長が申し上げたとおり、4月入って早々に、医師、あとは雇いあげる看護師等を集めてシミュレーションを、湯けむりホールで実施したいと考えております。ぜひ、議員も接種役の患者役として参加していただければと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ということは、お年寄りの方は5月連休後ということによろしいですか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

静岡県の、昨日、連絡が入った状況によりますと、4月26日の週以降、配送量を増やしていくというふうに聞いております。ただいまワクチンの確保状況は分からない状況ですので、予想としては本格的になるのは5月のゴールデンウィーク以降ではないのかなというふうに思いますが、それはまだ確約されたものではありませんので、そこはご了承願ひしたいと思います。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） そうですね。昨日の報道でも河野大臣ですか予定であると。要するにヨーロッパのほう、それだけ飛行機で空輸するでしょうけれども、ワクチンが確保できればと、話だよということをおっしゃってましたんで、できないよとなったら大臣が自分の責任だと、こう申しておりましたので、できるだけ町長もそうですけれども、担当課のほうでもお年寄りをはじめ、夏までに60歳未満の方々もできるような配慮と言いましょか運動と言いましょか、動きをお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に2番目、（2）にへ行きますのでお願ひします。

接種記録についてちょっとお伺ひしたいと思います。

子供には母子健康手帳というのがあり、予防接種などが記載されています。また成人にはこの間課長からちょっとお伺ひしましたけれども、記録保存、記録には予防接種台帳というのがありますよと。

今後、今もそうですけれども、ウイルスの変異株、また新たなこのウイルス対策が必要になったとき、記録というものが大変大事。その記録を電子化したほうが、より迅速に動くことができるのではないかと。

自治体側のメリットとして、定期接種対象者の特定、接種歴確認による接種事故の防止、予防接種後の健康被害救済の新生児の接種歴の確認ができます。個人では本人または保護者が接種スケジュールを確認ができる。医療機関では接種実施時に接種歴の確認と同時に治療時の接種歴の確認ができます。研究機関では予防接種の有効性、安全性、評価などのために活用できますし、接種の実態把握のために使用ができます。実際に未接種への再干渉を実施してる自治体があると聞いております。特に接種者に対しての有効性、安全性、副反応のフィールドバックというのは大変重要になる。このように接種者の把握をはじめとして、各関係機関との間で町、市町村関係でもそうですけれども、情報連携などの有効活用をするために電子的な管理を行うことが望ましいと考えます。ご見解のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町においては、3月中の既存の健康管理システムを改修する予定で、これまで法定予防接種と同様の体制でデータ管理を実施いたします。

既に、一部報道等もなされているようですが、ワクチン接種の効率化を図るため、マイナンバーを活用した新たなシステム構築を進めるとしております。

また、これらのシステムを活用した情報連携をもって、転出入や居住地以外での接種把握などといった様々なデータ活用が可能とされておりますので、関係機関からの情報等、的確に把握し、当該事業の最適化に向けて慎重に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

町では予防接種台帳として、町長も述べましたが健康管理システムというものを使って、それを保存しております。それと今回は新型コロナワクチン接種に関しては、政府CIO主導のワクチン接種管理記録システムというものが、新しくシステムとして導入されます。それプラス、今回新しく予約システムというものを私たち独自で導入しまして、そのシステムをうまく連携させて、あとワクチン接種記録システムにはそこにマイナンバーが付与されて、

管理されるというようなシステムの状況となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今ちょっと初めて聞いたんですけれども、この予約システムプラスマイナンバーということを抱き合わせて、何というんですか、管理するということによろしいですか。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

先日、全員協議会でもご説明したと思いますが、今回、65歳以上の方につきましては、65歳未満ですね。方につきましてはオンライン予約をしたいというふうに考えております。そのためのシステム導入と予約システムの導入で、予約システムにはさらに受付等の付帯記録が付帯システムを付いておりますので、それを活用して効率的なワクチン接種を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。ありがとうございました。

私の時間が30分なんでもんで。

次、最後になります。空き家に付属した農地ということで、お伺いしたいと思います。

ちょうど1年前、1年前に質問いたしました、その中で町長は基準緩和については県内で2市町しか実施していないが、全国の自治体において空き家バンク登録と関連した下限面積緩和処置が進められているので、本町においても前向きに検討したいと考えているとご答弁いただきました。その後の進捗はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年2月の農業委員会を経て、下限面積取扱いの基準が承認されましたので、4月1日から緩和措置制度の適用が開始されます。

このため、3月中には関連する農地所有者等への周知を実施する予定であります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

これは当局からいただいたものなんですけれども、この中に下限面積、今現在で20アール、それが下限面積0.1アール。10平方メートルになりますよということで間違いございませんでしょうか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

農地法3条第2項第5号では、都道府県の面積、下限面積ですが50アール以上、北海道ですと2ヘクタール以上という規定がございます。

そうした中で、本町におきましては、地域の実情に応じて農業委員会が別段の面積を定めることが農地法施行令第17条で規定されてございます。経営面積がうちのほうの平均した経営面積が20アールなものですから、今までは20アールで設定してございました。ですが、第2項のほうでは、担い手が不足している地域、こちらにおきましては10アール未満でも設定が可能ということがございますので、今回0.1アールということで設定させていただきました。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この中で、米印がありまして、空き家バンクに登録された空き家に付属する遊休農地であり、これ条件ですよ。また、農業委員会に指定に関わる申請をし、指定を受け公示された農地であることが条件であるということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、空き家バンクに登録した後に農業委員会が指定するのか、それか農業空き家バンクに登録する前に農業委員会へ指定するのか。これどちらなんですか。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

空き家バンクに登録していただいて、その後、農地申請のほうをしていただくという運びになります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） あと1つです。2つかな。

ちょっとお聞きしたいんですけども、今、今現在ですけども、法務局では農地の所有権移転は農業従事者以外では、この本登記ができないことになっていますよね。違いますか。

要するに法務局ですよ。違いますか。

空き家バンクのこの登録された場合ですよ。場合、所有者移転。所有者移転は法務局で本登記できるんですよ。

以上です。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 3条の許可を取っていただいて、農地転用は可能ということになります。

以上です。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 宮田和彦君の質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年3月定例町議会

(第2日 2月26日)

## 令和3年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年2月26日(金)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 禎 明 係 長 内 藤 彰 一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎一般質問

○議長（清水清一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

---

◇ 長 田 美喜彦 君

○議長（清水清一君） 6番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） おはようございます。定刻になりまして、通告に従って質問をいたします。同僚議員と重複することがあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

本日は観光問題ということと、南伊豆分校の存続ということと、教育の課題ということで、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

コロナ禍の観光問題ということで、今、G o T oキャンペーンも一時停止となり、観光地としては大変に疲弊をしております。旅館業や飲食店、そしてまた、納入業者や事業者、また、農家、漁業者などが、やはり需要が減っているということで、単価も伸びない、売れないということをお聞きします。町全体が活気がない状態にあります。

当局や町長も十分に把握していることと思いますが、町単独の支援策としては、今後、どのような考えを持っていますか。また、緊急事態宣言が3月7日まで出ていますが、県は、緊急事態宣言が終わった後、静岡版のG o T oキャンペーン、G o T oイートを考えているみたいですが、観光立町としては、今後の対応、対策はどのように進めていくかを伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。お答えいたします。

議員もご承知のとおりであります。令和2年中には、国・県・本町においても数々の支援策を打ち出し、これら支援策が漏れなく行き渡るよう町民への周知に努めたところでございます。

また、これら手続等における受皿としては、観光協会、商工会、社会福祉協議会などのご協力もいただきながら、多くの町民の皆様や事業者の方々のご利用があったものと認識をしております。

ご指摘にありました観光事業者においては、行政報告でも申し上げましたが、G o T oキャンペーンの事業効果などから本町においては壊滅的な集客の落ち込みは回避され、町独自のクーポン発行事業なども含め、実効性の高い事業者支援がなされたものと解しております。

このような中で、年末から第3波とされる感染症の拡大を受けて、G o T o事業も停止されましたが、国や県からの新たな支援策の拡大なども適時示されたことから、大きな混乱には至っていない状況にあります。

本町においては、国の令和2年度第2次・第3次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業者支援策を予定しており、新聞等でもご案内のとおり、予算規模で1億5,000万円程度の事業者支援に特化したプレミアム商品券の再発行を実施いたします。

また、ワクチン接種等による今後の感染症の状況にもよりますが、国によるG o T o事業の再開など、各種アフターコロナ対策の動向に注視しながら、その活用に努めるとともに、伊勢海老まつりや桜まつりでのクーポン券発行など、さらなる誘客促進を図り、「謎解き」「冒険」「アウトドア」をテーマとした新たなターゲット層の発掘・誘客を促進し、町域内を回遊させるための滞在時間延長型コンテンツとして、リアル宝探し体験プログラムなども企画しております。

何をおいても、観光業を核とした事業者支援が急務と考えておりますので、今後も、本議会のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） いろいろと策は回しているのは分かっているんですが、でも、やはりこのコロナ禍においては、やはり人の往来が大変少ないということで、やはり町では観光立町ということで動いているんですよね。その観光立町、やはり南伊豆町の観光立町は、やはり人が来てもらえないと経済的には大変に困るということでもありますよね。それで、今の町でのプレミアの券ですか、それは内需の拡大ということで、町のほうはやっていると思うんですけども、やはりそれがいいのか悪いのかということは、町民に対して、それを買えない人もいるということも一つ考えて、プレミアム商品券は今後考えていってほしいと思います。というのは、やはり全員が買えるというわけではないということの一つ頭の中に入れておいてほしいと思っています。

下田市では、下田市の経済7団体の要望を受けて、下田市長が大枠の方法として、緊急措置、経済復興、新しい社会設計の3段階による支援を考慮と言っておりました。これはどのような施策を持っているのか、私は承知していませんが、町長は、これについて、どのように思っているのでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

詳細については、私も全てを把握しているわけではございませんが、まず、第1段階として、独り親家庭等の支援をするということで、たしかそのような発表があったのかなど。そのあと、その第2次、第3次、商品券も含めた中での第3次というところまでですと、これから、議会、新年度に向けてというようなことを聞いていますので、まだこの3月議会で上程されるのかどうかは、ちょっと私は、そこは承知していませんけれども、そのようなことは伺っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 南伊豆町も負けないように少し頑張っていたきたいと思っております。

それで、新聞に掲載されていまして南伊豆町と郵政省との包括連携を締結したと、新聞に載っておりますね。その中で観光資源PRとありましたが、これはありがたいことだと思っております。今後、どのようにこれを進めていくのか、また、人の往来がなければ、観光に来てもらえません。今後の観光宣伝については、どのような考えを持っているのか。そして、皆が思っているのは、来町者の問題であります。今、ワクチンの接種の問題があります。それを受けてもやはり感染しないとは限りませんよね。ですから、そういう点で、町の宣伝の中に、やはり気をつけての来町ということを強く願って、宣伝も打っていただきたいと私は思っているんですが、その点、ちょっと町長、お願い。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状においては、首都圏等におきまして緊急事態宣言の継続が求められておりますので、コロナ禍での誘客事業は極めて厳しい状況にありますが、本町への来訪者には、新たな生活様式の徹底並びに観光施設内における感染拡大防止対策へのご理解、ご協力をお願いしているところであります。

新型コロナウイルスの一日も早い収束を願いつつ、GoTo事業などの再開やアフターコロナを踏まえた各種施策が求められておりますので、新たなイベントの造成や観光キャンペーン、広告宣伝の強化に加え、観光協会、美しい伊豆創造センターとの連携をもって、さら

なる交流・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 郵政省との包括連携の件について、お答えいたします。

郵政省のほうとは、これまでも地域見守りであったり、災害地の件であったりというような個別の協定は結んでおりました。これを地域全体の活性化から観光振興までかかるいろいろな包括的な協定にしたわけでございますけれども、その中で、今、第1弾として考えておりますのは、観光といいますか、交流人口の増大、また、経済の復興を目指しまして、町長政策の中の灯台150周年記念を新年度で大きくやっつけようという中で、郵政省と連携して、記念切手等をつくった中で、何か石廊崎を中心としたきっかけづくりと申しますか、そういうことができればということで今準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 分かりました。ぜひともやっぱり宣伝をしていただければありがたいことだと思っております。

また、このコロナ禍の中でも、みなみの桜と菜の花まつり、これには多くの方がやはり見えておりました。宣伝はあまりしなくても、約4割か5割ぐらいの人が来町したということを知っております。こういうやはり目に見えるようなイベントというのは、今後必要ではないかなと思っております。

それで、これは私も前から言っておりますけれども、なるべく早めに今後の、要するに対策を考えていかなくちゃいけないんだなと。やはり今もうこの河津桜というのがもう日本全国ある程度もう行き渡っておりますよね。それで、私は、この花というのは皆さんが愛でて、何もしなくても来てもらえるようなものなんじゃないかなと思っております。ですから、こういうやはり目に見えるような宣伝効果の大きなものをやはり町が誘客なり考えて、今後やってほしいなと思っております。同じ桜でもいろんな桜がありますよね。結局、今、早咲きの桜が、白浜、須崎等で咲いております。町の中では、今の下賀茂の消防署の脇辺りにも桜が咲いておりますよね。で、この後には、やはり彼岸桜が咲きますし、それから、何かこううまい方法で結局誘客をすることも、町のほうとしては、考えていってほしいと思っております。その点、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

大変ありがたい、今、お言葉いただきまして、実はまさに、この花でまちおこしというのをやろうというふうに私も考えておりまして、内々担当の職員には話をしたところですけども、当然、新年度は予算をつけていませんので、次年度以降にということなんですけれども。

ハンギングバスケットというのがございまして、それはいろいろな花で装飾して、壁ですとか立体的に装飾をするというやつですけども。今、町の花の会の方々ももう高齢化して、後継者もなかなかいないということで継続も厳しい、それから暑い夏の時期に草取りですとか植栽、それから水をくれるのも大変だということで、それを賄っていけるような団体に、ハンギングバスケットって作業場で作ったものをこう飾るといふのをやったらどうだろうかという、もうちゃんと予算をつけてこれはやるべきじゃないかということで、担当の職員には話をしたんですけども。まだ、だから、逆に、ここにいる課・局・室長があんまり知らないということなんですけれども。

そういう形で、花でお客さんをお呼び。町中花で飾られていると、来た方が、観光客もそうですし、地元の方もやはりほっこりと安らぐ気持ちになるので、そういう意味でも観光地でもありますので、お客さんに来てもらう観光地として飾るのも我々の観光地である宿命であると思いますので、その辺のところも令和4年度以降になるかと思っておりますけれども、やりたいたいというふうに考えておりますので、ぜひそのときはご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 訂正を入れさせていただきます。

先ほど私答弁の中で郵政省と申し上げましたけれども、現在は日本郵便でございました。失礼いたしました。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今、町長が言ったように、やはり今後できる限りやっぱりそういう方向に転換していったほうがいいなと私は思っております。それはやっぱり一つのやはり観光立町のおもてなしということで考えますと、石廊崎の今のユウスゲ公園がありますよね。ああ

いうのもやっぱりちゃんと整備をして、もう少し整備をして、ああいうのを増やして、やはり今の石廊崎のあの辺は花が少ないですからね、ああいうのはやっぱり増やして植えていったほうがいいのではないかなと思っておりますので、その点また考えて、よろしく願いを申し上げます。

次に、南伊豆分校の存続ということで、私も9月の定例会において質問しました。また再び質問させていただきます。

12月の定例会でも、同僚議員が分校の発展と存続ということで質問をしました。また、この間、町民の方からこういう提言書を頂いたんですよ。分校の活性化という提言書。町長も多分受け取ったんじゃないかなと思っておりますけれども。「農業従事者の育成は何にも増して重要なことと考えられます。中でも、園芸科の分校の存在はますますその重要性は増している」との提言を受けました。町長もその方とお会いしたと思うんですけれども、私から申し上げても、ですけれども、町を挙げて存続を考えていかなければならないと私は思っているんですよ。町はどのように考えていますか。

また、ほかの高校も定員に満たない学校も増えてまいります。本年度、生徒の受験申込数は22名ということであります。これで私も一安心をしておるんですが、少子化の現在ですが、これで仕方がないなということではなくて、あらゆることを考えて、分校の存続を考えていかなければいけないと思うんです。町の中から高校がなくなるということは、町にとっても大変重要な問題ではないかと思いますが、その点、町長の考えを伺います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

同校は、本町に存在する唯一の高等学校であり、その歴史は古く、創立70年を超えた伝統ある学校であります。

また、研究発表等においても、過去に幾度となく受賞を受けるという輝かしい実績も承知しております。

このような中で、これまでも地域と密接に連携した教育活動の実践や、近年では、台湾教育旅行などによる交流活動、栽培野菜の小・中学校への給食食材の提供といった新たな取組など、本町における極めて重要な教育財産であると認識しております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） ここに南伊豆分校の令和2年度の学校案内がございます。こういうものも活用して、町民に知らしめるといふ、お知らせするということも一つの案ではないかなと思っております。また、ほかの市町にもやはりこの分校のこういう、今こういうことをしていますよという内容のお知らせするののも一つの案じゃないかなと思っております。

また、町長、首長会議において、他の市町の首長に協力を求めるのも一つではないかなと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご案内のとおり同校は県立高校でありますので、その在り方については、私が意見を申し上げることはできませんけれども、生徒の進路はあくまでも生徒自身が決定するものでありますので、子供たちには、幼・小・中・高の「繋がり」という部分を大切にされた教育を推し進めることで、幼年期から本校をより身近な存在として捉えさせ、確固たる信念を持って入学を希望される生徒さんが増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

学校案内に関するご指摘であります。同校の活動は広報紙においても事あるごとに取り上げており、こども園児や小・中学生との各種交流活動を介して、その存在意義についてもご理解をいただいているものと感じております。

また、昨年8月には、区長連絡協議会の場において、副校長による活動報告会を開催させていただき、農業クラブ大会におけるプロジェクト発表の様子や校内での学習風景をスライドで紹介いたしました。区長からも好評をいただいたところであります。

先生からも、高校入試を迎える生徒をお持ちの保護者の方々にぜひPRしたいとの感想もいただきましたので、今後に向けた実践的な広報活動について、学校側と連携しながら取り組みたいと考えております。

県内において、定数割れが見込まれる高校は多数存在し、南伊豆分校にとどまらず、賀茂圏域内の各高校においても同様であります。

このような現状から、県教育委員会による第3次長期計画では、中山間地域の小規模校など、2年連続で入学者が15人を下回った場合は、高校教育の質の保障などの観点から、募集を停止するという方向性が示されております。これを受けて、南伊豆分校魅力化推進協議会を立ち上げたところであります。

首長会議においては、高等学校の存続という課題は共通認識されておりますが、行政が個々の生徒の受験行動をコントロールすることは不可能でありますし、各首長間の温度差もあることなどから、南伊豆分校に特化した広域連携によるお願いは厳しいと感じております。

新学期に向けては、15人を上回る受験数が確保される模様だと伺っておりますので、ひとまず安堵しておりますが、魅力化推進協議会を中心とする存続の取組が、より実効性のあるものとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） ぜひともこの存続ということは、私も同窓会の役員でございますので、今年度2,000万をかけて、今度、今、野菜工場を、南伊豆分校、建設をするということ、この間、聞いてきました。一応、園芸科ということではなくて、何か専門学校みたいな形に今度移行していくんじゃないかなという考え方もあります。ですから、そして、これから聞いたことによりますと、やはり南伊豆町の中学校生徒を迎えて後援会等を一緒にしたいなという話も聞いております。私たちも、同窓会としては一生懸命に今学校側と相談しながら、この存続に向けて取り組んでいきたいと思っております。また、この町議会にもやはりお願いをして、頑張っていきたいと思っております。だから、今後、町を挙げて、やっぱり存続に向けての考え方をしていってほしいと思います。その点、もう一度、町長、どうでしょう。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当然のことながら、南伊豆分校の存続に向けて誠心誠意取り組みたいと思います。今、議員がおっしゃられたとおりだと思います。それに加えて、やはり基本的に園芸科でありますので、子供たちの実績、園芸科を卒業した子供たちがそれを生かせる仕事に就いていただくというのが大きな実績ですし、そういう道筋がつくことによって、後輩たちがそれを目指してくれるのかなというふうに考えますので、やはり農業、それから花卉、果樹、それから林業も含めた中で、生徒がそういう仕事に就いてもらえるよう、今、民間の方からもそのようなお力をいただきながら、受入法人としてそれを進めている部分もございますので、卒業生が一人でも多くの方がこの南伊豆地域に残って、農業、林業、果樹、花卉等、生産者として

活躍していることを願っていますので、ぜひまたそのときには、議員さん皆様のご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今後、ぜひとも町の力も十分に発揮をしていただいて、存続をお願いいたします。

また、次に、教育の課題ということで、質問をさせていただきます。

前にもいじめということで質問をしました。県でもいじめは増えていると言っております。町としては、どのようにこれに取り組んでいるのか。また、そして、現在、不登校がどのぐらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まず、いじめに対して、町としてどのような取組をしているかということで、お答えしたいと思います。

全国的ないじめ件数が増えたのは、いじめの認知要件がより被害者側に立ったものになってきたためであり、当町においても数年前に増加傾向が見られました。

近年は特に増加傾向は見られませんが、ゼロ件ということではなく、冷やかしからい、悪口等軽度ないじめ案件は散見されます。

当町のいじめ対策は、把握手段として、定期的ないじめアンケートの実施、気になる児童生徒への積極的な声かけ、周囲からの情報収集等を実施しており、いじめの事案が発覚した場合には、事実確認を行い、学校全体での情報共有を図り、対処するとともに、いじめ対応についても指導助言する賀茂地区指導主事、教育委員会とも密に連携を取りながら早期解決に向け対応しております。

賀茂地区指導主事も、他市町での事案を参考に解決方法を提案し、学校からの信頼も厚く、頼りになる存在となっております。

教育委員会も、定期的に学校に入っている「スクールソーシャルワーカー」、  
「スクールカウンセラー」、「教育相談員」、「賀茂地区指導主事」等が一堂に会する会議、「サポート連絡会議」と言っていますが、これを適時開催し、状況を把握し、必要であれば応援態勢を整えることとなっております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 私が聞きますと、今のスマホですか、LINEなんかによるいじめが増えているということを聞いています。その辺の対処はどのように考えているのか。

また、藤枝市ですか、ではスクールロイヤー制度を導入したと載っておりました。不登校やいじめ、学級崩壊といった課題への対応が複雑化し、保護者と関係調整や紛争解決を適切に進められる専門家の必要性が増しているとありました。町ではこのようなことはないと思いますけれども、今後、そのようなことも起こりましたら、考え方を教えていただきたいと思えます。

○議長（清水清一君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

まず、LINEによる見えないいじめへの対処法ですけれども、LINEを含むSNSによるいじめへの対応ですが、基本的には通常のいじめへの対応と同様でございます。

定期的ないじめアンケート実施による把握、学校内での情報共有、必要に応じての全体指導等となります。

具体的には、未然防止対策として、SNSの正しい利用方法についての指導、講義等の実施が挙げられます。

ただ、議員ご指摘のとおり、LINE等によるいじめの現場は学校ではなく、発見しにくいため、日頃から子供のみならず保護者からも気軽に相談してもらえる関係・体制の構築も心がけております。

スクールロイヤーについてですけれども、これについては、町内も1小学校で関わっていた事例がございます。そのときも事なきを得たわけですけれども、やはりこういう専門の法律家がついてくださっているというのは非常に安心でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） いじめのないことが一番なんですがね。

余計なことなんですが、韓国では、学生時代のいじめが問題になっておりますよね、今。それで、日本でもいじめを苦にして自殺するものが出ておりますね、中学生なんかがね。大

人になってもいじめというのは心の中に残るものでございます。ですから、こういうことの起きないように、教育委員会には強く指導のお願いをしてくださるようお願いを申し上げておきます。

次に、賀茂郡下の子供に虫歯が多いということが新聞に掲載されておりました。同地区での子供の虫歯が多い原因については、保護者の意識、虫歯予防に有効なフッ素洗口が普及途上にあることなどを指摘したと。対策では、学校におけるフッ素洗口の普及、保護者を対象とした意識啓発に力を入れていくことを確認したと載っておりました。町としては、また、教育委員会はどのような考えを持っておりますか。これを伺いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘にありました虫歯保有率につきましては、中学3年生までのほぼ全年齢において県平均を上回っており、これら虫歯対策が喫緊の課題とされる中、その対策にはフッ素洗口が有効な予防手段として挙げられております。

本町においては、認定こども園のフッ素洗口を実施しており、小学校では南伊豆東小学校をモデル校として、1、2年生の希望者にフッ素洗口を実施しておりましたが、今年度から4年生まで対象を拡大したところであります。

私も、賀茂地域広域連携会議において、フッ素洗口の普及に向けた県への支援要請などをお願いしているところでありますが、本町でさらなる普及を目指し、各小学校や保護者の皆様のご理解をいただきながら、事業拡大に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 長田美喜彦君。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 小さい頃から予防が大切だということは分かっているんですが、これからも町としても、教育委員会としても力を入れて、お願いをしていきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。よろしく申し上げます。

○議長（清水清一君） 以上で、長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 黒田利貴男君

○議長（清水清一君） 引き続き一般質問を行います。

1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 連日お疲れさまです。通告に従いまして一般質問、ごみの再資源化についてと鳥獣被害総合対策についてという質問をさせていただきます。マスクを外させていただきます。

一般質問に先立ちまして、本年、町内での火災が非常に多く発生しております。また、貴い命も1名失っております。お悔やみを申し上げます。また、先日の天神原地区での火災においては、水利不備地区ということもあって、一時天神原地区を断水にするという住民に不便をかけるという事案も発生しました。そのときに、生活環境課のほうにおいて、夜間の給水作業を行っていただきまして、誠にありがとうございました。火災予防をずっと続けているわけですが、なかなかたき火というのが、今現在も栃木のほうで発生している林野火災、また、昨日群馬で発生した林野火災ともにたき火が原因といったところがございます。町民の皆様にも、これからも火災予防にご協力をいただけるようお願いを申し上げまして、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、ごみの再資源化についてということでございますけれども、先日来、同僚議員が質問をしております。重複するところも出てくるかと思いますが、自分の場合は少し視点を変えた見方で質問させていただきたいというふうに思っております。

今の町の焼却施設建設後、かなりの年数が経っています。現在、その施設の建て替え、または近隣市町との合併など紆余曲折を経ています。ごみは住民生活において必ず排出される

ものです。環境問題の観点からも焼却ごみの量を減らす必要があると考えます。その中で、現在、今、町の所有している施設の老朽化、耐用年数、そういったところをまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町清掃センターは、平成3年度から供用を開始し、保守等施設修繕に毎年多額の予算を計上し、その機能保全に努めてまいりました。

また、24年が経過した平成27年度からは、運転管理等を民間事業者に包括委託し、計画的な予防保全に努めることで、施設機能の長寿命化を図ってまいりました。

焼却施設の耐用年数は一般的には20年が目安とされており、本施設においては本年で30年目を迎えることとなります。

先ほども申し上げましたが、長寿命化対策などにより施設の機能保全に努めてまいりましたので、大規模な突発修繕が必要とされる事案が発生しない限り、5年程度は適正稼働が可能と考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 長い年月使用しているわけですがけれども、その中で、一般廃棄物とはどんなものかと。一般廃棄物と産業廃棄物に分類されるわけですがけれども、一般廃棄物は事業系と家庭系と2つに分類をされます。その中で、焼却灰などは産業廃棄物ということで、処理費用が発生するわけですね。焼却場の年間経費、これについては1億4,000万と聞きました。この金額というのは行政の負担であると、言い換えれば、これ住民の一番の負担であるわけですね。原資はもう住民のお金なんですから、住民の負担ということになります。

このようなことから、先日も町長の答弁にあったように、ごみの減量化というのがまず必要になってくると思います。そんな中で、今、分別ごみの回収方法が取られています。リサイクル、いわゆる資源ごみという考えの下で行われていると。これからは環境問題など、また、2050年を目指した中でのカーボンニュートラルという中から、環境省のほうもプラスチック新法を今、制定中です。リサイクルからリユースへと、という考えの下、様々な法整備、そういったものがなされてきています。リユース、再利用することについての何か考え方等

はあるでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

使用済みの製品などをそのまま再利用するリユースの取組などは、ごみ削減や処理コストの低減につながることから極めて重要な取組であると思慮いたします。

また、ごみとして排出されたものの中には、使用可能なものが多数含まれていることから、これらをリサイクルの前段階であるリユースにより、ごみとして処理しない仕組みづくりなども検討する必要があると考えられます。

近年においては、民間事業者によるリユースショップの増加やインターネットの普及などによる利用機会も拡大しており、リユースの認知度も広がりつつあることから、このような民間の事業活動等を支援・推進するとともに、これらリユースの普及啓発に努めることが今まさに求められていると思慮いたします。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 一般廃棄物には事業で廃棄されるものと家庭で廃棄されるものがあるという話を最初にしたんですけれども。例えば食品であるとか、フードロス、そういったものであるとか、植木の剪定枝、または草刈り、草取り等で出た排出されるものなど、事業と家庭の違いだけで、内容は同じものというのはかなりあります。農業者にとってみると廃棄作物であるとか、そういったものもございます。住民の負担軽減のためにも、そういった剪定枝や草などは堆肥化することが望ましいんじゃないかというふうに自分は思っています。堆肥化することによって、農業振興にも寄与してくるものじゃないかというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、廃棄物を資源として有効利用していく循環型社会は、今後の廃棄物処理において重要なテーマであり、その取組の一つである食品残渣や剪定枝などのバイオマス資源を活用した堆肥化は、循環型社会に大きく寄与するものと認識をしております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） この一般質問に先立って、環境課のほうと話をしたときに、剪定枝や草、木、そういったものだけでも月に数十トン単位で焼却場に持ち込まれますよと。それを焼却灰と一緒に産業廃棄物として処理をしているというところがあるんで、そこを減らすだけでもかなりの負担軽減になってくるのかなと。また、焼却施設の高寿命化を図っていくことも可能になってくるのかなというふうに思います。事業者や住民の負担を減らして、焼却施設経費も減ってくると。堆肥化することによって、環境にも配慮した、先ほども言いましたけれども、農業振興に繋がってくると。

当町の場合は農地の面積のうちの大多数が水田です。水田の土は畑の土とは全く違う土質を持っています。その中で、自分がまだ議員になるもっとうんと前の話なんですけれども、今の日野の菜の花畑、あそこはもともと水田だったところです。そこに西天城高原、元の経営牧場から牛ふんの堆肥をダンプで運んだことがございます。そのときに、町の焼却場からホイールローダーに乗った同僚議員が来て、自分がダンプで運んできた堆肥をそのホイールローダーであそこの菜の花畑に、土壌改良材として投入をしたことがございます。

いずれにしても堆肥を作ることによって土壌改良を図らないと、水田等で農業振興を図ろうと思ってもなかなか難しいところがございます。その土壌改良材としても堆肥が使えるということに繋がっていくと思うんです。そういったことが持続可能な形で循環させながら利用していく社会、循環型社会へと繋がっていくものというふうに思っています。

できるだけごみの減量化、そこに焦点を当てて処理をしていく。そのためには、堆肥化工場を造る。または一番この辺で事業者が困っている悩みの中に、例えば、東京電力が電線に絡んでいる枝を少ししか切らない。その理由の大きなものが、処理費用がかかると。町でも台風が来るたびに、倒木、または風に飛ばされた枝、そういったものの処理費用、一昨年の台風19号のときには処理費用だけで200万円かかっているんですよ。そういったものや、あとはシルバー人材センターが草刈りの労務を請け負っても、わざわざ一度車に積んだものを降ろして、干して軽くした状態で焼却施設へ持ち込まなければならないと。そういったこともございます。できるだけこう循環させるような施策を考えてもらいたいと思います。

次の質問いきます。

鳥獣害総合対策についてということで、自分の専門分野ですので、あんまりきつい質問は

しないようにしているんですけれども、するな、するなと言われるんで。ここにいる皆さんが様々なことをこう共有していただけるといいのかなというふうに思って、ちょいちょいやらせてもらうんですけれども。

前にも話したように、鳥獣被害の軽減のためには、生息地の管理と被害の管理と、それと生息数の管理、この3つを面的に行う必要があるよという話をさせてもらってきました。そのどれも住民や狩猟免許を所持した狩猟者が行うものですと。

行政は、被害防止計画やそれに伴う補助金の算定など事務的業務を扱っていると。町単独の予算と国・県からの交付金事業があるわけですが、現在の南伊豆町の鳥獣被害防止計画は農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業にのっとった形で行っています。県のほうは、環境省のほうの認定事業者制度等々を使っているわけですけれども。

この事業の目的は、鳥獣による農林水産業に関わる被害の軽減に資するために、有害捕獲、いわゆる個体数の管理ですね、それと被害防除及び生息環境管理、これ生息地の管理ということになります、の取組を総合的かつ計画的に実施する事業並びに鳥獣被害防止施設等、これ被害地の被害の管理ということになります、の整備を行う事業等となっていますと。

この鳥獣被害防止施設等の整備は、町の定める被害防止計画の中では、被害防止施設整備事業として予算化されているわけですけれども、被害管理である金網柵、要はワイヤーメッシュや電気柵の侵入防止柵等を設置する補助金事業です。

補助額は上限10万で事業費の2分の1以内で、認定農業者が20万円というもの。今年度は申請件数が非常に多かったと聞きます。予算消化して、補正も組んだといった話も聞いています。本年度の申請件数と予算はどうであったかといったところをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

被害防止対策に係る補助金の執行状況については、8月上旬までに41件の申請があり、予算不足を受けて、9月補正で増額をお願いいたしました。11月上旬までには21件の申請があり、全ての予算執行が終了いたしました。

また、その後において、補助金に関する問合せが5件ほどありましたが、当該補助金交付要綱に基づく中での運用でありますので、次年度に申請されるようご案内させていただき、ご理解をいただいているところであります。

令和2年度の申請件数については、過去5年間の平均実績数と比較して、約1.5倍となっており、被害防止に対する意識行動が高まったものと認識しております。

このような状況に鑑み、令和3年度においては、これまで以上の予算を確保したところがありますが、被害状況や申請等の動向に注視しながら、皆様からのご要望にお応えできるよう適正なる予算配分に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 面的に3つの管理を行うときにはやはり増額も必要であろうと自分は思うんで、ぜひ被害防止のほうの補助件数がもっとこう増えるような形にしてもらえるといいのかなというふうに思います。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業というのは、計画期間がおおむね3年以内で町の被害防止計画が策定されておるわけですよ。平成28年の会計検査院の検査報告書というのがございます。この中で、被害防止計画に定められた軽減目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業主体に対して、事業主体というのは町のことなんですけれども、必要な指導を行うものとされている。指導に当たり、都道府県知事等は、事業実施計画に基づき鳥獣被害対策が適時適切に実施されているかなどについて点検することとなっている。しかし、侵入防止柵を設置した圃場ごとに設置後の鳥獣被害の状況を把握していなかったり、侵入防止柵の設置及び維持管理が適切に行われていなかったりしている事態及び都道府県等による事業実施状況報告に基づく指導の仕組みが効果的に活用されていない事態が見受けられたと意見を表示して、処置を要求されました。

この部分については、自分が議員になる前から、度々担当課の職員と協議をしてきたわけなんですけれども。基本的にワイヤーメッシュを、金網柵を設置しても下から入られる。または電気柵を設置しても入られるなど。住民からすれば柵を設置したから侵入はされないと、電気柵を張ったからもう入れないという自己の判断が多いかと思います。そのために正しく設置していないと、動物目線からではここ入れますよねって、楽に入れますよという形で侵入を許してしまうといった事案があります。

被害防止をするには、自分たちの中では捨てる常識というのがあって、まず、存在の否定、ここにはいない、ここにはいるわけがないといった考え方、湊の集落内をイノシシが徘徊しているよと、何でこんなところにいるんだろうといった、要はあるわけがないという人間の

考え、常識に基づいた考え方であったり、または誤った情報。音が嫌いだ、光が嫌いだ。それは、なれば全然関係のない話であって、野生動物からすれば、最初は驚くけれどもすぐ慣れてしまうよと。だけど、試した方が来なくなったよといった話の情報を広めると、みんながそれをやるようになってしまう。また、誤った認識。イノシシは夜行性だから、何で昼間動いているんだと。イノシシは夜行性ではなくて、昼間動くのが普通である。ただ単に、臆病だから昼間動かなかったというだけであって、人がイノシシをならしてしまっただけから、なれさせてしまったから昼間も動くようになった。

それと、誤った対策。捕獲重視の対策。これは、もう被害金額を見れば分かるとおりで、幾ら捕獲しても、要は被害が減りませんよと。プライマリーバランスを見れば一目瞭然の話しであって、ともかく侵入をどう防ぐかといったところが一番大切になってきます。

電気柵は正しく設置して、通年を通して設置したままにすれば、侵入は防げる次第です。問題は、電気柵の場合は管理が非常に大変であると。草が接触するとアースしてしまうために、電圧も落ちるし、最後には電気も通らなくなってしまう。メーカーによっては、草を枯らす特殊な合金を使った柵もあるんですけども、それは北海道でよく使われる資材です。

この辺は、大体みんな地面に支柱を立ててやるんですけども、金網柵の上に立てる。そうすると管理が楽になるといったところもあるのですが、なかなかそこまでやろうとせずに、電気柵を張ればもう大丈夫といった考えになってしまっているといったところがございます。

電気柵は管理も大変でもあるし、電気代も電池代もかさむよといったことがあって、ワイヤーメッシュを管理が楽ということで、みんなワイヤーメッシュをやるようになったんですけども、ワイヤーメッシュはワイヤーメッシュでそれなりのやはり問題点があって、地面と常に平行にしないと。鼻が入ればどこからでもメッシュを曲げて入っちゃうよといったことがございます。それを知らずにメッシュを張ったから大丈夫ったら、次の日に入られちゃったというケースもかなりあります。

会計検査員の指摘というのは、指摘の一部は、今話をしたようなこと。その部分をどう事業主体のほうで指導しているかといったところの指摘をしてきているわけです。

補助金申請の際やまたは設置後など、住民への指導をまず検討しているのかということと、また、設置を検討している住民に対しての相談など、どのように対応しているのかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当該事業の相談あるいは申請時においては、設置方法を解説したパンフレットなどを使用し担当者からのご説明させていただいており、これに併せて希望者には猟友会を紹介し、設置に係る指導、助言をお願いしております。

ご指摘にもありました電気柵については、本来なら収穫時期が終わると撤去されるものがありますので、設置確認後の追跡調査までには至っておりません。これら施設の設置に係る適正な指導を実施するためには、職員の経験不足やマンパワーといった課題も多く、専門的な知識、経験などを有する個人や団体を介するといった制度設計も急務と思われま

す。このため、賀茂農林事務所や関係団体からのご助言もいただきながら本事業の適正化に努めてまいりますので、鳥獣対策に精通されております議員からも、忌憚のないご意見やご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 黒田利貴男君。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 役場の担当職員も一生懸命やっています。ですが、かなりその事務仕事が事務量のほうが多くて、なかなか設置場所を巡回してくるというのはかなり難しい。できれば簡単な広報紙みたいなのを作って指導していくような形、または農協さんなんかですと、役場の職員も何名か数名講習へ行って、静岡県の鳥獣農作物被害対策総合アドバイザー等の講習を受けている者もおりますので、そういった人材の活用とかこれからいろいろ考えられるかと思っておりますので、ぜひ住民が鳥獣被害のない安心して作物が作れるそういった環境整備をこれからもしていってほしいなというふうに思っております。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 以上で、黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで、11時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（清水清一君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

昨年1月から続くコロナ禍の下で、今でもそのコロナ禍の下にあります。

12月定例会で、いわゆる次の波が来たら大変だというまさに直後からそのようになって、首都圏で昨年の暮れに緊急事態宣言が出される状況になりました。第1波が緩和されて下火になってGOTOキャンペーンがやられる、あるいはこれで一見大丈夫かのような予測で来ましたけれども、いわゆる年度末の一番の稼ぎ時に、経済的にも大打撃を受けるという状況でありました。

先行きは、ワクチンの接種の目安は見えてきたけれども、いわゆる実際にこの町でもエッセンシャルワーカーや高齢者をはじめとした接種が始まるのは、いわゆる報道とは別に、実質的にはいつになっていくのか、その日程というのは少しずつ先に延びている状態でありませ

す。こうした中で1番目の問題は、新型コロナ禍での保健事業と住民施策と打ちましたが、改めて、この1年間の取組の中から教訓を酌んで、そして活かしていくということが必要ではないかというふうに考えます。

ちょうど、そうした12月議会が終わって間もない頃、今テレビでもコメンテーターでちょくちょく出ている総務大臣を務めて、また鳥取県知事を務めて、今、大学の教授の要職の職にある片山善博知事の「知事の真贋」というこの書籍で、いわゆるこれは11月20日に書き下ろしているわけですが、このコロナの下で、思い返せば昨年の2月下旬、今頃です。学校一斉休校の首相の方針が出ます。これが法律に基づいたものではないこの取組であったということ。こうしたことを含めていわゆる地方自治を預かる者として、法に基づいた地方自治、そして議会制度を持っている中で、私たちが危機に際して、新型コロナはまさに未曾有な危機であるわけですが、近代では初めて経験する、100年前のときから人員もずっとおりませんし、そういう中で起きていることを自分たちの頭で足元、現場の住民、国民

の皆さんと一緒に考えていくということなしには、場合によっては方向、あるいは民主主義を踏み外してしまいかねないという警告、あるいは戒めにもなるようなそういう地方自治のトップを務めた方の非常に眼識ある中身でありました。こうした点に照らしての項目であります。

①として、現状も含めて保健所との連携というのは、どういう状態で現状ではあるのかということ。

2つ目の問題も続けていきます。

町内でも今年に入ってクラスターの発生がありました。こうした点で今後の対策対応に関しては、どういうことを考えられておられるのか。この点をご答弁いただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染者の対応については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき都道府県の所管事務とされており、賀茂圏域においては、賀茂保健所が感染者の収容や搬送のほか、濃厚接触者等の聞き取り調査を行うなど、感染症全般の業務に当たっております。

町内で陽性者が発生した場合は、静岡県健康福祉部から一報が入りますが、個人情報保護の観点から報道発表の範囲内での情報提供であるため、本町独自で詳細な情報を収集し、感染拡大に最大限の警戒を行っております。

また、感染が急拡大する場面においては、迅速で効果的な感染症対策が必須でありますので、静岡県健康福祉部及び賀茂保健所と密接な連携を持って対応することとなります。

今般の緊急事態宣言延長により改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によれば、緊急事態宣言が発出されている特定警戒都道府県は、医療、介護従事者、入所者などの関係者に対し、抗原定量検査やプール化検査方法を含むPCR検査等による、幅広い検査の実施に向けた取組を進めるとともに、院内・施設内感染の対策の強化を図るとされており、厚生労働省では10都府県に対し、高齢者施設における集中的な検査を求めています。

本県においては、市中感染や施設内感染が拡大する恐れがある場合に抗原定量検査が実施されることから、一定の感染対策は施されておりますが、高齢者施設における感染の早期発見の必要性は専門家からも指摘されておりますので、国県の動向に注視し、必要に応じ対処

してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） いまだに検査の数そのものが非常に少ないと。一部のところでしかやられておりません。

ちなみに、2月中にニュージーランドのオークランドで3人感染者が出たら、ニュージーランドはロックダウンをして都市封鎖を行っておると。もちろんPCR検査は幅広く網かけてやっているわけですが、日本のPCR検査というのは、世界中で見てもOECDの中でも最低の件数なんですね。

たまたま日本人の特性というか、欧米と違った広がり型の型があっても、今、緊急事態宣言の解除についてまことしやかに言われて、3月7日これで解除されるのかということがありますけれども、いわゆる専門家会議分科会からもリバウンドを心配する声がありますし、今、町長が言われたように、高齢者とか弱い方を預かっているところでは日々心配があるわけです。こうした点では、PCR検査、今簡易検査も非常に単価も安くなっているし、こうしたところをしっかりとやること、これを求めていくなり、あるいはやらなければ私たちの町で独自にやるようなことも必要ではないかと。

先ほどの、片山元知事の片山善博氏原稿では、いわゆる言及では、緊急事態宣言そのものも知事だけではなくて、市町村単位でもこれは法律でもできることになっている。我々はそうしたことも視野に入れながら、自分たちの地域を自分たちで守る。

今、島根県知事が非常に危機感を感じて、オリンピックでのイベントの対応をされています。こうした点も鑑みて、やはりこの新型コロナの感染症甘く見てはいけないうし、自分たちの頭で考える。

また、静岡県も頑張っておられるけれども、こうした言及をして住民の不安を和らげていくし、同時にお客さんを受入れる上でも安心をしてもらう。こうした取組が必要ではないかと思いますが、改めて県に対して必要な取組、そして場合によっては、自前でもってそういうお考えはございませんか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今のところ、本町におきましては感染の拡大という状況には至っておりません。ですので、施設等はじめ検査等を進めていくということは考えておりませんが、今後やはり感染が拡大、それからGOTO等観光施策が始まりましたら、状況によってはそういうことも必要かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、担当部署も含めて保健所との連携も踏まえて、こうした準備なり構えをしておくべきではないかというふうに思います。

この1番目の新型コロナ禍での住民支援策の問題です。

この議会ほか同僚議員での質問でもおりますけれども、宿泊者事業者をはじめとして全事業者に大きな影響が出ております。著しく収入が減少した事業者独自支援も必要だというふうに思いますが、また同時にこうした事態が今後もしわゆる起こらないとも限らないのか。まだ、これは、新型コロナ終息はしておりませんが、同時に今新型コロナの中で東北の東日本大震災で被害を受けたまさにその地域で、先日大きな地震があって地震災害も起きています。こうしたところの住民のことを考えると本当に胸が痛むし、この間も自然災害で大打撃を受けているところもあります。これは人ごとではありません。

東南海とか南海トラフとか言われておりますけれども、やはり今、京都大学の鎌田先生、火山地震学権威では定期的に南海トラフは起きるということをデータで示して、十数年後に起きると。そうした点では、災害を含めたこうした点で事業者を支える独自の基金をつくる。こういうことも重要ではないかというふうに思いますが、この点どのように考えるかご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ感染症の拡大を受けて、本町のおいても経済的に深刻な影響が出ており、今後の状況が危惧されるところであります。

このような状況の下、町内各事業者におかれましては、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金などの様々な支援対策の下、事業の継続を図っているものと認識をしております。

本町においては、中小事業事業者並びに個人事業者の方々の経済的不安を払拭し、事業継続を支援するための緊急経済対策として、静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）に対する利子補給なども昨年から実施しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「みなみいず応援プレミアム付商品券」の第2弾となる支援事業の実施に向けて、3月中旬より販売を開始いたします。

地域事業者の皆様方におかれましては、自店への集客による売上げ向上に努めていただくとともに、町民の皆様様の消費喚起による地域経済のさらなる活性化を期待するものであります。

今後も産業団体連絡協議会を構成する各種団体との連携を図りながら、既存制度の活用とともに求められる新たな支援策など検討していく所存であります。

また、現下の感染症パンデミックにおいては、緊急措置として国や都道府県が主体となった財政支援などが多岐にわたり展開されておりますので、現状において特定目的での基金創設などは考えておりません。

ただし、不測の事態などに際しては、財政調整基金の計画的な積立てなどを持って、躊躇なく適切な対応をまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、答弁の中で1つ、基金に関しては、財調をしっかりと積んでいくということでも位置づけは押さえていただきたいと思います。もう1つ、国がやっている持続化給付金ですけれども、第1回は2月15日署名申請が終了して、その次、第2波というのはまだないと思うんですね。いわゆる第3次補正だ何だかと言われても、いわゆる去年の第1段階4月から5月の連休を過ごして、持続化給付金の制度が出ましたけれども、いわゆる暮れから正月にかけての、いわゆるそれこそ持ち直すきっかけが失われたこのことの持つ意味は大きいし、やはり第3次補正に国民が期待したのは、恐らく町もそうだと思いますけれども、やはりもっと特定の経済対策、持続化給付金の第2弾をやること、こうしたことをやはり求めるべきではないかというふうに思いますが、この点のご認識はいかがですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

第3次補正で、本町も予想を上回る額をいただきました。その中で、今回のプレミアム商品券の発行ということになっております。持続化給付金につきましては、様々なご意見があるかと思えますけれども、町としても、それは事業者のためにいただけるならありがたいなというふうに考えております。県のほうからもいただく枠の中で、まだ新年度に繰越して予定をしている部分がございますので、今後の動向によっては、その辺の持続化給付金というわけにはいかないですけれども、その辺の県からいただいた5,000万円の枠の中で、いろいろな対策を講じていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、町長からいただいておりますという答弁がありましたけれども、やはり国民、住民の権利として、やはりしっかり給付しろと。これ、なぜ言うかということ、昨今、新聞、メディアをにぎわせていること。1日1回の食事で4人家族の1か月の食費にも該当するような7万数千円の接待を、特定のいわゆる許認可を受けている会社から官僚が受ける。いわゆる法律の元締の総務省ですよ。そのナンバー2以下が受けている。こういう事態をやって、それがごめんなさいで給料返上して、そのまま現状では今なっている。とんでもないことじゃないですか。様々な災害でまだ復旧、東日本震災からもこれが回復されていない国民、住民がいる中でこういう事態があると。怒りを持って、未曾有のいわゆる感染症の中で、自治体の長として思い切って言葉を発していただきたいと。片山善博さんは、まさにそういうことを言うておられます。

次に、ごみ処理の在り方と処理施設計画のプロセスであります。

項目①現在のごみ処理方式の在り方とSDGsとの整合性についての認識という項目を立てましたけれども、その後の全員協議会の報告等々も含めて振り返ると、いわゆる私は12月の定例会でも質問を行いました。その前3月定例会でも行いました。

トンネルコンポスト。ただ、時系列を見てみても、処理方式でいわゆる乗っかってしまったなというふうに思うのは、今のごみ処理のそもそも論を除いて、中間処理で何をするかというところのもう既にテーブルに乗っかって考えていたと。片山さんのこの言葉を聞いて、やっぱり何をしていたんだろうかなという思いで、いわゆる町のごみ問題様々ありました。日本的な政治のやり方というのは、ダイオキシンのときもそうですけれども、あらゆるマス

コミ動員して危険性を訴えて、それで盲目的に突き進む。市町村合併もそう。したほうが自治体、議会が決めたから、皆さんの自分で決めたことですよなんて言われて、町をなくしちゃったところが多々あります。

改めて、よく前よりしっかり気概をつけて考えてみると、今のごみの処理の在り方を足元から見る必要があるのではないかと。それで調べて見ると、政府は2019年にプラスチック資源循環戦略こういうのをまとめて、2025年までに分別が容易で再利用、リサイクル可能なものに目指すと。プラスチックごみをです。こういうものにしようと、そういう方向が出されている。2020年の7月には、プラごみの資源化として2022年以降、プラスチックごみの新しい区分、容器包装プラスチック、その他のプラスチックを一括回収して、プラスチックの資源化を進める。脱プラの方向性を打ち出している。

一方で、生ごみについてはどうかと。2019年の5月、食品ロス削減推進法、これが議員立法でこれが成立しました。その後、政府の閣議決定で政府の基本方針として、食糧生産による大量のエネルギーを消費、水分の多い食品は、廃棄の際に運搬や焼却で余分なCO<sub>2</sub>を排出すると。削減推進の位置づけをして、食品ロス、家庭系、事業系を含めたものを2030年までに、2000年の重量として半減をする。こういうことを決めております。

食品ロス推進基本会議でも、地方生ごみを処理することによる家計負担、地方公共団体の財政支出を軽減する上で、CO<sub>2</sub>排出量削減による気候変動の抑制が図れるとして、こうした方向性を定めております。こうしたことが割に出てきました。

①の今の燃焼ごみ焼却によるごみ処理の在り方、この問題、整合性についてはどのように認識されているか。

②のごみ分別方式の改善、ごみの減量化についての認識、併せてご答弁いただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆地域における広域ごみ処理方式検討用資料においても、トンネルコンポスト方式と燃焼方式との温室効果ガスによる環境負荷比較の結果が示されており、トンネルコンポスト方式は、焼却方式より排出量が少ないとされております。

しかし、これらは固形燃料の取引先が未定であるため、7,200トンの固形燃料、10トントラックにして720回分の運搬に伴う排出量が考慮されていない数値となっており、環境省の補助金を受けた「バイオマス資源化センターみとよ」を参考にすると、取引先が見つからな

い場合の二酸化炭素の排出量は、トンネルコンポスト方式のほうが多く排出されており、取引先が決まり、製紙工場などで石炭の代わりに使用することで、初めて二酸化炭素の削減ができるものとされております。

このため、取引先の見つからない現状においては、環境面におけるSDGsについても不透明な面が多い事業であると認識をしております。

ご承知のとおり、本町における分別ごみについては、ごみを14品目に分類し、再資源化等の適正処理に努めておりますが、町全体がごみ量の減量化には全体量の8割を占める可燃ごみの削減が必須であると認識しております。

このため、可燃ごみの中に含まれるプラスチック・紙類等を可燃ごみと分別し、再資源化することや、最も重量のある水分を含む生ごみを減らす取り組みが極めて重要であることから、先進的な取組などを検証しながら、実践的かつ効果的な処理体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） トンネルコンポストとの比較をいわゆる広域の担当者会議の下、これコンサルタントが入ったのもでありますけれども、いわゆる私がさきに述べた政府で閣議決定をしたことや、法律や閣議決定も含めたことがあるにも関わらず、そうした前提は何もない。現状のまま進めての分析、そして、それでの比較であります。しかも、いわゆる担当者会議、コロナ禍でいわゆる議会等々も若干の自粛が、あるいは視察などもない。たまたまトンネルコンポストに関しては、昨年1月30、31日でぎりぎりに見られました。評価の答弁は、会議の資料に基づいてされましたけれども、これも別に改善の余地、全てあの方式というだけではない。見たままではない。しかし、見た我が町議会の同僚諸氏も、いわゆる燃やさないでやることに対する認識、これはCO<sub>2</sub>削減やSDGs、2050、こうした点では認識が高まる。そういう共感を持ったと思うんです。僕は、その点でこうしたものをニュースで捉えた前下田の市長の見識は、やはり評価をするものです。この点に関しては。

やはりそうしたものから発展させて、いわゆる基づく法律、あるいは背景考えると、今、日本の流れは、まだ環境省でさえ、いわゆる効率的な焼却を進めているんですよ。こうしたところに業界団体の代表を集めた一般社団法人やコンサルタントが、まともな答えを出せるか。出せないと思うんですね。

断言してしまうのは、先ほど申したいいわゆる総務省、次官のすぐ下のナンバー２以下が接待を受けて、これはただ飲み食いをしたということではない、いわゆる我が党の委員会の内閣委員会の質問では、総務省の報告書の全部言葉が変わっているんですよ。こうしたこと後で明らかになりますけれども、こうして行政がゆがめられたら、いわゆる市民、国民がいわゆる善意、そして能動的にCO<sub>2</sub>削減しようと温暖化、この南伊豆町では、まさに海が近いから身近にそういうことを感じるわけですけれども、こうした取組とは裏腹に、官僚機構が一部の政治と一緒にやってならないこととして、それで環境省でさえ燃やす方向をやっていたら、やはり前にしっかり何かをつけて足元を見て考えなければいけないし、広域化会議は何も法律で規定されたものではありませんから、燃やすことを前提にして今までのごみの分別に関して、何らこうしたことを法的な背景も含めて検討しない場所は、離脱をして自分たちで、この間議会もその視察も含めて議論は、そぞろの議論しかしておりませんし、しっかり我が町は我が町でどうするかということを考えるべき時間を持つてもいいのではないかというふうに思いますが、いかがですかね。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆地域広域ごみ処理事業担当者会議の会議録の開示、また会議の構成員のほか今般の広域ごみ処理事業に関する検討資料作成に関する業務を委託したコンサル会社等につきましては、事務局の下田市から回答を得ておりますので、これら詳細については担当課長から説明をさせます。

今、議員がおっしゃられた我が町は我が町で独自に検討すべきではないかということは当然ですけれども、当局とまた議員さんにも詳細の説明をした中で、よりよい形で進めるのが一番よろしいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

広域ごみ処理方式の検討会議の会議録開示、構成員、コンサルタント会社の選定についての事務局である下田市の回答を得ておりますので、そのことについて説明させていただきます。

南伊豆地域広域ごみ処理事業担当者会議は、平成30年7月から下田市を事務局とした体制

で、広域ごみ処理事業の検討をはじめ各市町の廃棄物担当課長を構成員として、協議を継続してまいりました。

平成31年2月に基本構想再策定のための委託契約を一般財団法人日本環境衛生センターと締結しました。同センターは47都道府県の特別会員や市町村、一部事務組合、関連企業等の個正会員、賛助会員で構成され、環境省、厚労省を主に官庁とした公共性の高い公益法人であり、広域ごみ処理事業の再検討と基本構想の再策定に当たり、公平性が確保できること、また多数の廃棄物関係の計画、処理施設の建設に携わり、本事業の施設整備の内容に精通し、技術的、専門的な立場からの確かな助言や指導を行うことができる最適な事業者として、地方自治法施行令第167条の2、第1項の第2号により随意契約しています。

令和2年6月に同センターと広域ごみ処理方式検討用資料作成業務委託を締結し、処理方式の決定のための比較検討用資料を作成しました。

既に、業務を進めている基本構想再策定支援業務との連携や各市町の基礎データの活用による有利性等の事由により、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号により随意契約しております。

会議録の開示については、「下田市情報公開条例第7条第5項に該当し、市の機関等の相互間における審議、検討または協議の円滑な実施を確保する観点から、開示する予定はありません」との回答でありました。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ありがとうございます。

再度ですけれども、町長、いわゆる下田市事務局としての下田市。契約云々の法に基づいたというのは当然なんですけれども、いわゆるごみをどうするかという点での、いわゆるこうしろああしろという縛りはないはずです。

繰り返しですが、いわゆる小さい町でも合併問題のときからも紹介している徳島県の上勝町、ここは2,000人の町ですけれども、我が町よりうんと小さいところですが、いわゆるごみの分別を徹底して、リサイクル率が80.7%。全国でのリサイクル率が高いのは、その上に北海道の豊浦町とか鹿児島県の大崎町とか、いずれも85から80の間ですけれども、上勝町もそういう取組をして、全国にも知られております。

やはりこうした点、これ環境省の日本の廃棄物処理2018年度版のデータの基づくものであ

りますけれども、改めて町の在り方。いわゆる今のごみ処理方式、焼却して下田の現場の今の敷根の現地ですか。もう場所ありきみたいな、そういうテーブルからは降りると。一旦降りて、南伊豆町はまだ寿命があるわけですか。処理場の。これはどうですか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まだ5年程度は、特になければ問題ないですね。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） まだ5年程度、延命措置をしてあると。先ほども話しましたがけれども、この1年コロナ禍の中で、しっかりと町、議会の中で議論なり視察することはなかったと。そういう中で、しっかりと先進を見ながら、あるいは町としてもどうするか。やはり議論をしてこそ、今の現状を町民と共有できて進めることができる。これも、片山善博氏が何としてもやはり現場に地についた取組、これを自分たちの頭で議会の在り方も非常に耳の痛いという鋭い指摘もあります。こうしたことを真摯な取組を「知事の真贋」という題名ですけれども、やはり身につまされる思いで、やはり考えをゼロから進めて、今の現状を見直して取り組むべきだというふうに思います。徹底した分別、ごみの減量化をすべきと思いますが、担当のところはどのように認識されていますか。

○議長（清水清一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

先ほど来からごみの減量化については、町も重要な施策として考えております。

これが単独の道を歩んだとしても広域の道を歩んだとしても、広域の場合も、実際ごみの量によって負担金が変わってきております。2割が均等割、8割が実績割という形になっておりますので、ごみの減量化については重要なことと考えて、今後施策を考えたいかと思っています。

以上です。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 私のほうからすみません。お答えをさせていただきます。補足ということ。

今、担当課長のほうからもありましたように、ご通告をいただいた部分のところでは、基本的に最先端のごみ処理方式の採用を進めるべきだというような議員からのご指摘がありましたので、そのこと自体につきましては、当然これは日本初のリサイクル事業と技術ということで、皆さんにも見ていただいたという三豊の施設がございます。

ただこれは、私どものほうの事情というよりも、先ほども議員からご質問ありましたように、まだ私どものほうの焼却施設については、ある程度の延命措置、縷々以前同僚の議員の方からのご質問もありましたように、まだまだ寿命的にはもつのかなというところはありません。

ただ、事務局となっている下田市の場合には早いうちに判断をしないと、今のとても施設はもたないということも当然あります。この中で、時間的な制約の部分がございます、この3月中にはそれに賛同するかしないか。これは恐らく賛同しなければ、当然下田市さんのほうは単独で事業を進められるということになるんだというふうに、私どもは思っております。

見ていただいた中で、やはり2050年の問題も含めてやはり焼却という形ではなくて、できればそういうクリーンなごみの処理方式というのが、当然これは求められていることだと思いますけれども、現時点ではこの関係については、まずはお返事をするかしないかということについては、もうお尻が決まっているという状況でございますので、これは全員協でまたこれからお話をさせていただいた中で、我が町の方向性というのは、ぜひご協議をいただいた中で決めたいということが、まず1点。

それから、ごみの減量化は、これは先ほども黒田議員のほうからもお話があったように、堆肥化であるとか、これは同時に進めなければいけないことだということは重々認識しております。そのようなものも踏まえた中で、今後どうしていくかということをご一緒に検討いただければというふうに思います。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 丁寧にあありがとうございました。

先日、何か新聞にどんと見出しが出ると決まったような感じで、住民からも何だお前決まったんじゃないかなんて。いや、最後のほうを見ると、3月いっぱいそれぞれの検討の結果が報告で、それぞれの参加、不参加って書いてありまして。別に報道は報道で、やはり議会に全員協以降の以外のいわゆるデータも含めた議論、これが出されるということなので、一

つは安心をしましたが、やはり私も通告をしてからもそれまでも、やはり認識を高めるのにいろいろこうした書物も取り寄せたり何なりして、もうちょっと調べてもうちょっと調べて、もちろんトンネルコンポストは否定しないんですけれども、それよりいいものそういうものを考えて調べれば、もう政府の中でそういう方針も出されていて、それはガラッと変わるときには業界も変わっていくんですね。ただ、30年スパンがある計画を今拙速に決めて、あと5年もしないうちに見直しになるんですよ。このCO<sub>2</sub>削減の。こうしたものに私の町はもうあとがないから、もうそれは悪いけど自分でやってくださいと。こっちを一緒に乗せないでくださいと。合併のときもそうだったんですよ。こっちはしっかりお金ためておいて、この半島先端の踏ん張りやっていると、私たちは私たちが考えてやるからどうぞ頑張ってくださいとそういうふうと言って、我々はしっかり議論をさせていただければというふうに思います。

そういう答弁をいただいたので、この議会中にそういう場を期待しております。

続いて、3番目。

まだ、コロナは続いております。先ほども申したように、ワクチンの接種は始まっても先行きはどうか。ウィズコロナの時代に向けた施策の展開を。

①まだ、新型コロナウイルス感染症の終息はしておりませんが、将来的にまだまだ予測される感染症に対応できる保健事業の推進、予防医療も含めたあるいはこうしたところに免疫も入るのでしょうか。町内診療所との連携について、あるいは考えがあるのか。

町内には、この間この数年の間にもメディカルができてみなとクリニックができた後も市之瀬診療所、あるいは青市にもクリニックができて、6診療所が稼働している。非常にありがたい、頭が下がる思いですが、こうしたところと連携をされる考えはどうか。この点をまずお答えしていただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナに感染した場合、重症化が懸念される基礎疾患として、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脳心血管疾患、肥満症などが挙げられます。

本町においては、生活習慣病予防のため特定健康診査、特定保健指導など様々な取組を実施しており、本年度においては、市之瀬診療所の甲賀先生による高血圧予防講演など啓発事業も実施しております。

また、賀茂医師会、賀茂歯科医師会及び賀茂薬剤師会などからのご協力をいただきながら、静岡県賀茂6市町と共同でCKD、いわゆる慢性腎臓病抑制対策など、疾病の重症化予防に向けた取組を推進しているところであります。

このような各種保健事業には、町内の各診療所の先生方にも積極的にご協力をいただいているところであり、今後も感染症対策をはじめたとした健康寿命延伸の実現に向けて、さらなる連携強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、ぜひ、もちろん専門的な立場からの助言も含めて、こうした診療所の皆さんと一堂に会したような会議等を求めて、そして専門的な知見も含めた対応を期待したいというふうに思います。

今、先ほども繰り返しのワクチンの問題がありますけれども、かつて今の種痘です。これが始まる。これは、ウサギから取って牛に移してそれでやるという点で、これは手塚治虫が書いた「陽だまりの樹」というこれもいろいろ調べているうちにあって、まだ読み切っていないんですけれども、手塚治虫のおじいさんのまたその父親が、江戸幕府の時代にこれを進める。いわゆるそれまでの漢方学者からはかなりの攻撃を受けて、やっと生を繋いで来る。こうして天然痘、種痘のこの普及をします。一方で、大阪で緒方洪庵のところに、手塚治虫のおじいさんがここで医学を学ぶことになるわけですけれども、まさに大阪大学の医学部等々の流れを酌んで、町内の診療所には市之瀬も含めて、その大阪大学の学んでいる医師の方も複数おられます。

もちろんそうしたところだけではありませんが、新しい取組や未知のところに対する探究というのは、こうしたところから戦って生み出されてきたということで、予測されるあらゆるものに対して備えをしておく。先ほどの災害がいつ来てもという、それも含めての対応です。

ウィズコロナは感染症だけではありません。バックアップする上で②、いわゆる各分野で併用をされている。南伊豆町は独自単独で児童手当を3万円上乗せ給付されて、大変喜ばれております。

先日、別件でふるさと公園の児童公園、新しくできた児童公園で若い家族がいっぱい遊びに来て喜びの声をくれました。何か隣の町からも南伊豆に引っ越してきたいとかという、そ

ういう声を聞くと。出産祝い金の話をしたら、あなたもう一人子供産むなんて、そういう話が出るくらい状態があります。それでもいろんな大変な思いがあります。入学支度金をつくって子育て支援の充実をしていったらどうかというふうに思います。こうしたことに関しては、通告に出さなかったんですけれども、また情報がゆうべ見つかりまして、国保、国民健康保険の18歳以下、これはいつかちょっと言及したことがありますけれども、均等割の廃止が各自治体で少しずつ進んでいて、いわゆる衆議院の委員会の答弁で均等割について、これをなくしていくような答弁がなされたような、これは制度になるのはまだ先、もうちょっとであると思いますが、南伊豆町はおとし高校卒まで医療費無料化を当初でやって、いわゆる県が後から10月から県が全部それをバックアップするようになりましたけれども、都道府県でまだ実施していないところもまだあります。でも、いいことは進んで先にやっていく。均等割が廃止になるようだったら、国保18歳以下を頑張っ基金積み立てて、そしてその18歳以下を無料にするということも、いわゆる子育て支援の重要な一環ではないかというふうに思います。

通告されていないことも言ってしまいましたが、こうしたことに対してどうかご答弁をいただけますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

小学校への入学に当たりましては、保護者負担でご用意いただくものとしては、小学校では給食着、上履き、体操着などがあり、中学校においては制服や指定のジャージなどとなっております。

これら経費としては、小学校では約2万円から3万円、中学校では制服などに加えて、指定バッグ、部活用具などをそろえると10万円程度かかるようであります。

本町におきましては、現下コロナ禍において国の地方創生臨時交付金を活用して、子育て世代を含めた町民の皆様へ様々な支援施策を展開してまいりましたが、3月15日から地域事業者支援とする第2弾のプレミアム付商品券も販売いたしますので、子育て世代の皆様にもご利用をいただき、入学準備等の一助としていただければ幸いです。

ご指摘の小・中学校入学の際の助成等についてであります。少子化により入学する児童生徒数も年々減少しており、財政的負担はそれほど大きいものではないと思料いたします。

現状においては、喫緊の課題として新型コロナ感染症の拡大防止に注力しなければならな

い状況にありますので、これら感染症の終息後に本格的な検討を行いたいと思います。

また、現状における入学支度金、いわゆる就学支援制度であります。小・中学生を対象として、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品、校外活動費などの就学援助費を支給しており、高校生については、静岡県が修学支援制度を設けております。

このほか子育て支援の取組については、出産祝い金制度の拡充、小学生のバス通学範囲の改正、18歳までの医療費無料化、高校生通学費の半額助成など、町独自の事業を実施してまいりました。

今後これら事業のさらなる拡充に努め、南伊豆認定こども園の1園化による保育環境の充実、これに加えてゼロ歳児からの完全無料化などにも取り組むとともに、地域子育て支援センターを活用した子育て世帯の就労支援事業などにも注力してまいりますので、本議会のさらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

国民健康保険については、担当課長のほうから説明させます。

以上です。

○議長（清水清一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

国保税の18歳以下の均等割の軽減等について、議員のほうから朝お話を伺いまして、担当者のほうに確認しましたがけれども、そのような案件がまだ表には出ていないというような状況です。

一方、国保税については、国は都道府県内統一の税率の導入を目指しているというところもありますので、そこら辺を勘案しながら動向を確認しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） あと時間少ないので、3番目のいわゆる経済対策ですけれども、定住促進のために木造住宅建築助成事業費補助金、これ今事業切れているんですね、もう終わったんですかね、これ増額ってまだ例規集に載っていたんで増額と書きましたけれども、もう1回復活して頑張れないかということです。ご答弁を願えますか。

○議長（清水清一君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現下の人口減少社会において定住促進施策は極めて重要であり、同様の課題を抱える全国各地の小規模自治体においても、その対策に苦慮しているのが現状であります。

ご指摘の「木造住宅建築等助成事業補助金」については、町単独事業で、平成27年1月1日から平成30年12月31日まで新築または増築された木造住宅の所有者に対し、固定資産税の課税額を3年間補填するもので、平成31年1月1日以降の適用はありません。

また、定住・移住施策というより、町内建築事業者の支援による地域経済の振興を目的としたものであると認識しております。

移住に特化したものとしては、空き家バンク制度の活用などによる実績などから、未利用住宅の再生という観点からも所定の成果は示されておりますが、ご指摘にもありましたが、成功事例なども検証し、費用対効果や優先度を踏まえた中で新たな支援体制の可能性を研究してまいります。

以上です。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 提案の根拠が、この間も若者が増えてきた町をいろいろ紹介してきましたが、その支援制度、住宅支援では長野県の阿智村、いろんな制度で岡山県の奈義町なども紹介してまいりましたが、ぜひこれを復活させて、かなり思い切った施策をしている自治体がありますので、固定資産税等々とは言わないで、もうちょっと思い切って地元経済、業者を支える、育成する上でも頑張ってもらいたいと思います。縦貫道も今大変ですけれども、縦貫道の完成を、いわゆる若い人たちは射程に入っていると、こうしたことを見越して励ましていく、そういう点でもぜひご検討していただくことを要望して、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（清水清一君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（清水清一君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

本町において法務大臣の委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和3年6月30日をもって任期満了となります。

当該委員の候補推薦については、人権擁護委員法第6条第3項において「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない。」と規定されております。

今回、任期満了となります新宮幸文氏は、これら諸要件を兼ね備えた方であり、引き続きご選任いただきたく提案するものであります。

また、同委員の任期は令和3年7月1日から3年間であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対策として、国が推進するワクチン接種事業を実施するに当たり、早期接種体制の確保を図る必要が生じたことから、一般会計補正予算（第9号）を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月15日付で専決処分いたしましたので、報告及び承認を求めるものであります。

歳出では、4款衛生費、1項2目予防費に、ワクチン接種管理を行う健康管理システム改

修費、65歳以上の高齢者にワクチン接種に係るクーポン券を配布する経費として254万7,000円を追加したもので、これら財源は全額国庫補助金を充当するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第4号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は、GoToトラベルの全国一斉停止や首都圏等への緊急事態宣言の再発出などにより、本町においても大きなダメージを受けたことから、町域経済の早期回復を目途に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金・第3次配分を原資として、事業者支援に係るプレミアム商品券の再販売を実施いたします。

このため、本事業実施に係る関連経費について、一般会計補正予算（第10号）をもって予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月4日付で専決処分いたしました。

詳細については、総務課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第5号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の第1ページ目をご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億5,452万5,000円を追加し、予算の総額を69億7,500万1,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

6款商工費の1項8目新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業費に1億5,452万5,000円の増額をいたしました。これは、GoToトラベルの全国一斉停止や首都圏等への緊急事態宣言再発令などにより、大きなダメージを受けた本町経済の早期回復を図るため、昨年10月に販売をしたプレミアム商品券事業の第2弾を実施するもので、前回同様プレミアム率は100%、1世帯の購入限度額は5万円、販売数は3,000世帯分として、販売期間は令和3年3月15日から4月30日まで、商品券が使用できる期間は4月1日から7月31日までを想定しております。

続きまして、この事業に対します財源についてご説明をいたします。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

本補正予算の歳出に係る財源といたしましては、16款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に7,952万5,000円を計上いたしました。この補助金は、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金の3次交付分でございます。

合わせて22款4項2目の雑入には、プレミアム付商品券事業の売上金として7,500万円を計上いたしました。

なお、本事業は、令和3年度への繰越しを想定した事業でございます。繰越明許費につきましては、当予算書での設定を見送り、一旦事業を執行した上で、繰越額がより詳細に見込める時期になりましたら、ご審議をお願いしたいと考えております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第5号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議第6号及び議第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第6号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について及び議第7号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第6号の提案理由を申し上げます。

本議案は、条例で定める附属機関の名称変更に関する条例の一部改正でありまして、名称変更する附属機関は、「南伊豆町高齢者保健福祉計画等策定委員会」であります。

当該委員会においては、高齢者保健福祉計画とともに介護保険事業計画についても同様にご審議をいただき、本計画の策定をお願いしておりますので、名称を「南伊豆町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定等委員会」に改めるものであります。

引き続きまして、議第7号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第6号において名称変更した附属機関の委員を追加するもので、当該委員に係る報酬額を月額4,500円、半日額（3時間未満）を3,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第6号議案の原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、議第7号議案の原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第7号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第8号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第8号について提案理由を申し上げます。

本議案は、高齢化率の伸び及び過去の介護保険給付実績、賀茂圏域における施設整備状況のほか、今後3年間の介護サービス量などを見込み、南伊豆町高齢者保健福祉計画策定委員会において策定された第8期介護保険事業計画を本条例に反映させるための一部改正であります。

改正内容では、保険料率を第7期から据置き、第2条に規定する保険料率の適用期間については、第8期の計画期間である令和3年度から令和5年度に改めるほか、第3条以降は、介護保険法との整合性を図るため軽微な語句の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第9号 南伊豆町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本議案は、国の補助採択を受け、静岡県が執行する土地改良事業において分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細については、地域整備課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 議第9号の内容説明を申し上げます。

南伊豆町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、昭和48年度に着工した南伊豆町県営水田転換特別対策事業に伴い制定された条例であります。竹麻地区基盤整備事業を施工するに当たり条例の一部を改正する必要がございました。

お手元にある資料ナンバー4の新旧対照表をご覧ください。

右側が旧の条項で、左側が新しい条項となり、下線部が変更箇所となります。

第2条見出しに分担金の負担者を明記し、第2条中土地改良法施行規則第68条の4の6を第68条の4の11に、第3条1項2号は第68条の4の6を第68条の4の11に改め、第5条上覧に分担金の徴収の時期及び方法を明記し、第7条の見出しを賦課徴収の延期等を徴収の猶予等に改め、第7条の字句の修正を行うものです。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第9号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 議第10号 石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

本議案は、石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でありまして、新たに利用料金の減免事項を加えるものであります。

詳細については、企画課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） 議第10号の詳細についてご説明させていただきます。

本議案は、住民の福祉に寄与することを目的として、町有施設である石廊崎オーシャンパークの利用料金の全部または一部を免除することを可能とするため、同条例の一部を改正するものであります。

お手元の資料ナンバー5、新旧対照表をご覧ください。

既存条例の第11条の次に第12条として「指定管理者は、公益上特に必要があると認める場合は、町長の承認を得て利用料金を減額し又は免除することができる。」とした条文を加えることで、指定管理者と施設設置者との協議により、駐車場の代金等を無料とすることができるようにするものであります。

具体的には、令和3年4月1日から、町民の方々の石廊崎オーシャンパーク駐車場利用料金の無料化を図るものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第11号 南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正により生じた条項等の整理を行うもので、本条例第7条で引用する地方自治法第243条の2第4項を、第243条の2の2第8項に改めるとともに、併せて必要な字句の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第12号 南伊豆町児童福祉施設使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第225条の規定に基づき、南伊豆町児童福祉施設の使用料の徴収について必要な事項を定める条例制定であります。

本条例は全5条からなり、南伊豆認定こども園地域子育て支援センターの多目的室に係る使用料の徴収について規定するものであります。

詳細については、福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） それでは、議第12号の詳細説明を申し上げます。

本町の児童福祉施設である南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟が令和3年4月

から供用を開始することに伴い、地域子育て支援センターを1階部分に設置し、2階部分を見聞の健全育成のための子育て支援活動に活用するほか、町主催の事業または地域振興事業などに広く活用するため、同施設の使用料徴収に係る事項を定めることといたしました。

本条例につきましては、全5条立てで構成されております。

第1条は、地方自治法の規定に基づき、公の施設の利用の対価として使用料を徴収する趣旨を明確にしております。

また、第2条では、別表において使用する施設名に応じて、その使用区分ごとに使用料の額を定めております。

第3条では、使用料の減免について定めており、使用料の減額及び減免額は規則で定めるものとしております。

第4条は、本条例の施行に係る委任事項を定めております。

第5条では、詐欺その他の不正行為により使用料の徴収を免れた者への過料を定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第13号 財産の取得について（テニスコート）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年2月4日に学校法人九里学園と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君） 議第13号の内容説明を申し上げます。

資料ナンバー7の資料をご覧ください。

1 ページ目は購入物件の大まかな位置をお示ししてございまして、加納地内の走雲峡ラインの入り口を入り、左手に見えるテニスコートでございまして。

2 ページ目は対象地を筆ごとに太枠で囲ったものでございまして。1筆ずつご説明いたしますと、加納字阿原309番5 公衆用道路73平米、同321番1 学校用地7,551平米、同323番2 鉾泉地3.31平米、同339番 学校用地905平米、同340番2 学校用地72平米、二條字アワ

ラ938番 学校用地2,128平米、合計1万732.31平米となります。加納の309番5の公衆用道路は進入路と進入路の一部として使用し、323番2の鉱泉地は現在、未利用泉となっており、鉱泉地としての形跡はございません。

続きまして、3ページをご覧ください。

対象地の航空写真でありまして、縮尺は異なりますが、2ページ目の図面とおおむね同方位の写真となっております。

4ページ目は建物についての資料となります。

登記簿上、所在地は加納字阿原338番地5となっておりますが、底地の338番5は平成3年に、同321番の1に合筆をされております。

木造石綿セメント板葺平屋建てで、更衣室事務所として登記されており、内部には男・女更衣室、男・女トイレ、事務室があり、面積は43.06平米でございます。

取得金額は、土地1,490万円、土地については消費税の対象外となります。建物は税込みで10万円、合計1,500万円であります。

大学生等の合宿誘致やテニス愛好家など、一般宿泊客の利用に伴う観光人口の増加及び町民の健康増進に資する施設としての活用を考えております。

以上で内容説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 反対するものではないんですけども、当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

これは今、説明受けましたんですけども、現状でそのまま利用できるのか。それから、修繕等が伴ってくる、そこらはどのような考えを持っているのか。これから1,500万の購入金額で、これからこれらにまた、さらに1,000万とか500万とかある程度の金額がかかるのか、その辺をどういうふうに見ているのか、お聞かせいただきたい。

そして、取得の理由が大学生等の合宿誘致による云々と書いてございます。これらは年間利用をどのように見ているのか。そして、町民の利用だとかそういうものをどういうふうな見方をしている、町長は先ほど申しましたけれども、「入るを量りて、出ざるを為す。」ということ町長も言っておりますが、これを取得した以上、やはりこれを目的の中にあるよ

うに合宿等での観光人口を増やすだという中で、どのような計画を立てているか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

まず、そのまま使えるのかという部分です。その辺につきましては、私どもも現地のほう確認いたしまして、今現在、テニスコート自体はかなりいい状況かなと思っております。そちらのほうは、少し砂を入れたりという部分ですか、そういう部分をやりますけれども、そのぐらいの程度で使えるのかなと思っております。ただ、周りのフェンス、そちらの部分がかなり穴が開いていたり、支柱が駄目になっている部分がございますもので、その辺は修繕を入れていかなければならないと思います。

また、トイレ等もあるんですけれども、そちらのほうの建物、一括で購入をしているんですけれども、やはり手入れなり壊して新しいものを造るなりしないと、使える部分ではないかなと思っております。

あと、水施設がないですもので、その辺はやらなければならない。

あと、駐車場の部分も写真をご覧になっていただければ分かるんですけれども、平地には平地なんですけれども、コンクリートなり何なりで整備をしないとならないのかなと思っております。

よって、テニスコート自体は今使えるんでしょうけれども、そういう附帯設備を整備していかないと、また貸出のように、供することはちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

あとは、年間利用の状況なんですけれども、ちょっと実際に観光利用としての部分というのは、まだ当然、過去に実績がございませんもので、未知数の部分があるんですけれども、町内利用者等は現にあります手石の宮前テニスコートです。こちらのほうの利用が近年ですと、年間で1,000人を超えて、延べ人数なんですけれども、超えている利用がございます。そちらのほうを考えますと、もっと状況的にもよくなりますし、テニスコート自体も、今2面なんですけれども、そちらが6面あるということになりますもので、利用はできるのかなと思います。ただ、すみません、先ほど、宮前のほうは夜間照明の施設がございます。ただ、今のところ、こちらのほうのテニスコートには夜間照明の施設がございませんもので、その辺をどうするのかというところが課題の部分にはなってくるのかなというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 今の説明で考え方分かったんですけども、いずれにしても1,500万は1,500万で、これはもう取得するということなんですけれども、これからの維持だとか、そういうものに対して、今の説明だと大分、トイレの修復だとか、フェンスだとか、そういうものがまだこれからやらなければということでもありますので、ぜひ、その辺は、やらなければ利用はできないことは重々分かっております。ぜひ、非常に財政も厳しいという中で、買って、1,500万円だけで求めた後は、いずれにしても考えなかったということでは非常に私どもとしても納得いかない部分があるものですから、ぜひ、利用の仕方とかそういう面では鋭意努力をしてやっていただきたいと、このように思っていますので、一応意見として述べさせてもらいました。

以上です。

○議長（清水清一君） 次に、漆田議員。

○9番（漆田 修君） ただいまの事務局長の、局長の説明の中で、鉱泉地が、結局これは3.3、約1坪あるんですが、未利用地という表現でしたね。これは、具体的には廃泉か休止泉か、そのいずれか、どちらかであるのかどうか。そして、あと、321の1番地の中央に旧青線が縦に、南北に走っているんです。それが、公図上はそうであるが、現況は、例えばそれを改定、地方公共団体がそれを買い求めて、同一敷地内の同一地目にすることも可能でありますから、その辺の対応をどうするのか、その2点について、ちょっとお聞かせいただけますか。

併せて、企画課長、もし分かれば、町が今保有する源泉、これも含めて源泉関係、もし分かれば教えていただけますか。

その次でいいです。こっちの答えの後。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

町の、私のほうも台帳を商工観光課のほうで確認させていただいたんですけども、鉱泉地のところは未利用泉という表記になっておりました。現地のほうも、先ほどもご説明したとおりなんですけれども、鉱泉地という形跡は一切なくて、横の土地と何ら遜色ないような状況だという状況でございます。

あと、青線です。水路の部分なんですけれども、こちらについても近隣のというか、同じ敷地内のところと何ら様子は変わっていない、水路としての形はないです。ですから、様子によってなんですけれども、必要であれば土地の端のほうにというんですか、利用しやすいところに水路のほうはつけ替えるということも可能だというふうには伺っております。

以上です。

○議長（清水清一君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 町有の源泉につきましてお答えいたします。

まず、銀の湯会館で使用しております源泉が1本ございます。

続きまして、道の駅の道路の反対側の斜面に所有の採掘権の3分の1を所有した源泉が1本ございます。

続きまして、加畑橋から少し入りましたところ、南野に入っていくほうの左手の部分にせんだっての地熱検討委員会の稼働敷に3本をまとめ掘りするために1本、購入した休止泉が1本ございます。

そして、今回、取得することになる加納の敷地の中に休止泉が1本あるという状況になっております。

以上です。

○議長（清水清一君） いいですか。

そのほかに。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 直接関係するということか、賛成ということか、いいことだと思うんですけども、質問でもコロナ禍でコロナ終わった後どうするかとか、いろいろあったし、変な箱物をやるよりも、まさに大坂なおみさんが奮闘しているんな励ましを、こういうコロナの中でもしている中で、いわゆるテニス、南伊豆だと部活でバレーボールとテニスとかですけども、子供たちを励ますいい機会だと思うんで、思い切って整備をして、合宿のいろいろ補助制度もつくって、そっちのほうでも賑わっているじゃないですか。それが宮前からこっちへ来て、それがきちんと整備できて、また温泉も利用できるようなことになれば、西海岸のほうの民宿の打ち込みのデータ、物すごい多かったですけれども、やはりその起爆剤にもなるし、縦貫道の完成を見込んでももっと誘客できる思い切った整備を考えてもいいじゃないかというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○議長（清水清一君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

以前から、議会のほうにもご報告といたしますが、ご相談をさせていただいた経緯があると思いますが、宮前テニスコートについては浸水域でございます。これはご承知のことだと思います。先ほど、横嶋議員がおっしゃったように、かなりの部分で、現在、南伊豆東中学校のお子さんであるとか、あるいは伊豆中もそうですけれども、夕方とかお休みの日に、学校ではちょっと使えないというようなことがあったりしたときには、宮前のコートを中心に、子供さんが使っていております。

ただ、そのまま公的な部分のところでは、我々はその津波の浸水域のところについていつまでも置いておいていいのかという問題になると、これはまずいでしょうということが当然あります。

ゆえに廃止をしましょうかということも考えましたが、当然、利用させていただいている子供さんがたくさんいらっしゃるということもありますし、そうであれば安全なところでやはりお使いをいただくというのが一番いいと。なおかつ、ちょうど九里学園さんのほうが撤退をされて、当初は代わりとしてお借りしようかというところで話は進めていたところがあります。ところが、随分お安く譲っていただくことができました。それについても、町長にも見ていただきましたけれども、非常に整備状況としては、テニスコート自体はすぐにでも使えるというような状況があります。

ただ、やはりこの準備段階のところ、ウィズコロナあるいはアフターコロナを見据えた中で、町の観光施策も含めて、やはりしっかりした形で利用ができる、こういうものにしていきたいというものがございます。

ですので、この令和3年中にはその辺の整備を進めたいということがございます。

ですから、現行の宮前は令和3年度中は、まだ子供さん方にも、皆さんにもお使いをいただく状況のままですけれども、最終的には地権者の方にご理解をいただいた中で、きれいに現状に戻すということが仕事としては残っておりますけれども、3年中と、それから片方では新しく取得したこちらのテニスコートについては少しずつ整備をさせていただいて、何とか活性化につなげたいというところでございます。

○議長（清水清一君） いいですか。

稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 今、副町長の話、十分分かりました。別に宮前テニスコートはどうのことじゃなくて、私もこれについては最初言ったように反対じゃなくて、ただ今後や

っていく上で十分、学生の誘致だとか観光利用、それには大変ですから鋭意努力をしていただきたい。そして、今、皆さんが申し上げているとおり、観光で非常にこれを利用した人たちも来る、合宿もやると、そういうふうにするにはこれから大変でしょうけれども、それはぜひ努力して、鋭意努力してもらいたい、このように私は申し上げたつもりなものですから、これに対しては反対ではないということは申し上げておきます。

○議長（清水清一君） そのほかにも、質疑ございますか。

宮田議員。

○2番（宮田和彦君） この写真で見た感じ、ハードタイプなのかなと。要するに、硬式なのか軟式、両方できるのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

硬式、軟式両方で使えるというふうに思っています。

以上です。

○2番（宮田和彦君） 分かりました。

○議長（清水清一君） そのほかにも質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第14号 令和2年度南伊豆町役場庁舎非常用自家発電設備更新工事契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年1月27日に執行した一般競争入札により、工事金額6,820万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額620万円）をもって、有限会社渡辺電機商会と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事概要としては、旧非常用自家発電設備を廃止し、浸水対策として3メートルの架台に業務継続可能な電力を供給でき得る自家発電設備を配備するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） すみません、これ、工期はいつまででしたか。

○議長（清水清一君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、12月の定例会で一般会計補正予算に上げさせていただいた中で債務負担を設定させていただいて、2か年の事業になってございます。

以上でございます。

○議長（清水清一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時ちょうどまで休憩とします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（清水清一君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第17号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億5,632万2,000円を減額し、予算の総額を68億1,867万9,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費で2,176万4,000円、民生費2,312万1,000円、土木費1,491万8,000円など減額し、歳入では、県支出金を1,093万6,000円、寄附金2,882万3,000円、基金繰入金1億8,135万9,000円、雑入724万1,000円などを減額するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第17号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から1億5,632万2,000円を減額し、予算の総額を68億1,867万9,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の30ページから35ページをご覧くださいと思います。

2款総務費1項1目一般管理費の一般管理事務では、社会保険料を20万円減額いたしました。

これは、一般財団法人自治体国際化協会による語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を活用し、町内全小・中学校にネイティブの外国語指導助手（ALT）を5名配置する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により、今年度の訪日ができなくなったため、合わせて9款教育費の1項3目教育推進費の英語教育事業においても、関連経費1,029万5,000円を減額するものであります。

また、8目企画費では、石廊崎オーシャンパーク敷地内の光ファイバー網整備工事が終了したことにより508万2,000円を、12目地域づくり推進費の地方創生事業では、コロナ禍による交流・定住促進事業の中止などにより662万1,000円を減額いたしました。

次に、40ページから43ページをご覧いただきたいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費では、1,218万1,000円を減額いたしました。

詳細は、国が4月に全国一斉の緊急事態宣言を発出したことにより、町では認定こども園を休園とし、会計年度任用職員の出勤時間や日数を減らしたため、児童福祉施設運営事務の会計年度任用職員報酬において544万円の減額が生じたこと及び子育て支援センター棟の建設に当たり、敷地内の電柱移転を予定しておりましたが、官地から官地の移動で済んだため、南伊豆認定こども園運営事務の物件移転補償費264万円を減額したことなどによるものであります。また、3目子育て支援費の児童手当事務では児童手当費817万円を、子育て支援事業の出産祝金では255万円を減額いたしました。どちらも、出生予定数が見込み数値を下回ったことによるものでございます。

次に、56、57ページをご覧いただきたいと思います。

7款土木費の2項3目橋梁維持費では902万6,000円を減額いたしました。

これは橋梁定期点検の結果を受け、インフラの長寿命化を目的として今年度施工した前原橋ほか4橋の補修工事が終了したことによる減額でございます。

減額とさせていただいた項目のうち、主なものについての説明は以上となりますが、本補正予算におきましては増額要求も幾つかございますので、そちらにつきましてもご説明をさせていただきます。

44、45ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に413万6,000円を増額いたしました。

これは、4月の早い時期に、この時点の予測ではありましたが、町民向けのワクチン接種を開始するのに当たり、南伊豆郷土館2階の事務室をコールセンターとして活用し、3月中旬から予防接種の予約受付を行うことを前提としたものでありまして、専用回線の引き込みに係る費用、電話機等の備品購入費、受付事務に従事する職員の人件費や接種予約などの予防接種管理を行うシステムの導入費用などを積算したものでございます。

次に、56、57ページをご覧いただきたいと思います。

7款土木費の3項5目河川災害防除費の志んど川河川災害防除工事に530万円を増額いたしました。

これは、志んど川上流域で県が施工している砂防工事に合わせて、町が流末水路を整備するもので、詳細設計を実施した結果、護岸の構造部材に変更が生じたことによるものでござ

います。

なお、流末水路の整備につきましては、これからの施工となるため年度内完成は見込めないことから、10ページに繰越明許費として設定をいたしましたので、合わせてご審議をお願いしたいものでございます。

また、5項3目公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金に626万円を増額いたしました。

これは、早春に発出された全国一斉の緊急事態宣言を受け、民宿・旅館業など宿泊施設に休業協力要請を行ったことや町所有の観光施設を一時閉館したことにより、下水道使用料が当初予定額を下回ったため、一般会計からの繰出金を増額し、歳入不足額を補填するものでございます。

最後に58、59ページをご覧ください。

7款土木費の6項2目急傾斜地崩壊防止事業費に691万6,000円を計上いたしました。

当事業は、国・県が事業費の9割を、残りの1割を町と受益者が折半し、負担金として納付することとなっております。負担金の納付は、事業着手時であることから、今回計上するものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りをいただいて、20ページ、21ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税のうち普通交付税を1億135万1,000円増額いたしました。

これは、令和2年度の普通交付税交付額が7月に確定したのを受け増額するもので、これにより、20款2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を1億7,431万5,000円減額いたしました。

次に、26、27ページをご覧ください。

19款1項3目のふるさと寄附金であります。令和2年12月末現在での寄附額は1億5,000万円強でありました。今後1月から3月に寄附される額は税額控除対象期限も過ぎたため例年2,000万円ほどでありますので、今年度もほぼ変わらないと見込まれることから、最終寄附額を1億7,000万円程度と見込み、3,000万円減額するものでございます。

次に、28、29ページをご覧ください。

23款1項14目に減収補てん債を新設し、1,434万8,000円を計上いたしました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、地方交付税法の一部を改正する法律により地方財政法が改正をされ、令和2年度限りの措置として減収補填債の対象税目

に地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金及び地方揮発油譲与税が追加されたこと、また、充当率は100%、交付税措置率は税目によって75%から100%であることから、減収を補填するため起債することとし、借入額の算定に当たっては、現時点で想定し得る最大限の減収額を計上するものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 歳出のほうで、ちょっとお聞きしたいんですけども、ページが53ページ、5款3項1目かな。いつも私はここですごく毎回気になっているんですけども、決算とか予算のとき、53ページの負担金補助及び交付金の中で稚貝稚魚、これ、稚貝稚魚、私いつも言っているんですけども、南伊豆の特産である稚貝稚魚、これの放流をやるということで、何年か前からずっと予算化されています。だけどその予算に比べて、執行が非常に、執行率が低いわけです。それで、今回もこれ、見てもらうと225万円が当初予算でしたけれども、これで138万円の減額といたら、これが35%ぐらいかな、執行率が。

それで、私言っているのは、南伊豆町の特産である稚貝、それがアワビ、そういうものの種の保存というか、そのためのこれは費用ですけども、これは漁協とかが主になって施行はしていると思います。この辺をいつも漁協のほうとも密に連絡を取って、何しろ執行率を上げるというか、これだけの予算を全部、これ以上のものを使うぐらいが一番、私はいと思うんです。だけど、こうやって見ると、毎回、毎回、こういう形が出てくるけれども、今回も今言った87万かな、は執行しただけであとは執行できなかったという形で減額補正やっていると思います。この理由というのを課長、どういうあれかお聞かせいただきたい。

○議長（清水清一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今、伊豆漁協になりまして、南伊豆支所のほうの人数が非常に少ないと、職員数が少ないという中で、やはりこの事業を今までどおりに施行していくということは難しいということ聞いております。

ただ、今年度はアワビとマダイのほうの放流させていただきましたけれども、来年度からはクエ、クエもちょっと視野に入れたいということで伊豆漁協のほうは考えてはおるみたいでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 今、区のほうということで、いずれにしても漁協が今までは主導権が実際、実施の先鋒でなってやっていたわけです。だから、漁協が今、そういう状況であれば、ぜひ区でもいいし、何らかの形を産業……

〔「魚のクエ」と言う人あり〕

○7番（稲葉勝男君） クエか、区か。

〔「クエ」「モロコ」と言う人あり〕

○7番（稲葉勝男君） モロコの話か。ごめんなさい。ちょっと、耳も悪いし、頭悪い。クエね。そうか、どうりで思い出すと区だとか、そういう漁協に従事している人たちにも働きかけて、潜って、深いところへ潜ってやるんだっただけで、その施行の方法もいろいろあると思うから、とにかく鋭意努力とか、いつも鋭意努力と言うけれども、それをやってみてください。とにかくいろんな方法で、どんどん資源が枯渇していくような状態ではどうしようもないもので、それは今回もまた、新年度予算でもやるかもしれないけれども、よろしくお願いしますよ。

以上です。

○議長（清水清一君） 答弁はいいですね。

そのほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第15号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事変更契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年9月3日開催の9月議会定例会において議決を受けた社会資本整備総合交付金事業、町道石井区内7号線道路改良工事について、本線と交差する町道のコンクリート舗装補修を増加したことによる契約額の変更に加え、同報無線パンザマスト整備にかかる設置場所の調整等に不測の日数を要したことから、工事期間を延長するお願いをするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第16号 令和2年度道路メンテナンス事業前原橋橋梁補修工事変更契約の締結について、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年9月3日開催の9月議会定例会において議決を受けた道路メンテナンス事業、前原橋橋梁補修工事の橋脚耐震補強について、仮締切範囲を増加したことによる契約額の変更に加え、占用物件の移設等に不測の日数を要したことから、工事期間延長をお願いするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第18号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費の歳出調整及び特定健康診査の実績を勘案した保健事業費の歳出調整並びに県支出金の歳入調整及び国民健康保険税の収納実績を勘案した歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,186万2,000円を減額し、予算の総額を13億1,879万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費を4,441万3,000円、6款保険事業費610万9,000円、9款諸支出金129万1,000円を減額し、歳入では、4款国庫支出金475万3,000円、6款県支出金

5,290万9,000円、8款繰入金284万1,000円、9款繰越金436万5,000円などを減額するほか、1款国民健康保険税を1,336万8,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第19号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付実績を勘案した保険給付費の歳出調整と、それに伴う国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,023万7,000円を減額し、予算の総額を12億9,167万3000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費を3,896万5,000円減額し、5款基金積立金を1,463万1,000円、7款諸支出金1,842万円を増額するもので、歳入では、4款国庫支出金を865万4,000円、5款支払基金交付金2,940万5,000円、6款県支出金944万8,000円を減額し、10款繰越金を4,283万円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第20号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ89万2,000円を減額し、予算の総額を1億3,746万5,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費を3万1,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金86万1,000円を減額し、歳入では、1款後期高齢者医療保険料を20万3,000円、4款繰入金71万1,000円を減額するほか、6款諸収入を2万2,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第21号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年度決算において繰越金として処理した風力発電用地貸付料及び利子について、財政調整基金に積み立てを行うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万円を増額し、予算の総額を75万円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第22号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計  
補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,584万9,000円を減額し、予算の総額を3億5,096万6,000円としたいものであります。

詳細については、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第22号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から2,584万9,000円を減額し、予算の総額を3億5,096万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出の補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の18ページから19ページをご覧ください。

1款下水道費の1項下水道建設費1目公共下水道建設費2,594万5,000円減額の内訳は、下水道管渠更生工事・公営企業会計導入委託料・公共下水道全体計画策定委託料の入札差金と普通旅費7万円となります。

2款業務費の1項業務費1目総務管理費6万5,000円減額の内訳は、通信運搬費を10万9,000円減額、修繕費を22万6,000円減額、消費税を40万円増額となります。

3款公債費1項公債費2目利子3万1,000円増額は町債利子となります。

続きまして、歳入の補正項目についてご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、16ページから17ページをご覧ください。

1款1項1目1節で下水道受益者負担金として146万2,000円の減額。

2款1項1目使用料で新型コロナウイルスの影響による使用料収入の減額616万4,000円を見込みました。

3款1項1目下水道費国庫補助金250万円の減額は公共下水道全体計画策定委託に国費がつかなくなったことによる減額ですが、全体計画は今年度中の策定が必要なため一般財源で賄いました。

5款1項1目一般会計繰入金として807万7,000円増額。

8款1項1目下水道債の2,380万円の減額は下水道管渠更生工事の減額によるものが主なものでございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○7番（稲葉勝男君） 課長、ちょっと教えて。

更生工事を減額する。この更生工事の最初、予定していた箇所というのはどこなんですか。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

町長の提案理由にもありましたけれども、この場所については東小の前から湊大橋の間です。その間をやっております。延長の変更はなくて、最終的な交通誘導員のこととかありまして、入札差金、工事を確定しましたので、その減額となっております。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにごぞいますか。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第23号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ

れ28万円を減額し、予算の総額を1,785万9,000円としたいものであります。

歳出では、3款漁業集落環境整備費を28万円減額し、歳入では、3款繰入金を2万円増額し、8款町債を30万円減額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第24号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ78万7,000円を減額し、予算の総額を2,356万円としたいものであります。

歳出では、3款漁業集落環境整備費を78万7,000円減額し、歳入では、3款繰入金を2万6,000円、7款県支出金を8万7,000円増額し、8款町債を90万円減額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第25号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ55万7,000円を減額し、予算の総額を2,636万5,000円としたいものであります。

歳出では、3款漁業集落環境整備費を55万7,000円減額し、歳入では、3款繰入金を1万4,000円減額、7款県支出金を5万7,000円増額し、8款町債を60万円減額するものであります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 次に、議第26号 令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億1,191万3,000円、水道事業費用の総額を3億3,870万3,000円とし、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を5,823万円、資本的支出の総額を2億605万8,000円としたいものであります。

詳細については、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について内容説明を申し上げます。

予算書の参考資料14、15ページ、令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書をご覧ください。

収益的収入及び支出の補正となります。

まず、支出についてであります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を332万円減額するもので、この内訳は、水道用地賃借料・水道施設電気料の減額であります。

3目 総係費では、1万5,000円を増額するもので、内訳として3節賞与引当金繰入額を

6,000円減額、7節法定福利引当金繰入額を2万1,000円増額いたします。

このほか、5目減価償却費を247万9,000円増額し、6目資産減耗費を5万円減額いたします。

2項の営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費を8万円増額し、2目雑支出を特定収入に係る消費税として100万円増額いたします。

また、収入についてであります。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益を新型コロナウイルスの影響による減額を1,040万円見込みました。2項営業外収益、2目雑収益で保険金収入として122万7,000円増額、他会計補助金で7万5,000円減額します。3項特別利益、1目固定資産売却収益で65万8,000円増額し、水道事業収益全体では、859万円の減額となり、総額を3億1,191万3,000円とするものであります。

引き続き、16、17ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正となります。

まず収入においては、1款資本的収入、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で基準外繰り入れを245万円減額、5項建設改良工事負担金で消火栓増径負担金を869万円減額、6項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金で6万1,000円とするものでございます。

支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設改良費を1,660万5,000円減額するもので、内訳では、3節賞与引当金繰入額を7,000円減額、7節法定福利引当金繰入額を4万6,000円増額、12節委託料を1,106万円減額で、これは予定していた水道台帳整備を令和3年度と4年度の実施に据え置いたことによるものであります。固定資産台帳整備委託の入札差金であります。

50節工事請負費の1,914万9,000円の減額は石井上水場中央監視装置更新工事を実施しようとしたところ、再度の詳細調査が必要となり工事を見送ったことによるものであります。

54節負担金で青野大師ダム長寿命化対策として1,356万5,000円増額するものです。

以上で、内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年3月定例町議会

(第3日 3月2日)

## 令和3年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年3月2日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第33号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導  
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第36号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議第37号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議第38号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議第39号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君

7番 稲葉勝男君

8番 清水清一君

9番 漆田修君

10番 齋藤要君

11番 横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤禎明 係長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） これより、議案審議に入ります。

議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案については、予算編成方針で申し述べたとおりでありますので、各科目別の内容については、総務課長から説明をさせます。

また、この後の提出議案である議第28号から議第40号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算についても同様でありますので、それぞれ担当課長から説明させます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算（案）について、内容説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出の総額を49億3,600万円といたしました。

また、第2条は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を定めたもので、予算書6ページにお示しの第2表債務負担行為のとおりでございます。

第3条で定める地方債は、予算書7ページの第3表によるものとし、起債の目的、限度額、利率、償還方法等は記載のとおりでございまして、総額4億8,940万円を予定しております。

また、4条により一時借入金の限度額を6億円といたしました。

次に、一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

予算書36、37ページをご覧くださいと思います。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、6,101万1,000円を計上いたしました。

次に、38ページから65ページまでの第2款総務費につきましては、8億1,874万6,000円を計上いたしました。

その主なものは、庁舎非常用自家発電設備更新工事に4,798万6,000円、ふるさと寄附金返礼品等記念品代で6,750万円、路線バス維持事業補助金5,468万円のほか、地方創生事業に2,740万9,000円を計上いたしました。

続きまして、予算書66ページから83ページまでの第3款の民生費でございます。第3款民生費につきましては、12億464万4,000円を計上いたしました。

その主なものは、障害児福祉事業に係る自立支援介護給付費で1億3,942万9,000円、在宅高齢者等食事サービス事業委託料をはじめとする老人福祉事業に1,708万8,000円、国民健康保険費に1億1,249万9,000円、後期高齢者医療事務に1億6,201万2,000円、児童福祉施設運営事務に2億1,464万4,000円、子育て支援費に1億1,967万2,000円のほか、介護保険特別会計繰出金1億9,321万1,000円などがございます。

続いて、84ページから93ページをご覧いただきたいと思います。

第4款の衛生費につきましては、5億1,591万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、各種予防接種委託料等の感染症予防事務に2,277万1,000円、健康診査委託料等の健康増進事業に2,335万5,000円、下田メディカルセンター負担金ほかで6,681万6,000円、清掃センター包括運転管理業務委託料等1億3,327万2,000円、ごみ収集事務をはじめとするじんかい処理費7,026万6,000円及び南豆衛生プラント組合負担金3,897万9,000円などを見込みました。

続いて、94ページから103ページをご覧いただきたいと思います。

第5款の農林水産業費につきましては、2億5,215万7,000円を計上いたしました。

その主なものは、有害鳥獣対策事業を含む農業振興費に3,395万7,000円、森林病虫害対策事業をはじめとする林業振興費に1,879万6,000円のほか、漁業集落排水事業費には、人間排水処理場廃止に向けた浄化槽整備事業費補助金を含む1億2,870万6,000円を見込みました。

続いて、次ページから111ページまでが第6款の商工費でありまして、2億1,906万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、観光振興事業におけます宣伝委託料など6,886万7,000円、観光協会補助金のほか、各種事業負担金等で2,906万1,000円、町営温泉施設指定管理料1,500万円でございます。

次に、112ページから121ページをご覧いただきたいと思います。

第7款土木費につきましては、5億5,853万4,000円を計上いたしました。

その主なものは、道路改良事業に6,312万1,000円、橋梁長寿命化修繕事業1億8,000万円、港湾管理事務に1,133万5,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億8,475万9,000円などを予定しております。

次ページから127ページまでの第8款消防費では、4億9,976万2,000円を計上いたしました。

主なものとしては、広域消防組合負担金2億146万9,000円、消防団などの非常備消防事務

に4,125万2,000円、消防施設管理事務費3,194万5,000円、デジタル同報系防災行政無線整備工事を含みます防災施設管理事務に2億166万1,000円などを予定しております。

次ページより149ページまでの第9款教育費につきましては、3億2,626万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、学校給食調理業務委託料を含む事務局事務で1億2,509万5,000円、JETプログラムを活用する英語教育事業に2,302万9,000円、小学校管理費及び同教育振興費で6,713万円、中学校管理費及び同教育振興費で5,442万7,000円のほか、図書館運営業務委託料及び図書購入費などの図書館費に2,376万8,000円を計上いたしました。

また、150ページ、151ページの第10款災害復旧費には100万円を計上し、次ページの第11款公債費を4億6,890万6,000円としたほか、第12款予備費を前年度と同額の1,000万円とさせていただきます。

次に、お戻りいただいて予算書12、13ページをご覧くださいと思います。

第1款町税につきましては、前年度比3,923万5,000円の減収を見込み、7億9,565万1,000円を計上いたしました。

16ページの第12款地方交付税については8,000万円の増収を見込み、特別交付税1億7,000万円を含む総額で20億2,000万円を計上いたしました。

また、20ページから23ページの16款国庫支出金では、事業量の変動に伴い8,663万1,000円減の2億9,082万7,000円を見込むとともに、17款県支出金は2,331万9,000円増の3億6,662万3,000円とし、28、29ページの19款寄附金においては、ふるさと寄附金を2億2,500万円見込んでおります。

20款繰入金につきましては、1億2,595万5,000円を予定し、21款繰越金を前年度と同額の1億7,000万円といたしました。

予算書、お戻りいただいて10ページ、11ページの歳入歳出予算事項別明細書におけます歳出の款別一覧表をご覧くださいと思います。

一般会計歳出予算の総額は49億3,600万円でございます、前年度と比較して2,400万円の減となっております。

また、予算の財源内訳でお示しのとおり、特定財源の合計額12億6,354万8,000円を除いた一般財源を36億7,245万2,000円としたいものでございます。

内容説明は以上でございます。また、別添として令和3年度当初予算説明資料を付してございますので、併せてご確認をいただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第28号の内容説明を申し上げます。

まず初めに、歳出の主なものからご説明いたしますので、予算書184、185ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費には317万8,000円を計上しました。

主なものは、12節の委託料で、国保連合会協同電算処理事務委託料のほか、基幹電算システムのバッチ処理委託料など、計265万4,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費では、被保険者の構成の変化や医療費の動向を勘案し、保

険給付費を計上いたしました。次ページをご覧ください、1目一般被保険者療養給付費で8億5,100万円。3目一般被保険者療養費では700万円を負担金補助及び交付金として計上いたしました。

2項高額療養費につきましても、医療費等の動向を勘案し、1目一般被保険者高額療養費に1億4,000万円を負担金補助及び交付金として計上いたしました。

次の3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭費については、それぞれ記載のとおり金額を計上いたしました。

188、189ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金については、国保の広域化に伴い、静岡県が市町ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定する納付金であります。1項医療給付費分を2億1,816万1,000円、2項後期高齢者支援金分を6,983万6,000円、3項介護納付金分を2,364万2,000円計上いたしました。

続きまして、190、191ページをご覧ください。

6款保険事業費、1目特定健康診査事業費1,590万8,000円の主なものは、12節の委託料1,329万5,000円でございます。

次に、2項保健事業費、1目保健衛生普及費820万9,000円の主なものは、次ページをご覧ください、18節の成人病検診補助金101万3,000円、人間ドック受診費補助金300万円でありまして、国保被保険者へのがん検診、人間ドック受診に対する補助でございます。また、この人間ドックの受診費補助金については、頭部MR I・MR Aの追加検査分についても含まれております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

178、179ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税には2億356万7,000円を計上いたしました。内訳では、1節医療給付分現年課税分1億3,503万1,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分5,070万円、3節介護納付金分現年課税分1,433万6,000円などがございます。

次に、6款県支出金には、1目保険給付費等交付金を10億2,790万3,000円計上し、内訳では、1節保険給付費等交付金普通交付金10億91万4,000円、2節保険給付費等交付金特別交付金2,698万9,000円といたしました。

続きまして、180、181ページをご覧ください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金には、9,247万6,000円を計上し、内訳では、1 節保険基盤安定繰入金6,633万6,000円のほか、記載のとおりでございます。

9 款 1 項繰越金には2,335万2,000円を計上しました。

176ページ、177ページの下段をご覧ください。

以上のことから、歳出合計を13億5,988万1,000円としたいもので、財源内訳については、特定財源として国県支出金10億2,790万3,000円、その他1,709万4,000円とするほか、一般財源を3億1,488万4,000円と見込んでおります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 高橋健一君登壇〕

○福祉介護課長（高橋健一君） 議第29号の内容説明を申し上げます。

まず、歳出から主なものをご説明します。

予算書の212ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。492万7,000円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料140万円及び18節負担金、補助及び交付金の賀茂郡介護認定審査会負担金142万9,000円でございます。

続いて、2項介護認定審査会費、2目認定調査等費528万6,000円であります。主なものは、1節報酬で、認定調査の会計年度任用職員1名分の報酬158万8,000円、11節役務費、主治医意見書作成料の280万5,000円でございます。

次に、214ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費であります。3億8,872万5,000円を計上いたしました。18節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金が主なものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費1億1,461万円でございます。これも18節負担金、補助及び交付金でありまして、認知症対応型の共同生活介護や通所介護、小規模事業所の通所介護の利用に対するものでございます。

5目施設介護サービス給付費であります。5億8,017万9,000円を計上いたしました。特別養護老人ホーム、老人保健施設等、施設サービス利用に対するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費であります。5,220万円を計上いたしました。要介護認定者へのケアプラン作成料でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が対象となります。912万5,000円を計上いたしました。

216ページ217ページをご覧ください。

4項1目高額介護サービス費に4,000万円を計上いたしました。要介護認定者の一定条件を超えた自己負担金に対する支給でございます。

次に、218ページにかけて、ご覧ください。

5項1目特定入所者介護サービス費に5,100万円を計上いたしました。これは、施設や短期入所サービス利用者の食費・居住費に対するものでございます。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費であります。1,966

万8,000円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料の介護予防食事サービス事業委託料638万9,000円、次ページをお開きください、18節の負担金、補助及び交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業費負担金444万円です。

2項1目一般介護予防事業費221万4,000円ですが、これは一般高齢者を対象とする事業で、18節負担金、補助及び交付金の120万円が主なものとなります。これは、高齢者サロン活動運営費補助金であります。

3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,474万3,000円で、これは主に地域包括支援センター職員2名分の人件費でございます。

次に、222ページ下段をご覧ください。

3目在宅医療・介護連携推進事業費125万8,000円ですが、主なものは、12節の委託料119万1,000円でありまして、1市5町で賀茂圏域の拠点となる医療機関（静岡メディカルアライアンス）に、医療・介護連携推進事業に関する委託をするものでございます。

次に、224ページをお開きください。

7目生活支援体制整備事業費230万4,000円ですが、主なものは、12節の委託料でありまして、南伊豆町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター事業を委託する220万3,000円でありまして、令和3年度から移動外出支援等のコーディネーター業務を含むものでございます。

次に、226ページをお開きください。

8款1項1目予備費ですが、急な給付費上昇による負担金を考え、100万円を計上いたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

206、207ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、2億6,829万6,000円を見込みました。1節現年度分保険料として、特別徴収保険料2億5,077万2,000円、普通徴収保険料1,672万4,000円となっております。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、1節現年度分として2億1,746万3,000円を計上いたしました。2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、1節現年度分として7,111万4,000円を計上いたしました。

続いて、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金（第2号被保険者分）を3億

3,685万6,000円、6款県支出金、1項県負担金、次のページをお開きください、1目介護給付費負担金は1億8,801万円です。それぞれ現年分として計上いたしました。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金を1億5,595万2,000円、2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援事業分を274万1,000円、3目地域支援事業繰入金の包括支援事業等分を350万3,000円、それぞれ現年分として計上いたしました。

次の4目その他一般会計繰入金3,101万1,000円ではありますが、1節事務費等繰入金で、内訳は、事務費等繰入金969万1,000円、低所得者保険料軽減負担金繰入金2,132万円となっております。

210ページ、211ページをご覧ください。

歳入の最後となりますが、11款諸収入、3項5目雑入ですが、303万円で、内容については説明欄に記載のとおり、各種介護予防事業の利用者負担金を計上いたしました。

以上、歳入の主なものでございます。

それでは、戻りまして204、205ページの下段をご覧ください。

歳出合計本年度予算額13億378万1,000円、前年度予算額13億383万2,000円、比較5万1,000円の減、本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金4億9,581万7,000円、その他5億803万1,000円、一般財源2億9,903万3,000円となります。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計  
予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長（山田日好君） 議第30号の内容説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明いたしますので、246、247ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、117万円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料の後期高齢者システム保守委託料66万円、13節使用料及び賃借料のパソコン賃借料31万8,000円でございます。

次に、2項1目徴収費ですが、87万3,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料並びに国保連合会共同電算処理事務委託料70万2,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億3,297万9,000円を計上いたしました。内訳は、18節負担金、補助及び交付金の保険料負担金が1億2,719万7,000円、事務費負担金が578万2,000円でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

242、243ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料ですが、9,072万3,000円を計上いたしました。内訳は、1節現年分保険料の特別徴収保険料が6,924万4,000円、普通徴収保険料が2,091万8,000円、2節滞納繰越分保険料が56万1,000円となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を781万2,000円、2目保険基金安定繰入金を3,644万4,000円、それぞれ計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

240、241ページの下段をご覧ください。

歳出合計でございますが、本年度予算額 1 億3,533万3,000円、前年度予算額 1 億3,367万7,000円と比較いたしますと、165万6,000円の増でございます。

本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源として、その他が782万2,000円、一般財源が 1 億2,751万1,000円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第31号の内容説明を申し上げます。

予算書の251ページの令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ23万3,000円としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書260、261ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に23万3,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、258ページ、259ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目に財産貸付収入の土地貸付収入に12万9,000円、2目利子及び配当金の財政調整基金利子に1,000円、3款1項1目繰越金に10万3,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ23万3,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第32号の内容説明を申し上げます。

予算書265ページの令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ40万5,000円としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書274、275ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に40万5,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、272、273ページをご覧ください。

1款1項1目繰越金で6万5,000円、3款1項1目財産貸付収入として33万9,000円を見込み、2目利子及び配当金には、財政調整基金利子1,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ40万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第33号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第33号の内容説明を申し上げます。

予算書279ページの令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ609万1,000としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書288、289ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に609万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、286、287ページをご覧ください。

1款1項1目財産貸付収入として515万8,000円を見込み、2目利子及び配当金に7,000円、2款1項1目基金繰入金85万1,000円のほか、3款1項1目繰越金に7万5,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出をそれぞれ609万1,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第33号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算を

議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第34号の内容説明を申し上げます。

予算書293ページの令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ1,000円としたいものでございます。

予算書302、303ページをご覧ください。

歳出につきましては、繰出金1,000円のみでございます。

また、歳入につきましては、300、301ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項3目利子及び配当金を1,000円といたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第34号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君） 議第35号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

314、315ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、3,341万8,000円を計上いたしました。本特別会計の全歳出であります。

主なものは、賀茂地区指導主事3人分の人件費で、2節給料の一般職給1,434万8,000円、3節職員手当等の1,005万9,000円、4節共済費の486万8,000円となっております。

人件費以外のものでは、8節旅費の普通旅費144万円、10節需用費の消耗品費34万1,000円、22節償還金、利子及び割引料の共同設置町負担金返還金186万1,000円等を計上いたしました。

次に、歳入をご説明申し上げます。

312、313ページをお願いいたします。

1款1項1目負担金、1節共同設置町負担金で3,155万8,000円を計上いたしました。指導主事を共同設置する賀茂地区5町の負担金でございます。

負担割合は7割が5町の均等割、2割が各町の学校数割、1割が各町の児童生徒数割となっております。

負担金以外の歳入といたしましては、前年度繰越金として186万円を計上してございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第35号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第36号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計  
予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第36号の内容説明を申し上げます。

予算書319ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2億5,552万6,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとし、第4条で一時借入金の最高額を3億円と決めました。

次に、330、331ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目公共下水道建設費5,122万5,000円において、公営企業会計導入委託料、公共下水道事業計画策定委託料、クリーンセンター改築工事を予定しております。また、2款1項1目総務管理費1,599万4,000円では、窓口収納事務等の外部委託に伴う水道事業会計への負担金などがあります。

次ページをご覧ください。

2款2項1目管渠費680万2,000円については、主なものとして、管渠の状況を確認するための管渠内面調査・清掃委託料等を見込んでおります。2款2項2目処理場ポンプ場費6,312万8,000円については、主なものとして、クリーンセンター等維持管理業務委託料等を

見込んでおります。3款公債費の1億1,737万7,000円の内訳では、3款1項1目元金1億157万9,000円と2目利子1,579万8,000円でございます。

次に、328、329ページをご覧ください。

これら歳出に係る財源の主なものをご説明いたします。

1款1項1目負担金では、受益者負担金として239万2,000円を見込みました。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料と未納対応の督促手数料で4,045万5,000円を見込み、3款国庫支出金で国庫補助金350万円、5款繰入金には、一般会計繰入金として8億8,475万8,000円、7款諸収入では2万1,000円、8款町債に2,440万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第36号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第36号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第37号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第37号の内容説明を申し上げます。

予算書343ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を1,983万6,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとしました。

354、355ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費707万4,000円では、主なものとして施設修繕料と施設管理委託料を見込み、2款公債費の914万9,000円については、1項1目の元金809万7,000円、2目利子の105万2,000円であります。

3款1項1目子浦漁業集落環境整備事業費361万3,000円は、公営企業会計導入委託料を見込んでおります。

次に、352、353ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金125万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を452万4,000円見込み、3款繰入金で1,041万2,000円、4款諸収入5万円、8款町債360万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第37号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第37号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 議第38号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第38号の内容説明を申し上げます。

予算書361ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を4,154万3,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとしました。

372、373ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費647万2,000円の主なものは、施設修繕料で250万円、施設管理委託料として390万円を見込み、2款公債費の366万1,000円については、1項1目の元金308万円、2目利子の58万1,000円であります。

3款1項1目中木漁業集落環境整備事業費3,141万円では、公営企業会計導入委託料で341万円、施設等改修工事で2,800万円を見込んでおります。

次に、370、371ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金460万6,000円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を390万円見込み、3款繰入金で537万8,000円、5款諸収入4万7,000円、6款国庫支出金1,335万円、7款県支出金346万2,000円、8款町債1,080万円を見込んでおります。これらの詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第38号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第38号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 続きまして、議第39号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

[生活環境課長 高野克巳君登壇]

○生活環境課長（高野克巳君） 議第39号の内容説明を申し上げます。

予算書379ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2,294万6,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、債務

負担行為の事項、期間及び限度額を第2表債務負担行為によることとし、第3条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債によることとしました。

390、391ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費では、施設管理として604万3,000円を見込み、2款公債費の550万1,000円については、1項1目の元金399万1,000円、2目利子の151万円であります。

3款1項1目妻良漁業集落環境整備事業費1,140万2,000円は、当該施設の改築工事と公営企業会計導入委託料が主なものであります。

次に、388、389ページをご覧ください。

これら歳出の財源といたしまして、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金231万6,000円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を346万8,000円見込み、3款繰入金で733万9,000円、5款諸収入で7万7,000円、6款国庫支出金で345万円、7款県支出金で89万6,000円、8款町債で540万円を見込んでおります。これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第39号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎議第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（清水清一君） 次に、議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 議第40号の内容説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条において、業務の予定量を定めました。

- 1 総配水量 174万9,000m<sup>3</sup>
  - 2 給水戸数 5,332戸
  - 3 建設改良事業 1億948万6,000円
- 工事費他 1億486万7,000円
- 事務費 461万9,000円

であります。

2ページをご覧ください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款水道事業収益を3億2,869万1,000円と見込み、支出には、第1款水道事業費用として3億4,127万7,000円を計上いたしました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款資本的収入を8,623万5,000円と見込み、支出には、第1款資本的支出を2億384万3,000円としたほか、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,760万8,000円は、過年度損益勘定留保資金1億1,060万1,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額700万7,000円で補填することといたしました。

第5条では、債務負担行為の期間と限度額を規定いたしました。

3ページをご覧ください。

第6条の企業債については、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は本表に記

載のとおりであります。

以下、第7条は一時借入金、第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条において議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条では、棚卸資産の購入限度額を記載のとおり定めております。

次に、予算書25ページの予算実施計画説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入については、1款水道事業収益を3億2,869万1,000円と見込み、内訳では、1項営業収益で2億4,799万円、2項営業外収益で8,070万1,000円であります。

予算書27、28ページをご覧ください。

支出では、1款水道事業費用を3億4,127万7,000円と見込み、内訳では、1項営業費用で3億1,856万6,000円のほか、次ページ、2項営業外費用で2,171万1,000円といたしました。

予算書31、32ページをご覧ください。

資本的収入及び支出については、収入で1款資本的収入を8,623万5,000円見込み、内訳では、1項他会計繰入金1,620万5,000円、2項国県補助金1,518万円、3項企業債3,980万円、5項建設改良工事負担金を1,505万円としました。

各項目の詳細については、右明細欄の付記のとおりであります。

予算書33、34ページをご覧ください。

支出では、1款資本的支出を2億384万3,000円と見込み、内訳では、1項建設改良費で1億948万6,000円、2項企業債償還金で8,435万7,000円でありまして、3項予備費を1,000万円としました。

このほか、予算書4ページから24ページまで予算に関する必須資料として付してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、別資料として水道事業重点施策を添付させていただきましたので、併せてご確認をお願いいたします。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長（清水清一君） 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、議第40号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

予算決算常任委員会に付託されました議案審査のため、明日より3月15日まで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月3日は予算決算常任委員会を午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年3月定例町議会

(第4日 3月16日)

## 令和3年3月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和3年3月16日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第33号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導  
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第36号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議第37号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議第38号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議第39号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第16 議第41号 令和2年度南伊豆町認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事  
変更契約の締結について
- 日程第17 議第42号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第18 閉会中の継続調査申出書

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高野喜久美君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	大野孝行君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤由紀子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤禎明 係長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（清水清一君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年3月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利 貴 男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

---

◎議第27号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） おはようございます。

予算決算常任委員会委員長、長田でございます。よろしくお願いいたします。

委員会報告書。

本委員会に付託された議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1日目、開催月日及び会場、令和3年3月3日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午後0時6分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局職員は記載のとおりであります。

2日目、開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午前9時30分から午前11時34分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第27号 令和3年度南伊豆町一般会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

朗読にて報告いたします。

1款議会費、質疑、意見、要望はありませんでした。

2款総務費及び関連歳入について。

問 石廊崎オーシャンパークは4月から石廊崎区の運営となるが、観光協会や運営団体と役場を入れた中での協議はなされたのか。

答 指定管理の契約を結んでいるのは石廊崎区である。区と観光協会とで協議したと報告を受けている。地域との連携は現在も調整を進めている。

問 公認アンバサダーがユーチューブを中心に人気が出ているが、町の高齢者にその存在が周知されていない。その認識はあるか。

答 町民からもそのようなご意見をいただいている。いろいろな媒体を活用して周知していく。

問 産業団体連絡協議会補助金があるが、コロナ禍における資金需要の対応協議はなされたのか。

答 関係団体である商工会や観光協会による経済に対する要望書が出されているので、特段の協議はしていないが、秋口に経済対策として石廊崎灯台の記念式典とフェスタとの在り方などを協議した。

問 再生可能エネルギー農山村活性化協議会の進捗状況と今後の予定は。

答 岩殿地区でのバイオマス発電所の計画を承認した。今後は、発電に必要な木材の集め方など協議していく。

問 財政管理事務の財源はなぜ一般財源か。

答 2分の1の特別交付税がなされるので一般会計に入れている。

問 大規模改修についての質問がなされた。

答 長期的な見込みを持って財政運営を進めるため、個別に設計計画をしている。

問 各施設の基本計画LCCの質問がなされた。

答 LCCの計画は本庁舎のみができています。全体でもLCCが出せるよう考えています。

問 地域おこし協力隊の定住についての質問があった。

答 これまでに活動を終えた6名のうち4名が定住した。現在活動中の3名のうち1名が3月に活動を終え定住する。

3款民生費及び関連歳入について。

問 高齢者実態把握事業とあるが、コロナ禍により、高齢者のほか独り親世帯など各階層で生活が大変であると思われる。実態把握は困難かと思うが、支援や相談対策は。

答 対策としては、プレミアム商品券を発行し経済的支援を実施する。前回発行を鑑み、分割購入もできるようにする。また、困ったときには役場窓口に相談願いたい。

4款衛生費及びその関連歳入について。

問 順天堂直通バスの利用状況の現状は。

答 運行状況は10月から2月の実績を昨年度と比較すると、下賀茂49名の減、日野35名の減である。

問 減っている理由について分析しているのか。

答 本年度アンケートを実施しており、現状分析並びに利用促進のための方策を検討している。

問 バス利用者が帰宅する際に乗車時間に間に合わず、他の路線や伊豆急を利用している。それに対する補助金を検討する必要があるのでは。

答 以前と比較し発車時間を30分遅くし、利用者の利便を向上させた。本町だけの問題ではないので、アンケート結果を基に利用促進を図り、必要であれば検討していく。

問 ごみ収集袋に名前を記入するが、個人情報の点でいかがか。よい方法を考えてほしい。

答 検討する。

問 ごみ処理委託料の指定管理委託先は。

答 受託者は、南伊豆町に事業所を置いているウォーターエージェンシーに委託している。

問 ごみ委託料とは何か。

答 ごみ処理施設が稼働できなくなった場合を想定して、民間に処理委託をするための費用である。

問 本年度のインフルエンザの発生状況は。

答 県は定点観測をしており、令和3年第7週現在、静岡県全体で2件報告され、昨年、一昨年と比較して大幅に減少している。他の感染症も激減している。

5款農林水産業費及び関連歳入について。

問 森林環境譲与税が毎年増えている。今後どのような使い方を考えているのか。

答 松くい虫の樹幹注入や青野八木山線ののり面整備など考えている。

問 森林整備事業の内容は、継続していくのか。

答 事業体が5年間の計画により、国庫補助を活用した人工林の整備を毎年行っている。民間が行う森林整備は、町としてできることを協力していく。

問 海岸清掃の内容は。

答 国の廃棄物処理の補助金を使って海岸漂着物の処理費を計上している。

問 稚貝稚魚の放流の内容は。

答 漁協からアワビ10万個、マダイは伊浜、下流、小稲に5万尾、クエは横根周辺に3,000尾放流すると聞いている。クエの放流先は共第6号共同漁業権漁場である。

問 クエの放流先が行政区域から外れているが。

答 放流魚が回遊せず一定の場所にとどまるものではあれば当然疑問となる。漁協から計画を上げてもらったものを認証するものであることから、漁協内で再度調整するよう伝える。

問 放流内容の変更は。

答 放流内容の変更は漁協と再度調整する。

問 下流地区海岸保全施設設計委託料は。

答 下流区からの要望による陸閘2基の設計委託料で、令和3年度に設計を実施し、4年度に施工予定。

問 水産多面的機能発揮対策事業の内容は。

答 漁協等が共同して伊浜地区で藻場の再生などを進めている。FNY活動組織が海岸清掃及びサンゴ保全活動を行っている。

問 森林簿の作成はしているか。

答 県が調べて作成している。町は森林整備計画を作成している。

問 森林害虫対策事業の内容は。

答 伐倒事業で21万6,000円、薬剤散布で171万3,000円、薬剤注入に349万2,000円となっている。

6 款商工費及びその関連歳入について。

問 温泉施設指定管理委託料について質問がなされた。

答 温泉施設自体が利益の出る施設ではないということ。指定管理者と協議を重ねた結果での契約を結んでいる。

問 指定管理者の会社にパンフレットなどの協力を申し入れたか。

答 利用推進をお願いしている。

問 短期経営改善資金・小口資金・経済変動対策貸付資金利子補給補助金、町として状況をつかんでいるのか。

答 コロナの影響を受けた中で4月に補正したが、その後、他資金への借換え等により伸びなかった。商工会とも連携を取っている。

問 フェリー負担金の中で、知事が土肥港から松崎新港への考えを示したが。

答 松崎港へのトライアルはあった。トライアルで確認した問題点の改善が必要となる。定期運航ではなくチャーター便や土肥港が利用できないときに緊急の形での使用を検討となる。

問 都市交流の質問がなされた。

答 姉妹都市等物産展事業、東京高円寺阿波おどりバスツアー事業、子ども漁村交流事業、フェスタ南伊豆阿波おどり招待事業、お試し移住ツアー事業、杉並地域大学連携ツアー事業の6事業となる。

問 千畳敷遊歩道整備設計委託料の内容は。

答 木道整備設計を計上した。

問 ユウスゲ公園修繕工事の内容は。

答 公園内の標示看板やベンチの設置である。

問 入間千畳敷遊歩道の整備はできないのか。

答 林道萩原線の利用も含め、入間区と協議していく。

問 都市交流で横浜市との交流はできないのか。

答 縁があるので交流したい。横浜からの移住者も多いので横浜市にアピールしていき

いと思う。

問 町内史跡の式守伊之助の墓の整備は。

答 今後検討していく。

問 環境美化で菜の花畑にライトアップはできないか。

答 実行委員会に声かけしていく。

問 観光トイレは幾つあるのか、老朽化状況は。

答 町には5棟ある。年数がたっているものがあるが簡易的に修繕している。

7款土木費及び関連歳入について。

問 オレンジタウンまでの町道の路側が長く壊れている。町は把握しているのか。

答 連絡をいただいて認識している。

問 津波防災地域づくり推進計画策定委託料による推進計画の趣旨とメリットは。

答 計画は最大クラスの津波を想定し、ソフト対策、ハード対策を組み合わせただ中で、多重防御による津波防災地域づくりを進めるため町の具体的事業などを示したものである。策定することにより津波防護施設整備等の特例措置が活用でき、今までの個々の津波に対する計画を総合的にまとめることができる。

問 町道支障木伐採事業補助金の内容は。

答 町道に支障木がかかっていることで、地元が行う伐採や運搬への補助金である。

8款消防費及び関連歳入について。

問 防災委員の女性の割合は。

答 防災委員を40名委嘱しているうち、女性は1名である。

問 感震ブレーカー設置補助金の内容は。また、何件分の申請を見込んでいるか。

答 感震ブレーカーの設置費用に対して費用の3分の2を補助し、上限を2万5,000円としている。令和3年度は4件の申請を見込んでいる。

問 デジタル同報無線戸別受信機の借受け状況は。1台当たりの単価は。

答 1,066台の申込みがあった。単価は3万9,600円である。

9款教育費及び関連歳入について。

問 いじめの問題でセクハラなど含めて捕捉しているのか。相談窓口はあるのか。

答 静岡県教育委員会でアンケートを行っている。町では教育相談員やスクールカウンセラー等による相談で対応している。学校ではいじめアンケートを行っている。

問 文化財保護活動委託料の内容は。

答 南史会への1年間の保護活動委託料で、令和4年度に町史の第3集産業編発行を予定している。

問 文化財資料収集の現状は。

答 南史会にあるものと図書館にあるものとの把握ができていないのが現状である。

問 史跡等保存活用計画策定費負担金は。

答 今年度から2か年で策定する。令和3年度は松崎町に事務局が移るため負担金を計上している。

10款災害復旧費及び関連歳入について、質疑、意見要望はありませんでした。

11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

問 地方債の借入れ条件欄で、利率が5%から2%に引き下げられているが、その理由は。

答 近年の銀行等の応札利率を勘案して引き下げた。

問 過去に借り入れた高利の起債（4.75%）について、借換えを予定しているか。

答 借換えは制度として認められており、条件が合致すれば借り換えることができる。ただ、当該起債は平成6年に借り入れたものであり、あと数年で償還が終了することから、借換えは予定していない。

問 国が起債総額を抑制しているような動きはあるか。

答 地方債計画では、過疎債あたりは計画額が増加しているため国が意図的に抑制しているということはないと思う。コロナ禍において、税收減などにより財政が悪化した自治体が、将来の償還がきつくなることを危惧して、自主的に抑制していることはあり得ると思う。

以上です。

○議長（清水清一君） それでは、委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 令和3年度南伊豆町一般会計予算認定に当たり、賛成の討論を行います。

令和3年度予算は、4月の町長選挙を控えて骨格予算ということではありますが、非常に重要な位置づけを持っております。それは、前年、令和2年度が新型コロナパンデミックに見舞われて、国民生活や社会機能がスローダウンする、国民生活が異常な制約を受ける中で税収もままならない、そういう中で組まれております。

国民生活を守り、福祉を維持していく自治体の役割を考えたときに、この自治体が組む予算の役割は、そういう点から非常に大きいと言われるものであります。委員会の討論でも申しましたが、こうした骨格の中でも新たに防災デジタル無線整備やインフルエンザのワクチン接種助成をはじめ、また、これまでも積み重ねてきた高校生バス通学助成、小学生のバス通学補助、高齢者の食事サービス、生活支援、出産祝い金、有害鳥獣対策では上乘せがされる、こうしたことはこれまで4年間の積み重ねでありますけれども、引き続きこれが継続される、このことはコロナパンデミックの中でも住民生活を支える大きな要素になってまいりました。予算には一昨年の台風被害の復旧、社会資本の整備といった、これまでにできなかったこともやらざるを得ない、やっつけていかなければならない、そういう制約もありながら、この生活を支える予算をやられる、この点を高く評価したいと思います。同時に、補正予算でも議論されましたけれども、若干ですが、新たな問題で、誘客につながるテニスコートの整備等々の取得もされました。少しずつでも着実に将来を見据えて進んでいく、このことを位置づけていきたいと思っております。

近県、首都圏での新規感染者が下げ止まったことから、緊急事態宣言が解除される見通しとなっています。しかし、このまま大規模な検査等々をやらなければ第4波に発展するおそれがあります。自治体の役割としては、ワクチン接種が遅れている中で、改めて感染予防と住民生活を支える観点をしっかりと引き継いで、私たちも非力ではありますが全力を尽くして取り組むことを表明して、賛成の意思といたします。

○議長（清水清一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第28号～議第30号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第28号から議第30号までの令和3年度南伊豆町各特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時0分から午後1時10分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局職員は記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第28号から朗読します。

議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

問 人間ドック受診補助金での受診の実績は。

答 2月25日現在、申請件数54名、うち追加検査16名である。

問 新年度の目標計画は。

答 新年度の基本検診は100名、追加検査50名を見込んでいる。

議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第28号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第28号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たっての反対討論は、委員会でも述べましたけれども、制度全般に対するものであります。

高齢者が多い中で、現場の努力で本当にこの国民皆保険の趣旨が維持されております。政府が国民健康保険にしっかりと財政手当てを戻すことを強く望んで反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第29号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第29号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たっての反対の意思は、これも委員会で表明しましたが、現場の取組に対しては高く評価するものの、いわゆる保険あって介護なしの状態でなくするよう、やはり制度の改善を強く求めて反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第30号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第30号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たっての反対討論であります。

これは、制度そのものが後期高齢者を差別するというのみならず、今回は高齢者に対する負担が、これが大幅に上がりました。こうしたことは時代の、要するに逆行するものであり、また高齢者の実態、感染症のパンデミックの中でも逆行するもので、到底許せないものであります。制度の改変を要求して反対の意思とさせていただきます。

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第28号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第29号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第29号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第30号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 賛成多数です。

よって、議第30号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第31号～議第34号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第33号 令和3年度南伊豆町三

坂財産区特別会計予算及び議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○**予算決算常任委員長（長田美喜彦君）** 本委員会に付託された議第31号から議第34号までの令和3年度南伊豆町各特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時12分から午後1時15分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第31号から朗読します。

議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第33号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第31号 令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第32号 令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第33号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

議第34号 令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

質問、意見要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第31号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第32号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第33号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第34号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第31号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第32号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第33号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第34号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第35号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時15分から午後1時17分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。

議第35号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中、質疑、意見要望はありませんでした。

以上です。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議第36号～議第39号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第36号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第37号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第38号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第39号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君） 本委員会に付託された議第36号から議第39号までの令和3年度南伊豆町各特別会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時17分から午後1時20分。

委員会の出席状況、事務局説明のために出席した町当局職員は記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、議第36号から朗読します。

議第36号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第37号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第38号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第39号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

質問、意見要望はありませんでした。

○議長（清水清一君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第37号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第38号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、議第39号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第38号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第39号議案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議第40号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算を議題

とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○**予算決算常任委員長（長田美喜彦君）** 本委員会に付託された議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、令和3年3月4日、南伊豆町役場議場。

会議時間、午後1時20分から午後1時32分。

委員会の出席状況、事務局説明のため出席した町当局職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。

議第40号 令和3年度南伊豆町水道事業会計予算、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項。

問 国土強靱化補助金を利用しているか。

答 利用している。今後は経営状況を見ながら、事業規模について検討する。

問 当年度繰越利益剰余金が減っているが、経営状況はどうか。

答 大変に厳しい経営状況となっている。

問 青野大師ダム負担金はどのようなものか。

答 県で事業を行っている青野大師ダムの長寿命化対策の負担金である。

問 注記での固定資産のグループ化の方法で、全体を1つの固定資産グループとしているとはどのようなことか。

答 注記での固定資産の減価償却の方法の記載のとおりとなっている。

以上です。

○**議長（清水清一君）** 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（清水清一君）** 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第41号 令和2年度南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事変更契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年9月25日開催の9月議会定例会において議決を受けた、南伊豆認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事について、合併処理槽の仕様変更等による契約額の減額変更に加え、設計変更に伴う建材の納入等に不測の日数を要したことから、工事期間延長をお願いするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第42号 令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次及び第2次交付分を充当して実施した事業の完了等に伴い、予算額を清算することが主な内容であり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,289万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,578万8,000円とするものがあります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費から3,773万4,000円、教育費の教育総務費から

2,100万7,000円を減額する一方、商工費については93万4,000円を増額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、国庫補助金7,298万9,000円、基金繰入金2,411万円を減額する一方、県補助金については4,420万8,000円を増額するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第42号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から5,289万1,000円を減額し、予算の総額を67億6,578万8,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費の地方創生事業では4,898万3,000円を減額いたしました。これは、新型コロナウイルス蔓延防止対策として実施した小規模事業者電子決済導入支援委託料2,977万6,000円や、新型コロナウイルスの拡大により新たな経済負担を背負うこととなった事業者等への支援策として新たに創設した事業再開支援金1,752万7,000円及びイベント等事業中止補償金158万5,000円を減額したことによるものでございます。なお、いまだ収束の行方さえ見えないコロナ禍において、これらの事業については、今回、一旦、事業費を清算いたしますが、令和3年度補正予算に改めて予算を計上し、継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、18ページ、19ページをご覧くださいと思います。

9款教育費の1項2目事務局費では、2,100万7,000円を減額いたしました。これは、学校内での感染拡大の防止を図る上で重要な役割を果たすサーモグラフィーや空気清浄機などの備品購入事業が終了したこと及びICT教育充実のため、町内全小・中学校の児童生徒に配布するパソコンの購入事業が終了したことによる減額でございます。

減額とさせていただいた項目のうち、主なものについての説明は以上となりますが、本補正予算におきましては増額要求も幾つかございますので、そちらにつきましても説明をさせ

ていただきます。

戻っていただいて、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

6款商工費の1項3目観光費の観光振興事業のうち、宝探し誘客促進委託料に850万円を増額いたしました。これは、自然資源を活用した町内周遊型の観光コンテンツとして今年度開発した「宝探しゲーム 南伊豆大秘境」について、告知とイベント運営業務を委託するための経費でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した観光交流客数の一日も早い回復を目指すため、年度末ではございますが、本補正予算に計上し、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

次に、18、19ページをご覧いただきたいと思います。

9款教育費の2項小学校費と3項中学校費で合わせて400万円を増額いたしました。これは、文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金交付要綱が令和3年2月に一部改正をされ、コロナ禍において円滑な教育活動を継続するために必要な消耗品及び備品の購入について、国庫補助金の対象とされたことから、各小・中学校管理事務費に必要経費を計上したことによるものでございます。こちらも補正予算成立後では業者の決定及び年度内納品が見込めないことから、繰越明許費を設定し、事業を実施するものでございます。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明をさせていただきます。

12、13ページをご覧いただきたいと思います。

16款2項1目の総務費国庫補助金では、7,617万9,000円を減額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次及び第2次交付分について、充当して実施した事業の完了等に伴い、予算額を減額するものであります。また、7目教育費国庫補助金では219万円を増額いたしました。こちらは、さきの消耗品及び備品購入費の財源として、国から交付されるものでございます。

次に、17款2項1目の総務費県補助金に4,401万2,000円を増額いたしました。これは、Go To トラベルの全国一斉停止や首都圏の緊急事態宣言等によりダメージを受けた地域経済の早期回復を図ることを目的に、2月の静岡県議会で成立した県補助金でありまして、当町では、今回予算化した宝探し誘客促進委託料や、補正予算（第10号）により予算化をいたしました第2弾プレミアムつき商品券事業の財源として活用をさせていただきます。なお、今回の県補助金の増額により、20款2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を2,411万円減額し、財源調整を図らせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○5番（谷 正君） 補正予算書の今、総務課長が説明をいただいたんですが、6ページの第2表の繰越明許費と、9款の教育費の関係の予算書の19ページの小・中学校の例のコロナ対策の、1校当たり80万のこの内容についてちょっと確認させていただきます。

繰越明許費の資料表を見ますと、需用費と備品購入費であります。この1校当たり80万というのは頭からもう決まっちゃって、需用費と備品購入費の中でこのやりとりというのはしているのか。だから、頭から単純に80万1校当たり来ますよという。これは2月に補助金要綱が変更されているという、そういう形で変更されているのかというのは、学校というのは小規模校、中規模校、大規模校とあって、学校関係者、児童生徒を含んだ中で人数が小さいのと大きいのとありますよね。仮に南伊豆なんかだと100人ぐらいから、都市部だと5、6百人の中で、そういう形で単純にこれが80万なら80万ぽんと来て、こちらのほうで教育委員会なら教育委員会でこの中を割り振りをして、南伊豆の場合ですと小・中学校の児童生徒が、いわゆるばらつきもあるんですが、80万という形で押さえてあるのか、その辺はどういうふうな作業をやったのかちょっと教えてください。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

国のその事業の実施要綱につきましては、各校への割り振りの金額というのは児童数で決められております。それで、うちのほうといたしましては、小学校としては児童数が1名から300名については上限が40万円という形で決まっております。ただ、これは2分の1の補助ということで、あとの2分の1は自主財源ということになります。ただ、この自主財源につきましては、当町におきましてはこのコロナの臨時交付金の部分を当て込むという形になっております。これは中学校でも同様でありまして、生徒数割で金額のほう決まっております。こちらのほうもうちのほうの生徒数は1名から300名ですので、こちらも補助金については40万という形で、学校規模によって補助額というものは変わってくるという状況でございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 谷正君。

○5番（谷 正君） そうしますと、小学校3校、中学校2校の中で、今の局長の説明です

と、南伊豆の場合は300名が全部中に入るわけですね、5校とも入りますよね。そうした中で、この中の割り振りというのは、あくまでもその個々の学校の人数によって消耗品も備品も補助対象が変わってきますから、この南伊豆の中でもばらつきをやったと、予算計上したと、そういう考えでいいですか。

○議長（清水清一君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

各学校での金額というのはもう80万という形でいっているという部分のご理解いただけたと思います。その中でどういうものを購入するかという部分ということなんですかね。そういう部分では、使用するその用途というのは、工事とかそういうものには使用できないという形になっておりますので、おのずからどうしても消耗品か備品という形にはある程度なるかと思えます。そういった中で何を買うか、備品にどれだけやるか、消耗品にどれだけやるかという部分は各校の裁量に任せて計上したということでございます。

以上です。

○議長（清水清一君） 漆田修君。

○9番（漆田 修君） 同じです。

○議長（清水清一君） 同じだから。

じゃ、そのほかにございますか。

加畑 毅君。

○4番（加畑 毅君） 教育費の関連で質問させていただきたいんですけれども、これは町内の小・中学校というよりも高校のことです。

事前にも相談したんですけれども、入学式、卒業式に対しての電報の件なんですけれども、これが南伊豆があつたりなかったり、東中学校はあつたり、伊豆中はなかったりという現象が続いておまして、県立高校に対しての予算なのでこれを教育委員会に要求するのがどうかという話もあるんですけれども、実際にそこにいた生徒、それから保護者にしてみれば、南伊豆中学校からの電報がないという状況というのは、やはり目の当たりにした保護者からはちょっとショックだよねという話がありました。今までも実際あつたんですけれども、実際うちの子も該当していたときがありましたので、その辺は遠慮させていただいていたんですけれども、連続してそういう声が出ているということで、予算規模が小さいからというわけではないんですけれども、検討いただけたらと思いますけれども。

町長、コメントいただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（清水清一君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今までに確かに前例がなかったということで、私どももそのような祝電等実施していなかったということは現実でございます。今後についてはどのようにするかというのは、祝電を打つにしても金額としても知れている金額でありますし、今は電報でなくても学校側にメールを送るということでも、文章としてそのような気持ちを表すという形があればいいのかなと思いますので、その辺のところは前向きに考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水清一君） そのほかにございませつか。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎閉会中の継続調査申出書

○議長（清水清一君） 日程第18、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（清水清一君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和3年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

## 令和3年3月議会定例会審議結果

議案番号	件目	議決年月日	結果
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2月26日	同意
議第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第9号))	2月26日	原案可決
議第5号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第10号))	2月26日	原案可決
議第6号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第7号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第8号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第9号	南伊豆町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第10号	石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第11号	南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	2月26日	原案可決
議第12号	南伊豆町児童福祉施設使用料徴収条例制定について	2月26日	原案可決
議第13号	財産の取得について(テニスコート)	2月26日	原案可決
議第14号	令和2年度南伊豆町役場庁舎非常用自家発電設備更新工事契約の締結について	2月26日	原案可決
議第15号	令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道石井区内7号線道路改良工事変更契約の締結について	2月26日	原案可決
議第16号	令和2年度道路メンテナンス事業前原橋橋梁補修工事変更契約の締結について	2月26日	原案可決
議第17号	令和2年度南伊豆町一般会計補正予算(第11号)	2月26日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第18号	令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	2月26日	原案可決
議第19号	令和2年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)	2月26日	原案可決
議第20号	令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	2月26日	原案可決
議第21号	令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計補正予算(第1号)	2月26日	原案可決
議第22号	令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	2月26日	原案可決
議第23号	令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	2月26日	原案可決
議第24号	令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	2月26日	原案可決
議第25号	令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	2月26日	原案可決
議第26号	令和2年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)	2月26日	原案可決
議第27号	令和3年度南伊豆町一般会計予算	3月16日	原案可決
議第28号	令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算	3月16日	原案可決
議第29号	令和3年度南伊豆町介護保険特別会計予算	3月16日	原案可決
議第30号	令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	3月16日	原案可決
議第31号	令和3年度南伊豆町南上財産区特別会計予算	3月16日	原案可決
議第32号	令和3年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算	3月16日	原案可決

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第33号	令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算	3月16日	原案可決
議第34号	令和3年度南伊豆町土地取得特別会計予算	3月16日	原案可決
議第35号	令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算	3月16日	原案可決
議第36号	令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算	3月16日	原案可決
議第37号	令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算	3月16日	原案可決
議第38号	令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算	3月16日	原案可決
議第39号	令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算	3月16日	原案可決
議第40号	令和3年度南伊豆町水道事業会計予算	3月16日	原案可決
議第41号	令和2年度南伊豆町認定こども園地域子育て支援センター棟整備工事変更契約の締結について	3月16日	原案可決
議第42号	令和2年度南伊豆町一般会計補正予算（第12号）	3月16日	原案可決